

参考資料3：地域防災計画上のジェンダー平等に関する記載状況

2018年3月30日

内閣府

地域防災計画上のジェンダー平等に関する記載状況

			(都市名の * 印は政令指定都市)		
都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及		
札幌市*	地震災害対策編	第1章 総則 第2節 計画の体系と構成 第3 札幌市の防災組織	*1(札幌市防災会議)の構成機関・団体 市長が防災上必要と認める者 札幌市女性団体連絡協議会 *2(地震対策部会)の構成機関・団体 市長が防災上必要と認める者 札幌市女性団体連絡協議会		
		第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い地域づくり 第1 自主防災組織の推進	活動及び活動組織の編成(例) 既存組織「女性部」災害時の主な活動「給食給水班(救援物資の配布、飲料水の確保、炊き出しなど)」 平常時の主な活動「備蓄物の点検、給水拠点の把握」		
		第2章 災害予防計画 第10節 被災者支援の体制づくり 第4 避難場所の整備	対策の現状及び計画 2 避難場所運営のための検討「保健福祉局総務部総務課、危機管理対策室危機管理対策部危機管理対策課」 「男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した避難場所運営を行える体制について検討を行う。」		
		第3章 災害応急対策計画 第7節 避難	この節の対策で想定される事態と課題 「被災女性のニーズを反映するため、相談窓口の設置や女性に配慮した避難場所環境の改善及び確保などが必要となる。」		
		第3章 災害応急対策計画 第7節 避難 第2 避難場所の運営	「なお、避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した運営に努めるものとする。」		
		第3章 災害応急対策計画 第15節 要配慮者対策 第4 乳幼児・妊産婦・難病患者対策	地震が発生した場合には、医療機関などの関係機関の被害状況や、乳幼児・妊産婦・難病患者の状況を把握する。避難場所では、授乳室等の確保やボランティアによる育児支援を行う。また、必要に応じて医療サービスの提供可能な施設等に移送する。		
		第4章 災害復旧・復興計画 第2 節 市民生活安定への支援 第1 市民への生活支援	母子・父子・寡 婦福祉貸付金 被災したひとり親家庭や寡婦に 対し、事業継続資金や住宅資金 等を貸し付ける。		
		第4章 災害復旧・復興計画 第4 節 災害復旧事業の推進 第1 激甚法による災害復旧事業	その他の財政援助 及び助成 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例 (法 20 条)		
		青森市	災害予防計画編	第1章 総則 第4節 各機関の実施責任	なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策の方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。」
				第1章 総則 第5節 青森市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者「自主防災組織・青年団・女性団体・町会・町内会等」
第2章 災害予防計画 第1部 防災意識の高揚 第1節 防災教育及び防災思想の普及	…防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び市民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、災害時要援護者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するように努める。				
第2章 災害予防計画 第1部 防災意識の高揚 第1節 防災教育及び防災思想の普及 第2 市民に対する防災思想の普及	「(2)青森市が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の推進を図る。」				
第2章 災害予防計画 第2部 救援・救護体制の整備 第4節 避難対策 第1 避難所の選定	3. 指定避難所の指定基準 ウ. 福祉避難所に関する指定基準 福祉避難所は、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等のために開設する避難所として、バリアフリー化され、相談等の支援体制を行うことのできる施設などについて、福祉避難所の確保に関する協定を締結した施設を指定する。				
第2章 災害予防計画 第2部 救援・救護体制の整備 第4節 避難対策 第2 避難所の整備	避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の整備のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設、設備の整備に努める。				

			(都市名の * 印は政令指定都市)
都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
青森市	災害予防計画編	第2章 災害予防計画 第3部 地域防災活動の促進 第1節 自主防災組織の確立 第2 自主防災組織の育成強化	「自主防災組織の結成、組織化は、当該地域の市民により自主的に行われることが望ましいが、その結成が促進されるよう、既存の町会及び町内会に対する支援を行うほか、結成された自主防災組織育成のための活動支援並びにその要となる優れたリーダーの育成等に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努める。」
		第2章 災害予防計画 第3部 地域防災活動の促進 第2節 民間防火組織等の結成・育成 第3 民間防火組織の育成	火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とすることから、青森地域広域事務組合消防本部は、自主消防体制として学区、行政区等ごとの女性防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を実施することなどによって、災害への対応を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導するものとする。
		第2章 災害予防計画 第4部 自治体・民間団体・企業・地域・ボランティア等との連携 第2節 災害時要援護者等安全確保対策 第2 災害時要援護者の支援体制の整備等	災害に備えて、地域住民の中でも特に、避難行動に支援を必要とする災害時要援護者を保護するため、関連施設の安全性の確保及び支援体制、避難誘導体制等の整備並びに応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 (3)青森市は、上記の取組を支援するため、関係部局や青森県で保有把握している避難行動要支援者に係る個人情報を利用して、避難行動要支援者名簿を編成する。また、名簿に掲載する者の範囲は以下の通りとする。 ⑦その他、避難行動に支援を必要とする者(傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等)
		第2章 災害予防計画 第5部 自然の保全と災害に強い都市整備 第11節 火災予防対策	(3)民間防火組織の育成 ①火災予防の知識を習得させ火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、女性防火クラブを育成指導する。
		第1章 災害応急対策計画 第4節 情報収集及び被害等報告 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第1章 災害応急対策計画 第6節 災害広報・情報提供 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第1章 災害応急対策計画 第6節 災害広報・情報提供 第2 青森市の災害広報	2. 実施担当 健康福祉部 保健班 ・災害時要援護者(傷病者及び妊産婦)の安全確保対策に関すること。 3. 災害広報の実施方法 (1)市民への広報 ウ. 災害時要援護者への広報 健康福祉政策班長(健康福祉政策課長)は、関係各班と連携し、町会及び町内会、災害ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する災害広報に努めるものとする。
		第1章 災害応急対策計画 第7節 避難 第6 避難所の開設	また、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要配慮者等に十分配慮して、福祉避難所を開設するとともに、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。 6. 避難所の運営 (4)避難所におけるプライバシーを確保するとともに、災害時要援護者及び男女のニーズの違い等男女双方の視点などへの配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
		第1章 災害応急対策計画 第13節 食料供給 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」炊き出し場所の提供に関すること。」
		第1章 災害応急対策計画 第15節 応急仮設住宅供給 第2 応急仮設住宅の建設及び供与	応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、子供や女性に配慮しつつ、生活者の意見を反映できるように努める。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
青森市	風水害等対策編	第1章 災害応急対策計画 第22節 労務供給 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第1章 災害応急対策計画 第22節 労務供給 第2 実施内容	・1. 労務の確保 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図るものとする。 ・2. 奉仕団の編成及び従事作業 (1)奉仕団の編成 奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成するものとする。
		第1章 災害応急対策計画 第28節 警備対策 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第3章 災害復旧計画 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	4. 生業資金の確保(県健康福祉部、市総務部、健康福祉部) (2)母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付 実施機関:市 申込先:子育て支援課
	地震・津波対策編	第1章 災害応急対策計画 第4節 情報収集及び被害等報告 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
			2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第1章 災害応急対策計画 第6節 災害広報・情報提供 第1 実施責任者等	2. 実施担当 健康福祉部 保健班 ・災害時要援護者(傷病者及び妊産婦)の安全確保対策に関すること。
			3. 災害広報の実施方法 (1)市民への広報 ウ. 災害時要援護者への広報 健康福祉政策班長(健康福祉政策課長)は、関係各班と連携し、町会及び町内会、防災ボランティア、国際交流協会等の協力を得て、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対する災害広報に努めるものとする。
		第1章 災害応急対策計画 第7節 避難 第6 避難所の開設	また、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の災害時要配慮者に十分配慮して、福祉避難所を開設するとともに、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
			6. 避難所の運営 (4)避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び災害時要援護者への配慮を行い、良好な生活環境の確保に努める。
第1章 災害応急対策計画 第8節 津波災害応急対策 第4 避難		(1)住民避難 ア. 避難の勧告 津波の到達に時間的余裕がある場合に勧告し、高齢者、乳幼児、妊産婦及び傷病者等を優先的に避難させるとともに、津波危険予想地域内の物件(自動車等)を移動させるほか、津波危険予想地域内への立入りを禁止するなどの措置を行う。	
第1章 災害応急対策計画 第14節 食料供給 第1 実施責任者等		2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」	
第1章 災害応急対策計画 第16節 応急住宅供給 第2 応急仮設住宅の建設及び供与	4. 運営管理 応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、子供や女性に配慮しつつ、生活者の意見を反映できるよう努める。		
第1章 災害応急対策計画 第23節 労務供給 第1 実施責任者等	地震・津波災害時において、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、女性団体、町会及び町内会の自治組織の協力及び労務者の雇用により、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るものとする 2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」		

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
青森市	地震・津波対策編	第1章 災害応急対策計画 第23節 労務供給 第2 実施内容	1. 労務の確保 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、青年団、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図るものとする。 2. 奉仕団の編成及び従事作業 (1)奉仕団の編成 「奉仕団は、日赤奉仕団、青年団、女性団体及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成するものとする。」
		第1章 災害応急対策計画 第28節 警備対策 第1 実施責任者等	2. 実施担当 市民生活部・人権男女共同参画班「女性団体等に対する各種連絡等に関すること。」
		第2章 災害復旧対策計画 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	4. 生業資金の確保(県健康福祉部、市総務部、健康福祉部) (2)母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付 実施機関:市 申込先:子どもしあわせ課
		第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
盛岡市	本編	第2章 災害予防計画 第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針	1 地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域防災活動活性化計画 第4 消防団の活性化	(7) 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進
		第2章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画 第2 実施要領	2 実施に当たって留意すべき事項 (5)要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等をいう。以下同じ。)を対象とした訓練の実施(医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。
		第2章 災害予防計画 第5節 避難対策計画 第3 避難場所等の整備等	3 避難場所等の環境整備 (11)プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
		第2章 災害予防計画 第11節 生活関連物資等の確保計画 第3 食料及び生活必需品の確保	1 備蓄食料、毛布、その他必要な物資の備蓄に努め、備蓄に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮する。
		第2章 災害予防計画 第23節 ボランティア活動の環境整備計画 第2 活動環境の整備	5 関係団体等の協力 イ 女性団体
		第3章 災害応急対策計画 第14節 災害救助法の適用計画 第3 実施要領	4 救助の種類、程度、期間等 救助の種類 助産 備考 妊婦等の移送日は、別途計上する。
		第3章 災害応急対策計画 第15節 避難・救出計画 第3 実施要領	4 避難場所等の開設及び運営 (2)避難場所等の運営 エ 市本部長は、避難場所等における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。(4)可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮
		第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者の対応計画 第1 基本方針	被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者、外国人等の要配慮者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。
		第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者の対応計画 第3 実施要領	3 被災した要配慮者の対策 (4)妊産婦及び傷病者等に係る対策 要配慮者の状況に応じて、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講ずる。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
本編		第3章 災害応急対策計画 第19節 食料・生活必需品供給計画 第3 実施要領	2 供給物資の種類等 (2) 食料以外の物資の種類等 高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。
		第4章 災害復旧・復興計画 第3節 復興計画の策定 第2 復興方針・復興計画の策定	1 計画策定組織の整備 女性や要配慮者の意見が反映されるよう女性等の参画促進に努める。
盛岡市	震災対策編	第4章 災害復旧・復興計画 第3節 復興計画の策定 第3 復興事業の実施	4 その他特別の財政援助及び助成 (4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による国の貸付の特例
		第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第1 基本方針	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域防災活動活性化計画 第1 基本方針	1 地域住民が「自分達の地域は自分達で守る」という、自主的な防災活動を促進するため、自主防災組織の育成及び強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域防災活動活性化計画 第4 消防団の活性化	(7) 青年層、女性層及び公務員の消防団員への加入促進
		第2章 災害予防計画 第3節 防災訓練計画 第2 実施要領	2 実施に当たって留意すべき事項 (5) 要配慮者(高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等をいう。以下同じ。)を対象とした訓練の実施 医療施設、福祉施設等における入居者の避難、誘導など、要配慮者を対象とした訓練を実施する。
		第2章 災害予防計画 第4節 避難対策計画 第3 避難場所等の整備等	3 避難場所等の環境整備 (1) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した環境の整備
		第2章 災害予防計画 第10節 生活関連物資等の確保計画 第3 食料及び生活必需品の確保	1 備蓄食料、毛布、その他必要な物資の備蓄に努め、備蓄に当たっては、高齢者、障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮する。
		第2章 災害予防計画 第18節 ボランティア活動の環境整備計画 第2 活動環境の整備	5 関係団体等の協力 市は、あらかじめ、次の団体等と地震災害時における防災活動への協力方法等について協議する。 Ⅰ 女性団体
		第2章 災害予防計画 第22節 原子力災害予防対策計画 第2 防災知識の普及	避難時等の男女のニーズの違い等男女双方の視点にも配慮する。
		第3章 災害応急対策計画 第15節 避難・救出計画 第3 実施要領	4 避難場所等の開設及び運営 (2) 避難場所等の運営 エ 市本部長は、避難場所等における生活が長期化すると認められる場合は、避難者の協力を得ながら、次の措置をとる。(4) 可能な限りのプライバシーの確保及び男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮
		第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者の対応計画 第1 基本方針	被災した乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者、外国人等の要配慮者に対し、被災状況及び福祉要望の把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。
		第3章 災害応急対策計画 第17節 要配慮者の対応計画 第3 実施要領	3 被災した要配慮者の対策 (4) 妊産婦及び傷病者等に係る対策 要配慮者の状況に応じて、高齢者、障がい者及び幼児・児童に係る対策に準じて対策を講ずる。
		第3章 災害応急対策計画 第19節 食料・生活必需品供給計画 第3 実施要領	2 供給物資の種類等 (2) 食料以外の物資の種類等 また、高齢者、障がい者、乳幼児、女性等については、介護用品、育児用品、女性用品等の態様に応じた物資の調達に十分配慮する。
第4章 災害復旧・復興計画 第3節 復興計画の策定 第2 復興方針・復興計画の策定	1 計画策定組織の整備 学識経験者、公的団体、産業界、地区住民の代表等で構成する計画策定検討組織を設置する。この場合において、女性や要配慮者の意見が反映されるよう女性等の参画促進に努める。		

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
仙台市*	共通編	第1部 総則 第1章 計画の考え方 第3節 基本理念及び基本方針 2. 基本方針	(2) 災害時要援護者に配慮した災害対策 高齢者、障害者、乳幼児を持つ親、妊産婦、外国人など、介助を必要とせずに行動することや十分な情報を得ることが難しい災害時要援護者の方々が、必要以上の負担や苦痛を強いられることがないよう、あらゆる災害対策において、それぞれの態様やニーズの違いに応じた配慮をしながら取り組みを進めていきます。 (3) 男女共同参画の視点を取り入れた災害対策 男女が共に個人として尊重され、いずれの活動においても、とりわけ意思決定の場から参画する機会を確保するという男女共同参画の視点を取り入れることは重要です。各種対策を進めるに当たっては、それぞれの場面で女性の意見や声が正しく反映されるよう、その参画を促すとともに、性別等によるニーズの違いに対し十分配慮します。 特に避難所での避難者への対応、役割分担などは画一的になりがちで、とすれば女性のニーズに対する配慮に欠けることも考えられますので、女性の視点を反映させた避難所運営を進めていきます。
		第2部 災害予防計画 第1章 自助・共助 第6節 住民ネットワークで地域を守る 1. 組織的に地域を守る	(3) 地域に仙台市地域防災リーダー(SBL)を配置する。Ⅰ 地域防災リーダーの位置づけ 男女共同参画の観点から女性の参画を推進することも必要です。 (4) 婦人防火クラブの活動 市は、住宅火災の防止対策として、家庭における防火の中心的な役割を担っている主婦の方々に対し、火災予防に関する知識と防火意識の啓蒙の必要性が求められたことから、昭和38年に婦人防火クラブを設立しています。 婦人防火クラブは、東日本大震災の経験を踏まえ、町内会等と連携した地域ぐるみの防災訓練・講習会の実施や家具の転倒防止の呼びかけ等地震への備えの啓発により、地域防災力の向上に努めます。
		第2部 災害予防計画 第1章 自助・共助 第6節 住民ネットワークで地域を守る 2. 災害時に支援が必要な方々を地域で守る	(1) 災害時要援護者の定義 災害が発生した場合、必要な情報を迅速かつ的確に入手し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動において第三者の支援を必要とする人です。具体的には、平常時から介護及び行動の補助など何らかの支援を必要とする高齢者及び障害者(身体障害、知的障害、精神障害、発達障害のある人など)や、状況によっては妊産婦、乳幼児、外国人も対象になります。
		第2部 災害予防計画 第1章 自助・共助 第6節 住民ネットワークで地域を守る 3. 避難所の運営	(1) 避難所の運営体制 Ⅰ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図ります。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮します。Ⅱ 避難所運営においては、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮します。
第2部 災害予防計画 第2章 公助 第7節 自主防災体制の整備	地域の防災体制整備や災害時の対応においては、男女共同参画の意識をもって取り組むものとする。		
第2部 災害予防計画 第2章 公助 第8節 自主防災体制の整備 3. 仙台市地域防災リーダー(SBL)の養成支援	(2) 地域防災リーダーの養成促進 男女共同参画の観点から、防災に対する女性の視点の重要性に配慮し、女性の地域防災リーダーの養成を併せて推進する。		

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
仙台市*	共通編	第2部 災害予防計画 第2章 公助 第10節 避難所運営体制の整備 2. 避難所運営体制の整備	(1) 避難所運営の基本方針 ウ 避難生活の長期化に備え、避難所の中に避難者等で構成される「避難所運営委員会」を立ち上げ、委員会による自主的な運営体制への早期移行を図る。なお、委員会の構成については、男女共同参画の観点から女性の参画に十分配慮する。 エ 避難所運営においては、災害時要援護者や性別等によるニーズの違い、避難者の健康管理やプライバシーの確保等に配慮する。
		第2部 災害予防計画 第2章 公助 第11節 災害時要援護者対策の推進	また、妊産婦、乳幼児・児童、外国人についても、災害時などの緊急的な状況において手助けが必要となる可能性があることから、状況によって対象とする。
		第2部 災害予防計画 第2章 公助 第11節 災害時要援護者対策の推進 2. 在宅要援護者への支援対策	(1) 対象者 イ 被災したことにより手助けが必要な者 妊産婦、乳幼児のいる家庭など
		第2部 災害予防計画 第2章 公助 第11節 災害時要援護者対策の推進 5. 妊産婦・乳幼児のいる家庭に対する災害予防計画	(1) 防災意識の啓発 市は、妊産婦や乳幼児のいる家庭に対し、避難所の周知を図るとともに、緊急時の避難ルート等の確認や家庭内備蓄等、日頃より心がけておくことが必要な対応について情報を提供し、防災意識の啓発を図る。 (2) 地域の支援者等との連携 市は、地域団体等に対して、見守り活動などを通じて日頃から妊産婦・乳幼児のいる家庭の 状況把握に努め、災害時の支援につなげるよう働きかける。また、妊産婦や乳幼児のいる家庭 には、日頃から地域の防災訓練などに積極的に参加し、地域団体等との連携を図るよう啓発する。
		第2部 災害予防計画 第2章 公助 第12節 物資・資機材等確保体制の充実 2. 公的備蓄の推進	(3) 流通在庫備蓄〔備蓄量の考え方〕 ③ 生理用ナプキン 10 歳～54 歳女性人口×予想避難割合×1 日必要量×2 日分×必要日数割合×0.5
		第2部 災害予防計画 第2章 公助 第17節 教育・訓練の推進 6. 防災訓練	(1) 仙台市総合防災訓練 イ 市民力・地域力を生かした避難所運営体制の構築 地域における安否確認や災害時要援護者の支援などの自主防災訓練を実施するとともに、男女共同参画の視点等を取り入れた、避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練などを行う。
地震・津波災害対策編	第1章 自助・共助 第5節 災害時要援護者を支援する	第1章 自助・共助 第5節 災害時要援護者を支援する	災害時要援護者は、災害発生時及びそのおそれがあるときに、災害情報の入手が困難、若しくは自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人です。状況によって妊産婦、乳幼児、外国人も含みます。
		第1章 自助・共助 第6節 避難所を主体的に運営する 3. 避難所運営委員会の活動	イ 性別等によるニーズの違いへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、性別等によるニーズの違いに対する配慮に努めます。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮します。
		第1章 自助・共助 第9節 広聴相談を利用する	【参考】市の取り組み 4. 専門相談窓口の設置 市では、災害の状況により必要と認められたときは、法律問題や災害時に増えるといわれているドメスティック・バイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するための専門相談窓口を設置します。
		第1章 自助・共助 第5節 災害時要援護者を支援する	カ 食料・物資の確保(食料物資班) 必要な食料や物資の把握を行う際には、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへの配慮に努めます。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
仙台市*	地震・津波災害対策編	第2章 公助 第8節 災害広報・広聴計画 3. 広聴相談活動	【参考】市の取り組み 5. 女性支援センターの設置 市民部は、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営するせんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行います。 (5) 専門相談窓口の設置 市民部及び区本部は、災害の状況により必要と認められたときは、法律問題や災害時に増えるといわれているドメスティック・バイオレンス被害などの女性相談等、専門的な問題の迅速な解決に資するため、市民のための専門相談窓口を設置する。 (6) 女性支援センターの設置 市民部は、災害の状況により必要と認められたときは、仙台市男女共同参画推進センター内に女性支援センターを設置し、専門相談窓口の一つとして女性のための相談窓口を開設するとともに、同センターを運営する公益財団法人せんだい男女共同参画財団と共に、被災女性のニーズの把握に努め、NPO 団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。
		第2章 公助 第12節 避難所運営計画	(5) 避難所運営委員会の活動 ア 避難者への配慮 ② 性別等によるニーズの違いへの配慮 男女別の更衣スペースやトイレ、洗濯物干し場、授乳のためのスペースの確保等、性別等によるニーズの違いに対する配慮を行う。また、避難所運営委員会への女性の参画に配慮し、女性のニーズの把握や相談が円滑に行われるよう配慮することや、災害時要援護者等への配慮などの意見を取り入れた避難所運営を行う。 (5) 避難所運営委員会の活動 イ 避難所運営で行う主な活動 ⑥ 食料・物資の確保(食料物資班) 必要な食料や物資の把握を行う際は、毛布・食料・飲料水のほか、紙おむつ・おかゆ・粉ミルク・生理用品・薬品等、災害時要援護者や女性等のニーズ、アレルギー疾患やプライバシーへ配慮する。
		第2章 公助 第13節 災害時要援護者への対応計画 4. 在宅要援護者への支援対策	(1) 対象となる方 イ 被災したことにより手助けが必要な方 妊産婦、乳幼児のいる家庭など
		第2章 公助 第14節 物資供給計画 2. 食料の供給	(4) 食料の配付 配付は、原則として、避難所において行う。ただし、障害者及び高齢者等の要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から外出することができない者に対しては、食料の購入ができない状況が長期化する場合等において、健康福祉部は地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配付を行う。
		第2章 公助 第14節 物資供給計画 3. 生活物資の供給	生活物資の確保に当たっては、災害時要援護者、女性や子育て家庭の避難生活等に配慮する。 (4) 物資の配付 配付は、原則として、避難所において行う。ただし、障害者及び高齢者などの要援護者や被災したことにより支援が必要となる妊産婦などで自宅から避難することができない者に対しては、生活物資の購入ができない状況が長期化する場合等において、健康福祉部は地域団体等の協力を得て必要に応じて巡回等により配付を行う。
		第2章 公助 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 5. 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	災害により被害を受けた母子・父子家庭や寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため無利子又は低利子で各種資金の貸付を行う。
		第2章 公助 第35節 民生安定のための緊急措置に関する計画 11. 子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成における特例	子ども医療費、心身障害者医療費及び母子・父子家庭医療費助成事業においては、所得制限により対象外世帯でも、災害により所得が著しく減少し、生活に困窮している場合に、これらの事情を勘案して医療費助成の対象とすることができる。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
仙台市*	地震・津波災害対策編	第2章 公助 第36節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保 2. 災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される主な事業等	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 母子及び寡婦福祉法
		第2章 公助 第37節 復興に関する計画 2. 復興計画の策定	(2)復興計画の内容について、以下の事項に配慮する。ウ 復興の推進に当たって、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が支え合い共生できる社会づくりを目指すものとする。
秋田市	地震災害対策編	第1章 総則 第3節 秋田市の概況と地震災害 4 大規模地震の教訓	(8)避難対策 ② 課題 キ 女性や高齢者、災害時要援護者に配慮した避難所運営
		第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 4 防災をめぐる社会構造の変化と対応	(2)女性参画の拡大 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、避難所の開設・運営マニュアルの作成 過程や、訓練、検証などに多様な視点を導入するとともに、避難所運営組織や避難所窓口への配置など、防災に関する政策・方針決定過程および防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み	計画の方針 女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織およびその活動における女性の参画を促進するよう努める。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み 1 自主防災組織の育成	② 自主防災組織の編成 オ 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の役員等に女性が複数含まれるように努める。
		第2章 災害予防計画 第2節 地域力・市民力を活かした防災への取り組み 2 市民に対する防災知識の普及	(2)被災者に対する知識 ③ 女性の視点から捉えた支援 避難者に対する支援については、男女の特性を考慮せず、全て一律な支援が行われてきた。しかし、多くの避難所の事例から、男女の特質の違いを考慮した支援は不可欠であり、市は、女性の特質に考慮した支援マニュアルなどを早期に策定し、これを住民に根付かせるための啓発活動が重要である。
		第2章 災害予防計画 第5節 防災訓練	計画の方針 女性や高齢者、障がい者などの災害時要援護者の視点で捉えた避難誘導や避難所生活など、実践に即した体験が得られる防災訓練を行うことにより、住民の防災意識の向上を図る。
		第2章 災害予防計画 第27節 安全避難の環境整備 4 避難所開設・運営体制の整備	(3)女性や高齢者等の視点から捉えた避難者対策 市は、女性や高齢者等の視点から捉えた避難誘導や避難所における運営・管理等の必要な支援について配慮するとともに、避難訓練などにおける女性や高齢者等の参加を推進する。
		第2章 災害予防計画 第30節 災害時要援護者等の安全確保	計画の方針 近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、子供、乳幼児、妊産婦、障がい児(者)や日本語での災害情報が理解できにくい外国人および地理に不案内な旅行者など何らかの介助や支援を必要とする方々(災害時要援護者)への配慮の必要性が強く認識されている。
		第2章 災害予防計画 第30節 災害時要援護者等の安全確保 2 避難に関する配慮	(4)避難生活 ② 災害時要援護者用窓口の設置 各避難所内に災害時要援護者用の窓口を設置し、相談対応(保健・福祉関係者、民生委員・児童委員など)、情報伝達、支援物資の提供等を行うため、平常時から関係者に対する訓練・研修を実施する。なお、窓口には女性や乳幼児の要望把握を行うため、女性を配置するとともに、介助者の有無や高齢者、障がい児(者)の種類・程度に応じた優先順位を付した対応を行う。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
秋田市	地震災害対策編	第2章 災害予防計画 第30節 災害時要援護者等の安全確保 4 在宅で避難行動や避難生活に支援が必要な市民の対策	その他 乳幼児、妊産婦、外国人など支援が必要な者
		第3章 災害応急対策計画 第2節 地方自治体および民間団体等の相互協力体制 1 地方自治体等への応援要請	(1)協力を要請する業務 災害時に業種別団体組織、町内会等組織、秋田市赤十字奉仕団、女性団体等の民間団体などへ協力を要請する業務は、主に次の業務とする。 1 地方自治体等への応援要請
		第3章 災害応急対策計画 第8節 災害時の広報・広聴活動 5 広聴活動	(4)避難所等におけるニーズの把握 特に妊産婦、乳幼児、高齢者、障がい児(者)など特別な配慮を要する避難者のニーズを把握し、そのケアに努める。
		第3章 災害応急対策計画 第16節 避難所の開設、運営 2 避難所の運営	計画の方針 避難所運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、住民が安心して避難できる環境づくりを行う。 (3)運営方法 ⑦ 女性・高齢者等の参画の推進 ア 運営組織には、男女両方が参画するようにするため、責任者や副責任者等、役員に女性も就くこととする。 イ 女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりを行う。 ウ 班を組織して避難者が活動する際は、特定の活動(例えば、食事作りやその後片付け、清掃等)が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないようにする。
		第3章 災害応急対策計画 第16節 避難所の開設、運営 2 避難所の運営	(4)避難所における生活環境の保護 ③ 女性への配慮 ア 避難所開設・運営への女性等の視点の取り入れ、男女のニーズの違いへの配慮、避難所における妊産婦・乳幼児などへの配慮および安全・安心の確保に努める。 イ 避難所窓口には、女性が相談しやすいように、女性の窓口要員を配置する。
		第3章 災害応急対策計画 第19節 トイレ対策 2 快適な利用の確保	(4)避難所における生活環境の保護 ⑤ 避難所生活長期化への対応 エ 女性への配慮 女性が気兼ねなく着替えや授乳等ができる場所を確保する。
		第3章 災害応急対策計画 第38節 応急住宅対策1 応急仮設住宅の建設	(2)快適に利用するための配慮 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極的配 置、女性や子供に対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。 (5)被災者の収容および管理 ② 入居者の選定 エ 生活保護法で被保護者もしくは要保護者、又は特定の資産をもたない失業者、未亡人、母子家庭、高齢者、病弱者、障がい児(者)、勤労者もしくは小企業者又はこれに準ずる経済的弱者であること。 (7)応急仮設住宅建設上の留意事項 カ 応急仮設住宅の運営管理において、女性の参画や入居者によるコミュニティの形成、男女別ニーズの違いなどへの配慮を行う。
		第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活安定のための緊急措置 5 応急資金、金融対策	(3)母子および寡婦福祉資金の貸付 市は、「母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭および寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。
		第4章 災害復旧・復興計画 第2節 激甚災害の指定 5 激甚災害に対する援助措置	(14)たん水排除事業 4 その他の財政援助および女性(4)母子寡婦福祉資金による国の貸付けの特例

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山形市	本編	第2章 災害予防計画 第7節 避難所及び避難場所の整備 第1 避難所及び避難場所の指定	4 市避難所及び市避難場所の整備等(7)更衣室等のスペースの確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の実環境整備 5 市避難所運営委員会 避難者の安心安全を確保するとともに、更衣室等のスペースの確保等男女のニーズの違い等に配慮した施設の実環境整備に努めるものとする。
		第3章 災害応急対策計画 第16節 火災の予防 第7 林野火災予防	林野火災を未然に防止するため、関係機関及び各種民間団体等と連絡会議を開催するとともに、報道機関、学校、町内会、自主防災会、女性防火クラブ、山林保護組合市有林管守人等の協力を得て次の事業等を実施するものとする。
		第3章 災害応急対策計画 第2節 防災支部 第5 防災支部の運営	1 防災支部運営委員会の構成 (6)当該地区の女性防火クラブ会長
		第3章 災害応急対策計画 第2-1節 市避難所 第6 市避難所の運営	1 避難所運営委員会の構成 (2)当該施設に避難を予定している自主防災組織(自主防災組織が組織されていない場合は 町内会・自治会)の各代表等(女性防火クラブがある地区にあつては、当該クラブ会員を 入選の候補者)に含める。
		第3章 災害応急対策計画 第8節 混乱防止の対策 第3 公共施設等の混乱防止	(2)避難誘導に際しては、身体障がい者、高齢者、幼児、病弱者、妊産婦等を優先し、必要な場合は介護措置を行う。
		第3章 災害応急対策計画 第15節 保健・防疫 第1 保健活動	1 巡回健康相談 (2)健康相談の実施 実施にあつては、高齢者、障がい者、在宅療養者、妊婦、乳幼児等の避難行動要支援者の心身両面の健康状態と生活状況の把握に特段の配慮を行う。
		第4章 災害復旧計画 第3節 被災者の生活安定対策 第2 災害援護資金の貸付け	2 母子福祉資金の貸付け 「母子福祉法」の規定に基づき、県は、母子家庭を対象に福祉資金を貸付ける。
		福島市	総則編
第2章 災害予防計画 第12節 自主防災組織の整備 第1 自主防災組織の育成指導	女性の参画の促進に努めるものとする。		
第2章 災害予防計画 第12節 自主防災組織の整備 第3 自主防災組織の活動	2 日常の自主防災活動(1)防災知識の普及等 また、民生委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人などのいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。		
第2章 災害予防計画 第15節 要配慮者の安全確保	要介護認定者、一人暮らし高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、日本語を解さない外国人など避難の際に、特に配慮を要する者を「要配慮者」として想定するものである。		
福島市	一般災害対策編	第2章 災害応急対策計画 第1節 活動体制の確立 第2 災害対策本部	(2)編成表 総務部 男女共同参画センター(男女共同参画センター所長) 7 本部の各部事務分掌 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援課 2 被災母子等世帯、児童等に対する援護対策に関すること。
		第2章 災害応急対策計画 第5節 避難 第4 指定避難所の開設	4 指定避難所の運営及び役割(3)指定避難所の運営 ③…自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者、障がい者等の意見を反映できるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
福島市	一般災害対策編		6 指定避難所での生活の長期化が見込まれる場合の対策 (2)環境の整備 避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、授乳室 また避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒の学習場所などを設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りを努める。
		第2章 災害応急対策計画 第5節 避難 第5 避難行動要支援者(災害時要援護者)対策	3 一般の指定避難所における配慮等(1)指定避難所のユニバーサルデザイン化等 高齢者や障がい者、女性等の生活面での障害が除去されユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を指定避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう速やかに多目的トイレやスロープ等の仮 設に努める。
		第2章 災害応急対策計画 第10節 障害物の除去	2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (5)障害物除去の実施期間 災害発生の日から10日以内 ①半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況*1、市民税課税状況、被害状況等を調査する。*1:被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯の別
		第2章 災害応急対策計画 第21節 民間救援の受け入れ 第1 公共の団体及び住民の自主的な防災組織等	(1)公共の団体公共の団体一覧(資料編4-18参照) ③ 青少年団体、女性団体 (2)自主的な防災組織等自主的防災組織一覧(資料編2-1参照) 自主防災組織、町内会、女性防火クラブ等
		第3章 災害復旧対策計画 第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画 第1 被災者の生活確保	5 生活資金及び融資【担当 健康福祉部】 市は被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。 (1)災害救助法による生業資金 (2)生活福祉資金の災害援護資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金
水戸市	地震災害対策計画編	第1章 総則 第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱 第8 防災協定締結団体等	24 一般社団法人茨城県助産師会 災害時における妊産婦・乳幼児等への支援活動に関すること
		第2章 地震災害予防計画 第2節 防災組織等の活動体制整備計画 第1 自主防災組織の育成・連携	1 自主防災組織の整備 女性の参画の促進に努める。
		第2章 地震災害予防計画 第10節 避難所整備計画 第3 避難所の備蓄物資及び設備の整備	2 避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行う。
		第2章 地震災害予防計画 第11節 備蓄物資調達体制整備計画 第1 食糧、生活必需品の供給体制整備	なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者、女性及び乳幼児への配慮、アレルギー対策等を考慮する。
		第2章 地震災害予防計画 第11節 備蓄物資調達体制整備計画 第2 備蓄物資の充実	備蓄物資等については、高齢者や障害者などの要配慮者、女性及び乳幼児への配慮、さらにはアレルギー対策等を考慮し、選定・更新を行う。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
水戸市	地震災害対策編	第2章 地震災害予防計画 第14節 防災知識普及計画	防災知識の普及に当たっては、男女双方の視点に配慮することが必要であることから、女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた教育を行う。
		第2章 地震災害予防計画 第15節 防災訓練計画第3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練	2 自主防災組織等における訓練 訓練の実施に当たっては、女性の参画の促進に努める。
		第3章 地震災害応急対策計画 第9節 避難計画 第8 避難所の開設・運営	2 指定避難所の運営 女性の参画を推進し、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第3章 地震災害応急対策計画 第14節 応急医療計画 第5 医療ボランティア活動	4 活動内容 (9) 助産師 避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
		第3章 地震災害応急対策計画 第23節 建築物の応急復旧計画 第3 応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。 7 入居者の選定 (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること ウ 特定の資産のない未亡人、母子世帯、老人世帯、身体障害者世帯、病弱者等
		第3章 地震災害応急対策計画 第29節 上・下水道施設の応急復旧計画 第2 下水道施設の応急復旧	1 下水道停止時の代替措置 (2) 仮設トイレ等の設置 市は、避難場所、避難所等に仮設トイレ等を設置するとともに、設置においては、女性専用トイレ、車椅子対応のトイレの設置等に配慮する。
		第4章 震災復旧・復興対策計画 第1節 災害復旧事業にかかわる資金計画 第1 義援金品の受付及び配分	2 委員会の設置 エ 水戸市地域女性団体連絡会
		第4章 震災復旧・復興対策計画 第1節 災害復旧事業にかかわる資金計画 第4 母子寡婦福祉資金の貸付	「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦資金の貸付を行う。
		第4章 震災復旧・復興対策計画 第7節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 第2 激甚災害に係る財政援助措置の対象	4 その他の財政援助及び助成 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
		宇都宮市	震災対策編
第1章 災害予防計画 第14節 要配慮者支援計画 第1 地域における要配慮者安全対策	1 在宅要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲 7 その他災害時の支援が必要と市長が認める方 ※7 は、妊産婦、こども、外国人等を含む		
第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部設置計画 第4 災害対策本部の組織、事務分掌	7 各部各班の名称及び分掌事務 市民まちづくり部(市民まちづくり部長)〈市民まちづくり部次長〉 各地区市民センター(各センター長)〈各センター職員〉 (5) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関する事。 市民まちづくり部(市民まちづくり部長)〈市民まちづくり部次長〉 上河内地域自治センター 保健福祉班(保健福祉課長)〈保健福祉課員〉 (1) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関する事。 市民まちづくり部(市民まちづくり部長)〈市民まちづくり部次長〉 河内地域自治センター 保健福祉班(保健福祉課長)〈保健福祉課員〉 (1) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関する事。 7 各部各班の名称及び分掌事務 市民まちづくり部(市民まちづくり部長)〈市民まちづくり部次長〉 男女共同参画班(男女共同参画課長)		
第2章 災害応急対策計画 第5節 応急避難対策計画 第5 避難所の管理運営	3 避難所の生活環境保護 (2) 高齢者・障がい者・母子等対策 ア 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。 3 避難所の生活環境保護 (3) 男女双方の視点に配慮した対策 避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮する。特に、女性のニーズ(更衣室や授乳室の設置など)への対応や、避難場所における安全性の確保など、女性の視点に配慮する。		
第2章 災害応急対策計画 第22節 住宅応急対策計画 第1 応急仮設住宅の建設	2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (8) 入居基準及び入居者の選定 ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。具体的には、次のとおりとする。(ウ) 特定の資産のない母子世帯		
第2章 災害応急対策計画 第22節 住宅応急対策計画 第2 空家住宅の確保	2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (5) 対象者 イ 自らの資力では、応急修理ができない者であること。具体的には、次のとおりとする。(ウ) 特定の資産のない母子世帯		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
宇都宮市	震災対策編	第2章 災害応急対策計画 第5節 応急避難対策計画 第5 避難所の管理運営	保健福祉部(保健福祉部長)〈保健福祉部次長、保健福祉部次長(保健衛生担当)〉 保健福祉総務班(保健福祉総務課長)〈保健福祉総務課員〉 (3) 被災者、傷病者、妊産婦等の収容及び援護に関する事。 3 避難所の生活環境保護 (2) 高齢者・障がい者・母子等対策 ア 管理運営責任者は、自治組織等の協力を得て、避難所における高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等について把握し、健康状態について聞き取り調査を行う。 3 避難所の生活環境保護 (3) 男女双方の視点に配慮した対策 避難場所の運営にあたっては、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮する。特に、女性のニーズ(更衣室や授乳室の設置など)への対応や、避難場所における安全性の確保など、女性の視点に配慮する。
		第2章 災害応急対策計画 第22節 住宅応急対策計画 第1 応急仮設住宅の建設	2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (8) 入居基準及び入居者の選定 ウ 自らの資力では住宅を確保することができない者であること。具体的には、次のとおりとする。(ウ) 特定の資産のない母子世帯
		第2章 災害応急対策計画 第22節 住宅応急対策計画 第2 空家住宅の確保	2 災害救助法が適用された場合の実施基準 (5) 対象者 イ 自らの資力では、応急修理ができない者であること。具体的には、次のとおりとする。(ウ) 特定の資産のない母子世帯
		第3章 災害復旧・復興計画 第2節 激甚災害の指定 第3 激甚災害に係る特別財政援助	2 財政援助対象事業等 (4) その他の財政援助及び助成 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
前橋市	第1編 総則・災害予防計画	第3章 災害に強い防災体制の整備 第1節 災害活動体制の整備	7. 防災訓練の実施 (5) 避難救助訓練 関係機関、市民、事業所等の協力を得て避難の勧告・指示、誘導等が迅速に行われるよう、訓練を実施する。また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導及び救出・救助や、医療搬送、物資の輸送、給水・給食に関する訓練を実施する。
		第3章 災害に強い防災体制の整備 第7節 緊急物資の確保供給体制の整備	3. 備蓄・供給体制の整備 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して定める。
		第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進 第2節 防災思想の普及	1. 市民への防災知識の普及 (2) 家庭防災会議の開催 ① 地震が起きたときの各自の役割(誰が何をもち出すか、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難は誰が責任を持つか。) ⑧ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法 5. 要配慮者等への配慮 防災知識の普及及び訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人 等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 6. 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
		第4章 行政と市民の協力による防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成	1. 自主防災組織の結成促進、青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。
宇都宮市	第2編 急編 対策計画 災害	第1章 初動期の応急活動 第1節 活動体制の確立(災害対策・警戒本部等)	1. 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置 (9) 事務分掌 福祉部(福祉部長) 社会福祉班(社会福祉課長) 社会福祉課 子育て支援課 子育て施設課 介護高齢課 障害福祉課 指導監査室 ・社会福祉施設関係業務等(福祉避難所支援含む)・被災児童、乳幼児、妊産婦支援関係業務等

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
前橋市	第2編 地震災害 応急対策計画	第1章 初動期の応急活動 第6節 応急避難及び避難誘導	2. 避難誘導 ③ 要配慮者への配慮 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途 中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災会の協力を得て、避難準備・高齢者等 避難開始、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。
		第2章 応急復旧期の対策活動 第3節 避難所の開設・管理	2. 避難所の管理・運営等 ② 食料、生活必需品の請求 管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を、要配慮者、男女のニーズの違い等を十分考慮して整理し、財務部管財班に報告する。財務部管財班は各報告を取りまとめて、必要物資を調達する。 2. 避難所の管理・運営等 (5) 良好な生活環境の確保 ③ 避難生活の長期化に対応して、女性や子育て家庭など、避難者のプライバシー確保に配慮する。 4. 避難所運営における配慮 (1) 男女のニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。 ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。 ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。 ③ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 ④ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。 ⑤ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 (2) 要配慮者への配慮 ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自治会組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して 健康状態等について聞き取り調査を行う。
	第2章 応急復旧期の対策活動 第11節 建築物・住宅応急対策	5. 応急仮設住宅の供与 (1) 入居対象者 ③ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者。 イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等	
	第3編 風水害等 応急対策計画	第1章 災害警戒期の活動 第3節 活動体制の確立(災害対策・警戒本部等)	1. 災害対策本部の設置及び現地災害対策本部の設置 (9) 事務分掌 福祉部(福祉部長) 社会福祉班(社会福祉課長) 社会福祉課 子育て支援課 子育て施設課 介護高齢課 障害福祉課 指導監査室 社会福祉施設関係業務等(福祉避難所支援含む)・被災児童、乳幼児、妊産婦支援関係業務等
		第2章 災害発生後の活動 第6節 応急避難及び避難誘導	2. 避難誘導 (2) 避難にあたっての留意点と方法 ③ 要配慮者への配慮 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民や自主防災会の協力を得て、避難準備・高齢者等避難開 始、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。
			2. 避難所の管理・運営等 (4) 避難所の管理・運営 ② 食料、生活必需品の請求 管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を、要配慮者、男女のニーズの違い等を十分考慮して整理し、財務部管財班に報告する。財務部 管財班は各報告を取りまとめ、必要物資を調達する。 2. 避難所の管理・運営等 (5) 良好な生活環境の確保 ③ 避難生活の長期化に対応して、女性や子育て家庭など、避難者のプライバシー確保に配慮 する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
前橋市	第3編 風水害等 応急対策計画	第3章 応急復旧期の対策活動 第3節 避難所の開設・管理	4. 避難所運営における配慮 (1) 男女のニーズの違いへの配慮 市は、避難所の運営に当たっては、次により、男女のニーズの違いや女性に対する暴力の防止等に配慮した運営を行うよう努める。 ① 避難所運営担当職員や保健師に女性を配置する。 ② 避難所運営体制への女性の参画を進める。 ③ 避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 ④ プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。 ⑤ 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 (2) 要配慮者への配慮 ① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自治会組織やボランティア等の協力を得て、高 齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康 状態等について聞き取り調査を行う。
		第3章 応急復旧期の対策活動 第11節 建築物・住宅応急対策	5. 応急仮設住宅の供与 (1) 入居対象者 ③ 次に掲げる者で、自らの資力では住家を建築することができない者。 イ 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
	第4編 災害復旧・復興対策計画	第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画 第3節 復興の推進	1. 復興計画の作成 (3) 市及び県は復興計画の作成に当たって、計画策定の過程において、女性の参画を進めるとともに、復興計画に多様な市民の意見を反映するよう努める。
		第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画 第4節 被災者等の生活再建の支援	5. 住宅再建・取得の支援 (4) 母子・寡婦福祉資金(住宅資金) (平成24年4月現在) 根拠法令 母子及び寡婦福祉法 対象者 母子家庭の母、寡婦家庭の母
		第1章 市民生活安定のための災害復旧・復興計画 第7節 激甚災害法の適用	2. 特別財政援助の受入れ (4) その他の特別の財政援助及び助成 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例(激甚災害法第20条) 特定地方公共団体である県が被災者に対する母子福祉金の貸付金の財源として国が県に 貸し付ける金額を引き上げる。
さいたま市*	震災対策編	第1部 震災応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第5節 市民の各種相談窓口	市民の各種相談窓口に係る実施項目 市民部 区災害対策本部 ② 女性や子どもに対する相談窓口の設置
		第1部 震災応急対策計画 第2章 情報の収集・伝達 第5節 市民の各種相談窓口 第1 各種相談窓口の設置	4 他機関(国、県、防災関係機関等)との共同相談窓口の設置 関係各部署は、被災した女性や子どもの心身の健康を守るために、女性や子どものための相談窓口を開設し、女性や子どもの健康問題や育児相談・支援に取り組む。
		第1部 震災応急対策計画 第7章 救援・救護活動 第2節 避難 第1 市民の自主避難	3 災害時における避難行動要支援者の避難 高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者(自閉症等)、難病患者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)のうち、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の避難は、消防 機関、警察署、民生委員、市社会福祉協議会(地区社会福祉協議会を含む)、自主防 災組織、自治会、地域住民等(以下「避難支援等関係者」という。)が互いに協力し 実施する。
		第1部 震災応急対策計画 第7章 救援・救護活動 第2節 避難 第5 避難場所・指定避難所の運営	避難場所運営委員会には、女性の参画を推進し、避難場所・指定避難所の運 営に際しては、女性の意見を積極的に取り入れるとともに、男女のニーズの違いに 的確な対応を行い、要配慮者等に配慮した避難場所・指定避難所の運営体制を確立する。
		第1部 震災応急対策計画 第7章 救援・救護活動 第2節 避難 第5 避難場所・指定避難所の運営	11 避難所生活における男女のニーズの違いへの配慮 ① 一人暮らしの女性や乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。(2) 仮設トイレの設置にあたっては、特に女性や子ども安全・安心に配慮した場 所や通路を確保する。(3) 男女別の更衣(又は化粧)スペースを用意する。(4) 男女別の洗濯物の干し場を確保する。(5) 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースを確保する。(6) 女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。(7) セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施に努める。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
さいたま市*	震災対策編	第1部 震災応急対策計画 第7章 救援・救護活動 第7節 食糧・生活必需品の供給第2 生活必需品の供給	2 充足状況の把握及び必要量確保 (5) 男女のニーズの違いへの配慮 男女のニーズの違いを把握し、女性用品についても十分な量を確保し、供給する。
		第1部 震災応急対策計画 第13章 教育福祉対策 第4節 福祉対策 第4 要保護児童の応急保育	3 要保護児童の保護と支援 (2) 支援等の措置 1) 母子福祉資金の貸付け
千葉市*	災害応急対策編	第1章 地震対策計画 第1節 応急活動体制 第1 応急活動体制	3 職員配備計画 (3) 配備(所属要員・直近要員)の基本方針 イ 直近要員 (エ) 避難所担当職員は市内在住職員を優先し、男女比、年齢、職種等を考慮し指定する。 3 職員配備計画 (3) 配備(所属要員・直近要員)の基本方針 ア 所属要員 (カ) 妊娠中又は産前産後休暇・育児休業等を取得している職員で災害応急活動を実施することが困難と所属長が認めた職員。なお、所属長の判断で配備対象から除外することもできる。
		第1章 地震対策計画 第4節 広域連携体制 第5 民間団体等への要請	1 協力を要請する業務 災害時に業種別団体組織、町内自治会、自主防災組織、日赤奉仕団、大学・高等学校奉仕団、女性 団体等の民間団体等へ協力を要請する業務は、主に次のような業務とする。
		第1章 地震対策計画 第4節 広域連携体制 第7 避難所の開設	なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ベト対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。 4 開設時の留意事項 (1) 開設 さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難所を確保するとともに、被災地以外にあるものも含め、多様な避難所の確保に努めるものとする。
		第1章 地震対策計画 第8節 避難所の運営 第8 避難所の運営	3 運営上の留意事項 (4) 女性の参画市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。また、避難所における女性への配慮としては、避難所におけるトイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保、性暴力・DV・セクハラ・ストーカーなどの被害防止、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮なども必要である。なお、女性相談窓口については、千葉市男女共同参画センターにおける相談事業を活用し、必要に応じ相談員の増加等に努め、開設・運営にあたる。
		第1章 地震対策計画 第12節 液状化等によるライフライン施設 の応急対策 第6 鉄道施設等	3 乗客の避難誘導 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。 機関名 JR東日本株 他他鉄各社 (2) 列車乗務員が行う旅客の避難誘導 イ 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。 (イ)特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
		第1章 地震対策計画 第14節 要配慮者の対策 第1 在宅の要配慮者の対策	2 避難支援等の留意事項 (3) 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等は適当な場所に集合させ、車両による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
		第1章 地震対策計画 第15節 住宅対策 第2 応急仮設住宅への入居	2 選定の方法 建築班(都市局建築部)は、あらかじめ入居者の選定方法を作成しておき、区本部(各区)が作成した応募者リストに基づいて入居者を選定する。また、選定にあたっては、次の者を優先する。 (1) 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
東京都	震災編	第1部 東京の防災力の高度化に向けて 第1章 地域防災計画震災編の概要 第1節 計画の目的及び前提 2 計画の前提	〇 防災対策については、被災者の視点に立って対策を推進することが重要であり、とりわけ、女性や高齢者、子供などに対しては、きめ細かい配慮が必要である。東日本大震災において、女性、高齢者等の視点を踏まえた対応が必ずしも十分ではなかったとの指摘があったことを踏まえ、国においても防災基本計画の見直しや災害対策基本法の改正が行われており、都としてもこうした動向を踏まえて計画を策定した。 〇 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進していく。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割 第2節 都、区市町村及び防災機関の役割 2 各局の分掌事務	都生活文化局 9 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること 都福祉保健局 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第2章 都民と地域の防災力向上 第1節 現在の到達状況 1 自助による都民の防災力向上	実際に男女のニーズの違いを踏まえた被災地支援を行っている専門家との意見交換会を実施するなど、男女双方の視点に配慮した防災対策を推進している。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第5節 具体的な取組 <予防対策> 1 自助による都民の防災力向上	1-2 防災意識の啓発(1) 対策内容と役割分担 東京消防庁 〇 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 1-3 防災教育・防災訓練の充実 (1) 対策内容と役割分担 都生活文化局 〇 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第2章 都民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 <予防対策> 1 自助による都民の防災力向上	1-3 防災教育・防災訓練の充実(1) 対策内容と役割分担 東京消防庁 〇 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第2章 都民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 <予防対策> 2 地域による共助の推進	(1) 対策内容と役割分担「東京防災隣組」をはじめとする防災市民組織の活性化 防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第2章 都民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 <予防対策> 6 都民・行政・事業所等の連携	(1) 対策内容と役割分担 都生活文化局 〇 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 (2) 詳細な取組内容 <<都生活文化局>>・災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第2章 都民と地域の防災力向上 第5節 具体的な取組 <応急対策> 2 地域による応急対策の実施	(2) 詳細な取組内容 〇 避難所運営支援 避難所運営主体である区市町村や地域住民と連携し、防災市民組織リーダーを中心に、女性や要配慮者等の視点を踏まえた避難所運営支援を行う。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第9章 帰宅困難者対策 第5節 具体的な取組 <予防対策> 1 帰宅困難者対策条例の周知徹底	(2) 詳細な取組内容 エ 集客施設及び駅等の利用者保護 〇 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人)通学中の小中学生や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
東京都	震災編	第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第9章 帰宅困難者対策 第5節 具体的な取組 < 応急対策 > 1 駅周辺での混乱防止	1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入 (3) 詳細な取組内容 イ 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。 ○ 発災直後から一時滞在施設開設まで(発災直後からおおむね6時間後まで)・施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第2節 課題 3 避難所の指定及び管理運営の整備	避難所における安全・安心の確保や、女性や要配慮者のニーズに応える必要がある。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第3節 対策の方向性 3 避難所の指定及び管理運営の整備	避難所における安全性の確保や避難所管理運営マニュアル等における女性や要配慮者のニーズに応じた対策について定める。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第4節 到達目標 3 女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立	安全性を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 < 予防対策 > 1 避難体制の整備	(2) 詳細な取組内容 ア 都における対策 (ウ) 要配慮者対策 要配慮者 発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 < 予防対策 > 3 避難所の管理運営体制の整備等	(2) 詳細な取組内容 << 都福祉保健局 >> 指針の改訂に当たっては、女性の参画を推進するとともに、要配慮者の視点等を踏まえて対応する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 < 予防対策 > 3 避難所の管理運営体制の整備等	(2) 詳細な取組内容 << 区市町村 >> ○ 避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。 ○ 避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 < 応急対策 > 2 避難所の開設・管理運営	(3) 詳細な取組内容 << 都福祉保健局 >> (開設状況の把握) ○ 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 < 応急対策 > 2 避難所の開設・管理運営	(3) 詳細な取組内容 << 区市町村 >> (開設・報告) ○ 管理責任者は、管理運営に際して、女性や要配慮者の視点に配慮する。 ○ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
東京都	震災対策編	第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 課題 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題	(3) 詳細な取組内容 << 区市町村 >> (避難所の運営等) ○ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 課題 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題	避難者の多様なニーズに応えるためには、高齢者など要配慮者、食事制限のある方や子供、男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料・生活必需品を確保する必要があるが、現在の調達体制だけでは避難者の多様なニーズに対応できない懸念がある。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 < 予防対策 > 1 食料及び生活必需品等の確保	(2) 詳細な取組内容 << 区市町村 >> ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第5節 具体的な取組 < 復旧対策 > 1 多様なニーズへの対応	被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子供など避難者の特性によって必要となる物資は異なる。区市町村は変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第12章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組 < 予防対策 > 2 都民への情報提供等	(1) 対策内容と役割分担 ○ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第12章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組 < 応急対策 > 6 トイレの確保及びし尿処理	(3) 詳細な取組内容 ア 災害用トイレの活用とし尿の収集・搬入 ○ 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第12章 放射性物質対策 第5節 具体的な取組 < 復旧対策 > 5 被災者の生活相談等の支援	(1) 対策内容と役割分担 都生活文化局 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等の実施
		第2部 施策ごとの具体的計画(災害予防・応急・復旧計画) 第5節 具体的な取組 < 復旧対策 > 5 被災者の生活相談等の支援	(3) 詳細な取組内容 << 都生活文化局 >> ○ 男女平等参画の視点から、避難所生活における課題等についての相談支援を実施するとともに、相談内容を区市町村へ情報提供
		第3部 災害復興計画 第2章 復興本部 4 復興本部における各局の分掌事務	都生活文化局 5 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都民文化、男女平等参画、私立学校、消費生活その他都民生活に関すること
		第4部 南海トラフ地震等防災対策 第4章 南海トラフ地震等防災対策 第2節 災害応急対策 7 飲料水・食料・生活必需品等の供給	(2) 食料、生活必需品等の供給 イ 詳細な取組内容 << 島し町村 >> ○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
第4部 南海トラフ地震等防災対策 第5章 東海地震事前対策 第6節 警戒宣言時の応急活動体制 1 活動態勢	都福祉保健局 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること		

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
横浜市*	震災対策編	第1部 総則	よこはま地震防災市民憲章(行動指針)(避難生活) 3 避難者の半数は女性。積極的に拠点運営に参画し、女性の視点を生かします。
		第1部 総則 1 人権尊重	市民には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など、災害に際して迅速かつ適切な行動を取ることが困難な人や、必要な情報が十分に得られない、理解することが困難な人などがいます。このような「災害時要援護者」は、援護を必要とする状態が一ひとり異なることを認識し、対応する必要があります。
		第1部 総則 第7節 人権尊重、男女のニーズの違いへの配慮 2 男女のニーズの違いへの配慮	過去の災害時には、育児、介護、家事などの家庭的責任が増大し、その責任が女性に集中してしまう場合や、女性や子どもを狙った犯罪が増加するなど、様々な問題が明らかになっています。そのため、固定的な性別役割分担意識をなくし、方針決定過程や地域活動への女性の参画を促進するなど、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れ、本計画の全ての事項を通して男女のニーズの違いへの配慮を行います。(1) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 防災対策に関する方針決定過程への女性の参画の重要性を認識し、検討部会、防災会議、企画立案部署等への女性の参画を積極的に推進します。(2) 女性・子どもへの暴力防止対策、避難場所運営等における男女のニーズの違いに対する配慮 女性が安心して着替え・授乳などができる女性専用スペースの確保、周囲に気兼ねなく子どもを遊ばせられるスペースの確保、安全に配慮したトイレの設置、防犯パトロールの実施など、避難場所における女性・子どもへの暴力防止及び女性のニーズの違いに配慮します。(3) 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性リーダーの育成 男女のニーズの違いに配慮した防災教育の実施、女性向けの防災知識の普及啓発などにより、男女のニーズの違いに配慮した地域防災活動を推進するとともに、女性リーダーの育成を行います。
		第2部 災害予防計画 第3章 避難場所等の指定 第1節 指定緊急避難場所の指定 2 施設等の整備	(4) 多目的トイレの整備 女性、乳幼児、高齢者、障害者等に配慮し、地域防災拠点に多目的トイレを順次整備します。
		第2部 災害予防計画 第7章 災害に強い人づくり 第2節 防災意識の高揚 2 市民等への防災・減災の普及啓発	(3) 普及の方法及び内容 普及事項 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難場所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等
		第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い地域づくり 第1節 自主防災組織の強化 4 地域防災拠点運営委員会	運営委員会の設置・運営にあたっては、女性を運営委員に積極的に参画させるほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めることとします。 (2) 災害発生時の主な活動 地域防災拠点運営委員会の組織・運営災害発生時の主な活動 2 震災発生時の主な活動 (4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護
		第3部 応急対策 第2章 災害対策本部の設置 第3節 組織・運営 5 組織及び事務分掌	(2) 局の事務分掌 ア 政策局 男女共同参画班 救助・救命期(発災～3日) 1 男女共同参画センターの被害状況の把握に関すること。 2 男女共同参画センターに係る応急対策の立案及び実施に関すること。 3 女性相談窓口の開設に関すること。 応急復旧期(4日～10日) 1～2 同左 3 女性相談窓口の設置・運営及び女性に係る諸問題の把握に関すること。 復旧期(11日目以降) 1～3 同左 4 復興工事の契約に関すること。 (2) 局の事務分掌 ク こども青少年局 こども福祉 保健班(本部) 3 妊産婦、乳幼児・児童・障害児の援護対策計画に関すること。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
横浜市*	震災対策編	第3部 応急対策 第7章 援護計画 第5節 地方公共団体との相互応援 3 援護の調整	(3) 受援業務 イ 各局所管部署で調整する受援業務(※専門性の高い業務で、受援調整チームでの調整が非効率となる業務) 7 その他市及び区災害対策本部の業務・女性相談窓口での対応業務 政策局
		第3部 応急対策 第8章 被災者等の避難対策 第2節 被災者の避難・受入れ 4 地域防災拠点の管理・運営	(2) 避難生活の維持、管理 ア 地域防災拠点運営委員会の主な活動は次のとおり。 (イ) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護 (2) 避難生活の維持、管理 イ 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおり。 女性 1 拠点運営への女性の意見の反映(運営委員に女性を入れる、拠点の職員が女性の視点を代弁する等) 2 女性への性暴力等を防ぐための防犯の強化 3 トイレを安全・安心に利用できる工夫(男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路・照明等の工夫) 4 フライバシーに配慮した着替えや下着を干す場所の確保 5 女性用物資の女性による配布 6 妊婦に対しての配慮(休息できるスペースの確保、保健指導や緊急時の対応、見たくて妊娠しているかわからない妊婦への気づき等) (2) 避難生活の維持、管理 イ 女性、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等に対する配慮すべき項目は次のとおり。 女性 高齢者 3 オムツをしている高齢者への配慮や臭いなどの対応(男女別の専用スペースの確保等) (3) 附帯設備の活用 ア 教室 (イ) 地域防災拠点運営委員会は、女性、乳幼児、高齢者、障害者、感染症患者等に配慮し、あらかじめおおむね3教室を確保し、利用する(建物の被害状況等により柔軟に対応)。 (ウ) トイレ 使用可能な場合は、仮設トイレに優先する。また、多目的トイレが整備されている場合は、女性、乳幼児、高齢者、障害者等が、優先的に利用する。
		第3部 応急対策 第3節 要援護者の避難と援護対策 4 援護の実施	エ 要援護者用スペース等の確保 男女別要援護者用スペース及び介護者や介護用資機材のためのスペース確保に努める。 キ 妊産婦・母子の健康維持等 震災によるショックやストレスにより、妊娠中の女性は切迫早産等の危険度が高まる、ことが予想されることから、一般の被災者とは別に休息できるスペースの確保、健康管理・栄養に関する相談、保健指導等を行うほか、急な分娩・診察に対応できるよう医療機関の診察可能状況を把握し、情報を提供する。また、子育て中の父母や乳幼児・児童への支援のため、保健指導や育児相談を行う。
		第3部 応急対策 第2節 物資の供給 1 物資供給の基本方針	(3) 物資の確保と配分 オ 物資配付の優先順位 物資の配付は、被災者と相互に協力し、優先順位の基本は次のとおりとする。 ① 要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等)及び子ども ② 地域防災拠点の避難者 ③ 任意の避難場所の避難者及び在宅被災生活者 ④ その他(帰宅困難者等)
		第3部 応急対策 第2節 物資の供給 1 物資供給の基本方針	(5) 食料供給の留意事項 ア 誰でもすぐに食べられる物の供給を基本とする。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者に配慮した供給を行い、調理を必要としない弁当によることもできる。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
横浜市*	震災対策編	第3部 応急対策 第14章 災害廃棄物等の処理 第2節 トイレ・し尿対策 1 トイレ対策	(1) 地域防災拠点における対応 イ 備蓄仮設トイレの設置及び使用 (イ) 仮設トイレの設置にあたっては、男女別の設置、設置場所、設置場所までの経路、照明等、女性や子どもへの安全面に留意するほか、女性用トイレを多くする等の配慮を行う。
		第3部 応急対策 第18章 ライフライン等の応急・復旧対策 第4節 バス輸送機関の応急対策 3 車両への防災上必要な措置	3 旅客の安全確保、避難誘導(負傷者、幼児、障害者、高齢者、女性等を優先する。)、混乱防止
		第4部 復旧・復興対策 第1章 市民生活の安定・復旧 第1節 被災者の生活支援 1 生活相談	(2) 主な専門相談への対応 相談事項 女性相談 担当局 政策局 相談内容 女性の心やからだ等の相談 実施方法 男女共同参画センターで電話、窓口対応による相談
		第4部 復旧・復興対策 第1章 市民生活の安定・復旧 第1節 被災者の生活支援 1 生活相談	(2) 主な専門相談への対応 相談事項 要援護者相談 担当局 健康福祉局 子ども青少年局 相談内容 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の生活、福祉相談 実施方法 避難所等への巡回相談
		第4部 復旧・復興対策 第1章 市民生活の安定・復旧 第2節 被災者の住宅確保及び応急修理 4 入居者の選定	(1) 入居対象者 震災により被災し、自らの資力では住家を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の被保護者及び要保護者又は特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等又はこれらに準ずる経済的に援護を必要とする者 (2) 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定は、県が示した入居基準のもとに本市が行う。また、入居者の選定にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦等の災害時要援護者における優先順位を設定する。加えて、募集エリアなど、地域レベルのコミュニティや高齢者・障害者が一定地域の仮設住宅に集中しないよう配慮する。
		第4部 復旧・復興対策 第1章 市民生活の安定・復旧 第2節 被災者の住宅確保及び応急修理 5 入居者支援	また、入居者の多様なニーズに対応できるよう、支援には、男女双方の職員が携わるとともに、入居者による応急仮設住宅のコミュニティ運営への女性の参画に配慮する。
		第4部 復旧・復興対策 第1章 市民生活の安定・復旧 第4節 激甚災害法の適用等 5 激甚災害に係る財政援助等	4 その他の財政援助及び助成 (4) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
		第4部 復旧・復興対策 第4章 復興対策 第4節 横浜市震災復興本部の体制 3 震災復興本部の組織及び事務分掌	(3) 復興チーム及び各区局・統括本部の事務分掌 イ 各局・統括本部 こども青少年局 発災(72時間後以降)～復旧期(生活・暮らし復興チームに関すること) 復興期 1 震災復興に係る妊産婦・乳幼児・児童・障害児の援護 対策に関すること
		第4部 復旧・復興対策 第4章 復興対策 第11節 復興基本計画等の策定にあたっての配慮事項 1 配慮事項	(2) 女性、高齢者、障害者、こども、外国人等の視点を考慮するとともに、これらの人々の策定過程への参画に配慮する。
		第7部 災害応援計画 第3章 被災自治体からの被災者受入れ 第1節 受入施設の明確化 1 一次受入施設(公共施設及び厚生施設など)	(3) 高齢者(要支援)、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、医療的支援を要する者など、個別に配慮すべき被災者を対象にした「個別ニーズ対応施設」についても設置する。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
川崎市*	震災対策編	第1部 総則 第1章 計画の方針 第8節 男女共同参画の視点への配慮 【市民文化局人権・男女共同参画室、各局室区】	3 臨海部防災対策計画の策定 過去の災害発生時の経験から、被災時に増大した家事、育児、介護などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっている。こうした被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、市では、この計画のすべての事項を通じて、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行うとともに、地域防災活動における女性の参画推進など、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。
		第2部 予防計画 第9章 防災力の向上 第3節 自主防災組織等の育成・強化	地域防災活動においては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行う必要があることから、自主防災組織における女性の参画を推進するものとする。
		第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策	災害時要援護者とは、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとることに支援を要する人々をいう。
		第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第4節 難病患者等に対する対策	3 その他の災害時要援護者対策 地域における妊娠後期妊産婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重症心身障害者(児)、医療依存度の高い療養者等に対し、区保健福祉センターは必要な保健指導・栄養指導を行う。
		第2部 予防計画 第12章 災害時要援護者対策 第6節 避難所等の対策	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者が生活可能な避難所の設置と整備を行い、各要援護者が安全な生活を送れるよう、運営管理に関するシステムの確立を図る。 2 災害時要援護者等の避難施設の整備【健康福祉局】 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等で、通常の避難所と別の空間の確保が必要な者、介助を必要とする者が、より適切な環境のもとで避難生活を送るため、社会福祉施設等の確保に努めるとともに、ホテル等の活用について検討を進める。
		第4部 応急対策計画 第6章 避難対策 第5節 被災者の受入れ	5 避難所の管理運営 避難所ごとに地域住民と行政機関が一体となって避難所運営を行うことが必要であるため、女性の参画を推進しながら地域の自主防災組織を中心として、施設管理者、ボランティア等による避難所運営会議を構成し、その管理運営を行うものとする。 なお、避難所の円滑な運営のため、避難所運営会議ごとに避難所運営マニュアルを作成する。 また、避難所を運営していくには、炊き出し、物資の受入・配給、避難者名簿の作成・管理など共同生活を営むうえでさまざまな役割が必要となるため、避難者は、男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮を行いながら相互扶助の精神により、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。
		第5部 復旧計画・復興体制 第9章 物資等の供給 第2節 食料等の供給 1 食料の応急供給の基準	(5) 要援護者への優先供給 高齢者、障害者、幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。
		第5部 復旧計画・復興体制 第9章 物資等の供給 第3節 生活必需品等の供給 2 生活必需品等の供給の品目及び基準	(3) 要援護者への優先供給 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、体力衰弱者に優先的に供給する。
		第6部 東海地震に係る事前対策計画 第2章 公共施設の災害復旧 第3節 激甚法に定める財政援助等 4 その他の特別の財政援助及び助成	(4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
相模原市*	本編 (総則・予防計画編)	第1款 総則 第1章 地域防災計画の方針 2 基本理念	(7) 男女共同参画の観点から、防災に関する政策決定及び現場における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災・復興体制の確立を図ること。
		第1款 総則 第1章 地域防災計画の方針 5 計画の推進	また、防災計画等の検討段階から、本市独自の地域・社会特性とともに男女共同参画の考え方や自主防災組織等の多様な主体の視点を反映できるよう、必要な体制を確立するものとする。
		第1款 総則 第1章 地域防災計画の方針 7 避難所の整備	(2) 防災備蓄倉庫を設置し、食料、毛布、仮設トイレなどの備蓄を行う。備蓄に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者に配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮するものとする。
		第2款 災害予防計画 第6章 災害時要援護者支援 第1節 災害時要援護者支援 3 災害時要援護者の定義	災害時要援護者とは、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、乳幼児、病人、妊産婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難である者であり、災害対策基本法第8条の「要配慮者」と同義である。
		第2款 災害予防計画 第8章 防災行動力の向上第1節 防災知識の普及対策 3 防災知識の普及事項	(15) 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
		第2款 災害予防計画 第8章 防災行動力の向上第1節 防災知識の普及対策 第2節 自主防災組織の育成対策 3 自主防災組織の育成指導	(1) 危機管理局は、自主防災組織の育成を図るため、地域防災活動の推進を図り、自治会を中心とした自主防災組織の育成を推進するとともに地域の防災リーダーを育成する。その際、女性の参画の促進及び女性リーダーの育成に努めるものとする。
		第2款 災害予防計画 第8章 防災行動力の向上 第4節 防災訓練の実施 5 施設等における防災訓練	(2) 事業所等における訓練 訓練に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者や、被災時の男女のニーズの違い等に配慮して行う。
相模原市*	本編 (地震災害対策計画編)	第1款 地震災害応急対策 第3章 帰宅困難者対策 5 一時滞在施設の開設・運営	一時滞在施設の開設が長期に及ぶと予想される場合には、男女別のスペースを確保するように努める
		第1款 地震災害応急対策 第7章 避難所の運営 5 避難所の運営	(1) 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。 (2) 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。 (5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室や、トイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。 (7) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制(男女別の相談員)の確保に努める。
		第1款 地震災害応急対策 第7章 避難所の運営 6 生活関連物資の配布	(1) 食料等の確保 地震発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。
		第2款 災害復旧・復興計画 第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定	(2) 計画策定のプロセス 市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすき環境を整備する。
		第3款 東海地震事前対策計画 第3章 応急対策に係る措置に関する事項 第4節 事前避難対策 5 事前避難の方法	(2) 自主防災組織等との連携 本部事務局、区本部、健康福祉局は、自主防災組織等と協力し、各組織単位に在宅の高齢者、障害者、乳幼児、病人、妊産婦等、避難に当たり他人の介護を要する者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
相模原市*	本編 (風水害等対策計画編)	第1款 風水害応急対策 第3章 消火・避難誘導対策 第3節 帰宅困難者対策 5 一時滞在施設の開設・運営	一時滞在施設の開設が長期に及ぶと予想される場合には、男女別のスペースを確保するように努めるほか、一時滞在施設の運営が長期化した場合は、滞在者を避難所へ誘導し、避難者と同様の対応を行うこととする。
		第1款 風水害応急対策 第7章 避難所の運営 5 避難所の運営	(1) 避難所担当職員及び避難所運営協議会の運営に当たっては、女性の参画に努める。 (2) 高齢者、障害者、病人、妊産婦等はできるだけ環境条件の良い場所に避難させる。 (5) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保、着替え場所、授乳室やトイレの確保、物資の確保、女性相談員の配置等に関する配慮を行う。 (7) 避難生活の長期化に伴い、セクハラ、高齢者や児童等への虐待等が懸念されるため、状況把握及び相談体制(男女別の相談員)の確保に努める。
		第1款 風水害応急対策 第7章 避難所の運営 6 生活関連物資の配布	(1) 食料等の確保 災害発生直後における食料等生活に必要な物資は、避難所等の防災備蓄倉庫に備蓄する物資により対応する。なお、女性用物資の配布に当たっては、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備するなど配慮する。
		第2款 災害復旧・復興計画 第3章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 4 復興計画の策定	(2) 計画策定のプロセス 市民の意見集約に当たっては、男女共同参画の考え及び災害時要援護者をはじめとした多様な主体の視点に立った具体的な提案を出しやすき環境を整備する。
新潟市*	本編	災害応急対策時系列シナリオ 7 避難所の運営	関係各局 ●応急対策期 ・巡回医療、保健師の衛生指導、女性相談員の派遣
		第2部 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 1 住民に対する防災知識の啓発	(4) 防災に関する講習会及び説明会等の開催 防災に関する講習会及び説明会を開催して防災知識の高揚を図り、予防対策に役立てる。また、男女共同参画の視点からの防災対策について、参画型・体験型の学習機会を提供するなどして、性別、年齢等にかかわらず、市民が自主的に考える機会を設ける。 3 多様な世代の参画及び男女共同参画の推進 市は、自主防災組織の編成及び活動、並びに地域防災活動のリーダー育成に当たり、多様な世代及び男女それぞれの視点やニーズが反映され、性別や年齢等により役割が固定化されることのないように指導する。 5 地域防災活動のリーダー育成 市は、地域の自主防災活動が効果的に実施されるよう講習会や防災訓練等を通して、地域の防災活動の中心となる「防災リーダー」を育成する。なお、その際は、組織のリーダーに複数の女性が参画できるよう、女性リーダーの育成を図る。
		第2部 災害予防計画 第13節 災害備蓄計画	10 市民及び事業所の役割 (1) 市民の役割 活動に若い世代や女性が参画するための仕組みづくりに努める。 (2) 市の備蓄 (イ) 通常の備蓄 備蓄の際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮するとともに、食事に特別な配慮が必要な者への対策として、アレルギーに対応した食料の備蓄を推進する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
新潟市*	本編	1 非常用食料及び生活必需品の確保	(3) 協定等による他の地方公共団体からの確保 市は、物資等の調達を要請する際は、男女のニーズの違いや高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等多様なニーズに配慮する。
		第3部 災害応急対策計画	防災関係機関 にかがた女性会議 新潟市連合婦人会
		第3部 災害応急対策計画 第9節 災害広報・広聴計画 2 広聴相談活動	(4) 女性のための相談の実施 市民生活対策部市民生活班は関係部署や関係機関・団体と連携し、女性のための相談・支援を実施する。 防災関係機関 新潟市連合婦人会 にかがた女性会議
		第3部 災害応急対策計画 第10節 避難及び避難所計画 2 避難の誘導	(5) 要配慮者への配慮 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の要配慮者へ配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。
		第3部 災害応急対策計画 第10節 避難及び避難所計画 3 住民等の避難行	(1) 避難行動の原則 ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者へ配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。
		第3部 災害応急対策計画 第10節 避難及び避難所計画 4 避難所の開設及び避難者の受け入れ	(2) 避難者の受け入れ なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供するなど、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用等により、プライバシーの確保に努める。
		第3部 災害応急対策計画 第10節 避難及び避難所計画 5 避難所の運営	(1) 運営体制の整備 イ 避難所運営委員会の設置 その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。 (4) 男女それぞれの視点に立った避難所運営 避難所の運営にあたっては、男女双方の視点等に配慮した運営に努める。特に、女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い等に配慮する。
		第3部 災害応急対策計画 第11節 要配慮者応急対策計画 2 避難所等における対策	(4) 福祉避難室の設置 避難所内の和室等の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦及び乳幼児等に優先的に提供する。
		第3部 災害応急対策計画 第13節 応急住宅対策計画 1 応急仮設住宅の建設	(5) 入居者の選定 イ 下記要件のいずれかに該当するものを優先とする。(ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯、父子世帯
		第3部 災害応急対策計画 第18節 物資供給計画 3 物資の調達	調達の際は、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等へ配慮するとともに、食事に特別な配慮が必要な人や、男女のニーズの違い等の多様なニーズについても配慮する。
第3部 災害応急対策計画 第18節 物資供給計画 4 物資の提供(配布・吹き出し)	(1) 物資の配布 ウ 各区本部市民生活班は、避難者数を正確に把握し、配布にあたっては不足や重複が生じないように常に公平な配分に努める。なお、配布にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等へ優先的に配布する。また、女性用品は女性が配布するなど、被災者が受け取りやすいよう努める。		
第3部 災害応急対策計画 第22節 トイレ対策計画 6 快適な利用の確保	(6) 環境対策部及び区本部は、男女別にトイレを設置するなど、トイレ使用におけるプライバシーの確保に努める。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
新潟市*	本編	第3部 災害応急対策計画 第23節 防疫及び保健衛生計画 3 保健衛生対策	(3) 巡回健康相談・保健指導 ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
		第3部 災害応急対策計画 第33節 文教対策計画 1 学校教育対策	(3) 災害発生後に学校が行う措置 (イ) 避難所の優先順位 なお、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等には、和室等条件の良好な部屋を優先的に提供する。
		第4部 災害復旧計画 第2節 被災者援護計画 1 融資・貸付・資金等による援護計画	(6) 母子寡婦福祉資金の貸付(担当)子ども未来対策部子ども未来班 各区本部健康福祉班) 母子家庭の母・寡婦に対して、災害により被害を受けた家屋の増改築、補修又は保全のために必要な住宅資金を貸し付ける。
		第4部 災害復旧計画 第4節 復興に関する計画 1 復興に向けた体制	(3) 復興計画の策定及び実施にあたり、以下の事項に配慮する。イ 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。
		第4部 災害復旧計画 第4節 復興に関する計画 2 復興計画の作成	(3) 復興の方向性について、以下の事項に配慮する。ウ 高齢者や障がい者、女性、子ども、外国人等の様々な立場からの視点が尊重され、多様な市民が共生できる社会を目指す。
		第6部 事故災害対策計画 第8節 原子力事故災害対策計画 2 災害予防対策	(8) 原子力防災に関する市民への普及啓発 イ 要配慮者への配慮 市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、要配慮者等に十分配慮し、地域において災害時要援護者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。
		第4節 計画の前提条件と災害記録 3 社会的要因	(8) 男女共同参画の視点を取り入れた防災 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
		第7節 市災害対策本部の組織 2 富山市災害対策本部各部の分掌事務(地域部を除く)	部 市民生活部 班(担当課室) ボランティア班(男女参画・市民協働課) 分掌業務 1 ボランティアへの支援に関すること。 部 市民生活部 班(担当課室) 応援班(勤労青少年ホーム、男女共同参画推進センター、とやま市民交流館、少年指導センタ 一) 分掌業務 1 部内他班の応援に関すること。
		第1章 総則	なし
		第2章 災害予防計画 3 地域における自主防災活動の推進	(1) 自主防災組織の充実 ④ 組織の編成 ウ 構成員には、地域に在住する防災に関する専門知識等を有する人材を擁護し、組織化を図る。また、女性の視点による体制づくりも重要であることから積極的な参画を促す。
第2章 災害予防計画 第6節 防災体制の整備 1 基本方針	さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立に努める。		
第2章 災害予防計画 第8節 地震災害応急対策の備え 3 避難体制の整備	(1) 避難場所の指定等 ① 避難場所 オ 生活必需品等の供給 また、避難場所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空室、洋式トイレなど高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めること。		
第2章 災害予防計画 第8節 地震災害応急対策の備え 5 生活の確保	(1) 食料及び生活必需品の確保 なお、このとき女性や高齢者などの視点に立った救援 物資の備蓄・供給(生理用品など)に配慮する。		

富山市

金沢市

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
金沢市	第1編 震災対策計画	第2章 災害予防計画 第9節 防災施設等の整備 2 防災業務施設の整備	(2)地域防災施設の整備 ① 小中学校の防災拠点化 キ 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備
		第2章 災害予防計画 第9節 防災施設等の整備 2 防災業務施設の整備	(2)地域防災施設の整備 ② 公園の防災拠点化(本節3「避難地確保と公園緑地等の整備」で詳述) エ 女性等に配慮した簡易型水洗トイレ等の整備
		第3章 災害応急対策計画 第12節 避難誘導 9 避難所の開設	(2) 避難所生活 ③ また、女性用の仮設トイレや 高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害のある人等の利用に配慮した避難所運営に努める。
			(2) 避難所生活 ④ 男女双方の視点の取り入れ 運営に当たっては、男女のニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。 ・プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所の設計(男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用の物干し場等の設置) ・女性スタッフの配置・女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置 ・女性向け物資の備蓄(生理用品・女性用下着の女性による配布) ・その他、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営
			表3-12-4 時期別活動内容 時期 緊急避難期(被災直後～2日目) 活動内容 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮)(生活スペース、物資集積所、トイレの場所、ゴミ集積所等) など
			時期 避難期・救護期(3日目～1ヵ月程度) 活動内容 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレの場所、ゴミ集積所等) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレ場所、ゴミ集積所等)
		第3章 災害応急対策計画 第13節 飲料・食料品・生活必需物資の供給 2 食料の供給	(4)災害救助法による炊き出しその他による食品の給与 表3-13-3 小・中学校及び共同調理場の使用熟源 ※ 炊事設備を有する施設 企業局、ふれあいの里、保健所、長町研修館、女性センター 老人福祉センター、デイサービスセンター、地区公民館
		第3章 災害応急対策計画 第19節 ごみ、し尿の処理 5 し尿処理対策	(1) 仮設トイレの設置 ウ 仮設トイレの設置に当たっては、女性や子供等へ配慮するため、プライバシーを確保した男女別の簡易型トイレ等の使用や、夜間の安全性の確保などに努める。
		第3章 災害応急対策計画 第24節 建築物対策、住宅の応急対策 3 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理等	(1) 応急仮設住宅建設計画 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や 孤独死、引きこもりなどを防止するための心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅 における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、高齢者・妊産婦 等の優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。
		第4章 災害復旧・復興計画 第1節 公共施設災害の復旧 4 激甚災害に係る災害復旧事業と国の財政援助措置	(4) 激甚災害に係る事業と財政援助措置 表4-1-3 激甚災害に係る財政援助措置の対象事業 4 その他の特別の財政援助及び助成 4 母子寡婦福祉法による国の貸付け[法第20条] ・国の貸付金の割合の引き上げ(災害を受けた年度及びその翌年度)
第4章 災害復旧・復興計画 第3節 生活安定対策 6 被災者への支援	(3) 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の連やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付を行う。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
金沢市	第1編 計画 震災対策	第5章 津波対策計画 第1節 津波災害予防計画 2 津波広報、教育、訓練計画	(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
福井市	地震災害対策編	第1章 総則 第1節 計画の方針 1 防災関係機関及び市民の責務	(1) 福井市 また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画の視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。
		第1章 総則 第5節 福井市災害対策本部 1 福井市災害対策本部の組織及び運営	(1) 対策本部の構成 部名 総務部 班名 職員班、文書法制班、秘書班、広報班、総合政策班、まち未来創造班、美山総合支所班、越前総合支所班、清水総合支所班、女性活躍促進班
		第2章 災害予防計画 第1節 防災知識の普及計画 5 自主防災組織に対する防災知識の普及	自主防災組織の育成、強化を図るため、研修会や講習会を実施し、防災リーダーの育成や多様な世代が参加できるような環境の整備に努める。また、併せて、女性の参画の促進に努める。
		第2章 災害予防計画 第2節 防災訓練計画 1 訓練の実施	(1) 防災訓練及び総合防災訓練 ウ 訓練概要 なお、訓練を実施するにあたり、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、支援体制が整備されるよう努めるとともに、若年層の参加や男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第3節 自主防災組織育成計画 1 組織の育成	また、育成にあたっては、女性の参画促進に努める。
		第2章 災害予防計画 第11節 情報収集・連絡体制等整備計画 2 情報の分析整理	(3) 防災対策上必要とされる資料 ア 社会環境に関する資料 ・種々の縮尺の地図・地域の人口、世帯数、要配慮者(「高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等」をいう。以下同じ。)の概要
		第2章 災害予防計画 第17節 避難計画 3 避難所運営体制の整備	(1) 避難者の自治体制 その際、女性の参画促進に努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第20節 要配慮者安全確保計画 1 要配慮者への対策	(1) 要配慮者 災害時に何らかの支援が必要な者をいう。高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の特に配慮を要する者が対象となる。
		第3章 災害応急対策計画 第9節 避難及び避難所計画 6 避難所の運営	(1) 運営体制の整備 ウ 女性の参画 避難所の運営における女性の参画を促し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。 (5) 避難所における生活環境の整備 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、安全性の確保、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。また、必要に応じ、家庭動物についても配慮する。市は、やむを得ず避難所に滞在することが
		第3章 災害応急対策計画 第18節 防疫及び保健衛生計画 2 保健衛生対策	(2) 巡回健康相談・保健指導 ア 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導
第3章 災害応急対策計画 第28節 応急住宅対策計画 1 応急仮設住宅の建設	(7) 運営管理 この際、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を促し、生活者の意見を反映できるよう努める。 (5) 入居者の選定 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯		
第4章 災害復旧計画 第3節 復興計画	また、被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ、共同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
福井市	地震災害対策編	第4章 災害復旧計画 第3節 復興計画 2 計画的復興	なお、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で住みやすい市街地の形成と都市機能の充実を図る。
甲府市	地震対策編	第2章 災害予防計画 第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進 第1 防災知識の普及・教育	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮し、初期消火、近隣の救出救護、避難等、災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努める。
		第2章 災害予防計画 第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進 第2 自主防災組織活動の推進	2 自主防災組織の構成及び活動 (1) 構成と災害時の活動 単位自治会等を母体として組織し、地域の実状に応じて編成するが、概ね次のとおりとする。また、自主防災組織への女性の参画の促進に努める。
		第2章 災害予防計画 第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進 第2 自主防災組織活動の推進	3 市の指導 (2) 市は、地域の防災リーダーを育成するために、「防災リーダー指導育成研修会」を開催し、自主防災組織の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とする。
		第2章 災害予防計画 第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進 第2 自主防災組織活動の推進	5 企業防災の促進 企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなどして企業防災の推進に努める。
		第2章 災害予防計画 第9節 防災訓練に関する計画	訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、支援体制が整備されるように努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するように努めるものとする。
		第4章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 第4 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制	別表1 地震災害警戒本部の組織図 危機管理部 市民部 市民協働室 消費生活班、協働推進班、人権男女参画班 危機管理部 子ども未来部 子ども未来総室 母子保健班
		第4章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 第4 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制	別表2 甲府市地震災害警戒本部分掌事務及び編成表 市民部(市民部長) 室等(室長等) 市民協働室(市民協働室長) 班(班長) 人権男女参画班(人権男女参画課長) 分掌事務 総務班への応援に関すること
第4章 東海地震に関する事前対策計画 第2節 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動 第4 地震防災応急対策の実施要員の確保及び他機関との協力体制	別表2 甲府市地震災害警戒本部分掌事務及び編成表 子ども未来部(子ども未来部長) 室等(室長等) 子ども未来総室(子ども未来総室長) 班(班長) 母子保健班(母子保健課長) 分掌事務 福祉保健部健康衛生班の事務		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
長野市	震災対策編	第1章 総則	5 要配慮者に対する支援の充実 高齢者、障害者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者(以下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。【主な対策】○避難行動要支援者(※)への避難支援計画の作成 ○福祉避難所等の運営 ○世代や男女のニーズの違いに配慮した避難所運営 ○外国人に配慮した情報の提供
		第2章 災害予防計画 第6節 消防・水防活動計画 第1 消防計画	《第1章 総則》3 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 機関の名称 青年会議所、女性団体等
		計画名[計画主体] 消防団の活性化[市] 計画内容 また、啓発活動により女性や若者の入団促進及び育成強化を図る。 ○消防団員・女性消防団員の募集促進、活動用装備品、通信機器の整備	
		計画名[計画主体] 要配慮者支援計画の作成[市] 担当部課 総務部危機管理防災課企画政策部秘書課国際室 地域・市民生活部地域 活動支援課・各支所 地域・市民生活部人権・男女共同参画課 保健福祉部 保健所健康課 消防局予防課	
第2章 災害予防計画 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画	計画名[計画主体] 社会福祉施設における支援体制整備[市、県] 担当部課 保健福祉部 消防局予防課 地域・市民生活部地域 活動支援課・各支所 地域・市民生活部人権・男女共同参画課		
計画名[計画主体] 自主防災組織・住民自治協議会の活性化促進[市、自主防災組織・住民自治協議会] 計画内容 ○青年層、女性など多様な主体の組織への参加 促進			
計画名[計画主体] 地区内の相互協力体制の強化[市、自主防災組織・住民自治協議会] 計画内容 各地区内の地域組織間の交流を活性化し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所(自衛消防隊)、要配慮者利用施設、商工会、民生・児童委員、交番・駐在所等による組織間の相互連携を促して、高齢者、外国人、観光客、要配慮者利用施設入所者等の避難支援を図る。			
計画名[計画主体] 地区防災訓練の実施[市、自主防災組織・住民自治協議会] 計画内容 ○消防署、消防団による防災訓練を企画・運営 支援し、消防団、自主防災組織・住民自治協議会、女性防火クラブ、自治会、事業所(自衛消防隊)、要配慮者利用施設、民生・児童委員等の参加による防災訓練の実施に努める。			
計画名[計画主体] 検視・検案等実施体制の強化[市、警察署] 担当部課 保健福祉部国民健康保険課 地域・市民生活部人権・男女共同参画課			

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
長野市	震災対策編	第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動 第5 災害対策の適用範囲	長野市災害対策本部 地域・市民生活部 地域活動支援班、支所班、市民窓口班、人権・男女共同参画班 地域・市民生活部 人権・男女共同参画班 遺体の収容、検案、安置及び引渡しに関する事 福祉避難所の運営に関する事 部 とも未来部 班 とも政策班○ 業務分掌 要配慮者(妊産婦及び乳幼児)の支援に関する事 班 子育て支援班 業務分掌 母子・児童福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事
		第3章 災害応急対策計画 第2節 非常参集職員の活動 第8 災害警戒本部の廃止	長野市災害警戒本部 地域・市民生活部 地域活動支援班、支所班、市民窓口班、人権・男女共同参画班
		第3章 災害応急対策計画 第8節 要配慮者に対する応急活動 第4 福祉避難所の確保	1 福祉避難所の確保(福祉避難所) ○母子寡婦福祉施設 3 福祉避難所の運営 保健福祉部福祉政策班・高齢者福祉班・介護保険班・障害福祉班、とも未来部子育て支援班・保育・幼稚園班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、内閣府策定の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」及び「長野市福祉避難所設置・運営マニュアル」により、福祉避難所を運営する。
		第3章 災害応急対策計画 第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動 第5 避難所の運営	6 長期化対策 教育部長は、避難生活の長期化に備え、関係各部と協力して次の対策を講じる。特に、運営に関しては要配慮者への支援、避難所運営への女性の参画や男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 (避難長期化対策) ○プライバシー保護や男女のニーズの違い等に配慮した施設等の措置 ・間仕切り・男女別トイレ・更衣室 ・授乳室・入浴施設・女性専用の物干し場 ・女性用品の女性による配布
		第3章 災害応急対策計画 第17節 遺体対策等の活動 第2 遺体の安置及び対応	1 遺体安置所の選定 災害により多数の遺体が生じた場合、保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、警察署長と協議し、被害状況を考慮し、公共施設等で遺体の安置に適切な場所を選定する。 2 遺体安置所の設置 保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、遺体安置所を設置する。遺体安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の葬祭用品や納棺作業員の確保については、葬祭事業者等に協力を要請する。 3 遺体の対応 保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班は、遺体の収容、検案、安置及び引渡しを行う。
		第3章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物の処理活動 第1 尿の収集運搬・処理	2 仮設トイレ配置 (3) 設置にあたっては原則として男女別とし、それぞれ離れた場所となるよう配慮する。
		第3章 災害応急対策計画 第27節 災害広報活動 第3 災害相談	なお、相談にあたっては、女性相談員の配置、妊産婦等への対応等、女性や子育てのニーズや、外国人への対応等に配慮した相談体制となるよう配慮する。
		第3章 災害応急対策計画 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制 第1 義援物資の受入れ・配分	2 保管・仕分・輸送 保健福祉部介護保険班は、女性団体連絡会、ボランティア等の応援を得て、義援物資等の保管・仕分けを行う。県が義援物資の保管にあたり、長野県倉庫協会との協定に基づき、保管場所の確保、入出庫 管理を行う場合は、保管・仕分けについて支援を要請する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
長野市	震災対策編	第39節 災害救助法の適用	災害救助法の適用 総務部本部班・情報政策班・庶務班・職員研修所班・行政管理班・公共施設マネジメント推進班・選挙管理委員会事務局班・監査委員事務局班、財政部管財班、地域・市民生活部市民窓口班・人権・男女共同参画班、保健福祉部生活支援班・国民健康保険班、保健所総務班・健康班、商工観光部商工労働班、建設部住宅班・建築指導班・道路班・河川班・維持班、都市整備部各班、教育部総務班、学校教育部学校教育班、上下水道部水道維持班、消防部警防班・消防署班 4 救助事務の実施者(災害救助の実施概要) 救助の種類 死体の処理 担当 保健福祉部国民健康保険班、地域・市民生活部人権・男女共同参画班
		第4章 災害復旧計画第3節 計画的な復興 第1 復興計画の作成	また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。 長野市災害復興本部が設置された場合、災害復興本部長は、関係機関との連携、県との調整及び住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に災害復興計画を策定する。なお、計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・高齢者・障害者等の参加促進に努める。
		第3節 計画的な復興 第2 防災まちづくり	(3) 前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。カ 女性・高齢者・障害者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
		第1章 総則 第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱	7 公共的団体 実施責任 岐阜市赤十字奉仕団 女性の会連絡協議会奉仕団 処理すべき事務又は業務の大綱 (1) 被災者の救助及び救護活動の協力 (2) 義援金の募集、受付及び配分の協力 実施責任 女性防火クラブ 少年消防クラブ 処理すべき事務又は業務の大綱 (1) 火災予防の啓発
岐阜市	地震対策計画	第2章 地震災害予防 第1節 総則 第1項 防災協働社会の形成推進	2 推進体制 (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立 市は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、岐阜市防災会議の委員への任命など、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。
		第2章 地震災害予防 第2節 防災体制の整備	2 防災施設、設備等の整備 (3) 消防団の強化 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。
		第2章 地震災害予防 第3節 防災思想・防災知識の普及	なお、外国人に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病患者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。
		第2章 地震災害予防 第4節 防災訓練	(3) 要配慮者等への配慮 要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、要配慮者・避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。
		第2章 地震災害予防 第5節 自主防災組織の育成と強化	3 防災リーダーの育成 その際、避難所の運営にも男女の視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性の防災リーダーの育成に努めるものとする。
			6 災害奉仕団との連携 奉仕団名 女性の会連絡協議会奉仕団 事務局 教育委員会事務局 社会教育課

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
岐阜市	地震対策計画	第2章 地震災害予防 第6節 避難対策	7 指定避難所等 市は、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、マンホールトイレ等災害用トイレの整備、トイレの洋式化など避難所施設の充実を進めるうえにおいて、男女のニーズの違いを考慮するとともに、要配慮者に配慮した避難所整備を図る。
		第2章 地震災害予防 第7節 必需物資の確保対策	1 公共備蓄 (1) 食料、飲料水、生活必需品等 イ 生活必需品 生活必需品として紙おむつ、おしりふき、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。 6 要配慮者利用施設等の保安対策 ウ 乳幼児施設 母子生活支援施設
		第2章 地震災害予防 第16節 火災予防対策	1 火災予防の指導 (1) 地域住民に対する指導 消防本部は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の研修会等において、火災予防の周知徹底、住宅用火災警報器の設置指導など住宅防火対策の推進を図る。
		第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第5項 災害対策本部等の組織及び分担任務	8 災害対策本部の各部、各班 部・班 子ども未来部(子ども未来部長) 子ども支援班 分担任務 5 被災ひとり親世帯に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付に関すること
		第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第5項 災害対策本部等の組織及び分担任務	8 災害対策本部の各部、各班 部・班 市民参画部(市民参画部長) 男女共生・生きがい推進班 分担任務 1 コミュニティセンター、ハートフルスクエア-Gの災害対策に関すること 2 コミュニティセンター、ハートフルスクエア-Gに避難所の開設を指示すること 3 ボランティア受入れ窓口の開設の応援に関すること
		第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第15節 避難対策	8 災害対策本部の各部、各班 部・班 教育部 社会教育班 分担任務 1 災害活動に協力する女性の会連絡協議会奉仕団との連絡調整に関すること
		第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第17節 食料供給活動	6 避難所の運営 (1) 避難所における生活環境維持 市は、避難所における生活環境が常に良好なものとするため、避難者の健康状態や避難所の把握の把握に努め、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、避難所の運営における女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
		第3章 地震災害応急対策 第1節 活動体制 第20節 応急住宅対策	3 炊出しの方法 炊出しは、生活福祉一班、生活福祉二班が、自主防災組織、女性の会連絡協議会等の協力を得て実施する。なお、共同給食施設を利用して炊出しを行う場合は、観光コンベンション班が担当して行う。 3 応急仮設住宅の建設及び入居 (5) 応急仮設住宅の管理 この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 5 障害物の除去 (1) 除去対象世帯の選定 ウ 高齢者世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯等において、自力で除去することができない世帯であること。 6 住宅対策等の調査報告 (1) 希望調査 エ 母子福祉資金借入希望者 7 低所得世帯に対する住宅融資 低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯について、地震災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった者で、住宅を補修し、又は被災を免れた非住家を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資する。(1) 母子福祉資金の住宅資金

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
岐阜市	地震対策計画	第4章 東海地震に関する事前対策 第2節 活動体制 第5項 災害対策本部等の組織及び分担任務	6 地域派遣職員 部 市民参画部 班 市民参画政策班 男女共生・生きがい推進班 市民活動交流センター班 文化芸術班 市民相談班 人権啓発センター班 国際班 ぎふメディアコスモス事業班
		第6章 地震災害復旧 第1節 復旧・復興体制の整備	6 地域派遣職員 部 教育部 班 社会教育班 分担任務 1 災害活動に協力する女性の会連絡協議会奉仕団との情報伝達、調整に関すること
		第6章 地震災害復旧 第2節 災害義援金品の募集配分	1 基本方針 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
		第6章 地震災害復旧 第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	1 募集配分機関 (4) 岐阜市女性の会連絡協議会 3 集積 (1) 各家庭から募集したときは、自治会連絡協議会、女性の会連絡協議会又は民生委員・児童委員協議会の組織で各家庭を訪問して集積し、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらおうの方法によって集積する。
静岡市*	一般災害対策編	第1章 総則 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の特別の財政援助及び助成 エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
		第2章 災害予防計画 第2節 津波・高潮災害予防計画[危機、商工、農水、建設、区、消防、下水]	7 指定地方公共機関 (8) 公益社団法人静岡県養士会 ア 要配慮者等(※)への食料品の供給に関する協力 (※) 要配慮者…高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者
		第2章 災害予防計画 第8節 火災予防計画[農水、消防]	6 津波避難施設等の整備 市は、静岡県第4次地震被害想定を受け、学識経験者、住民、女性団体の代表等を構成員として「津波対策専門委員会」を設置し、沿岸部21地区での検討会やパブリックコメント等を踏まえ、「津波避難対策計画」を策定した。
		第2章 災害予防計画 第11節 防災知識の普及計画[行政、危機、市民、福祉、建築、建設、区、教育]	2 消防体制の整備 (5) 市は、消防団の施設・装備の整備、青年層・女性層の団員への参加促進、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。 1 主旨 また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 3 普及すべき内容 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
静岡市*	一般災害対策編	第2章 災害予防計画 第13節 防災訓練計画[危機、市民、福祉、子供、区、消防]	2 訓練の種類 (6) 総合防災訓練 また、総合防災訓練では、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第16節 自主防災組織の育成[危機、市民、区]	1 主旨 また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。 2 自主防災組織の概要 (1) また、女性の責任者又は副責任者を置くなど女性の参画の促進に努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及	
一般災害対策編			4 研修会等の開催 市は、自主防災組織のリーダーを育成するため、定期的に研修会を開催する。その際、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。	
		第2章 災害予防計画 第19節 要配慮者対策[危機、市民、福祉、衛生、子供、区]	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者 に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。	
		第3章 災害応急対策 第8節 災害広報計画[行政、危機]	1 主旨 なお、その際、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない 外国人等の要配慮者に配慮した広報を行うものとする。	
		第3章 災害応急対策 第11節 避難所運営計画[危機]	1 避難所の安全管理 (8) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。	
		第3章 災害応急対策 第29節 社会福祉計画[市民、福祉、子供]	(5) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 ウ 貸付対象 罹災母子・父子世帯・寡婦(災害により母子・父子世帯・寡婦となった者を含む。) エ 貸付額「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
		第3章 災害応急対策 第33節 応援協力計画[行政、危機]	4 直接又は知事を介して協力要請等を行う団体 (3) 青年団及び男女共同参画団体	
		第3章 災害応急対策 第42節 通訳ボランティア活動支援計画[市民]	2 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として男女参画・多文化共生課内に配置し、その活動を支援する。	
静岡市*	第1編 総則 第3章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 計画の内容		9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (3) 青年団、男女共同参画団体等の地域団体	
			5 市民に対する防災思想の普及 この際、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要 配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。	
	第2編 平常時対策 第1章 防災思想の普及 第1節 計画作成の主旨[危機、市民、観光、区、教育]		5 市民に対する防災思想の普及 (1) 啓発事項 要 配慮者及び男女双方の視点への配慮	
			また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大 し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。	
	地震対策編	第2編 平常時対策 第2章 自主防災活動 第1節 計画の主旨		4 自主防災に関する意識の高揚 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行う。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
		第2編 平常時対策 第2章 自主防災活動 第5節 自主防災組織に対する指導及び助成[危機、区、消防]		8 自主防災組織と消防団との連携 また、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
		第3章 地震防災訓練の実施 第1節 計画作成の主旨		なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要 配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
静岡市*	地震対策編	第4章 地震・津波災害予防対策の推進 第12節 要配慮者の支援[市民、福祉、衛生、保健所、子供]	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者 に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するため、一般対策編第 2章第19節「要配慮者対策」に定める体制を整備する。
		第4章 地震・津波災害予防対策の推進 第13節 生活の確保[危機、環境、衛生、病院、建築、区、消防、水道]	6 避難所の設備及び資機材の配備又は準備 なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者にも配慮した設備又は準備に努める。
		第4編 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む。) 第3章 広報活動 第1節 計画の主旨[危機]	なお、広報に際しては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮するものとする。
		第4編 地震防災応急対策(発災前の対策及び津波対策を含む。) 第3章 広報活動 第7節 避難地における避難生活の確保[危機、区]	2 緊急避難場所の運営 (3) 運営にあたっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、緊急避難場所における安全性の確保など、性別や家族構成に配慮した緊急避難場所の運営に努めるものとする。
		第5編 災害応急対策 第3章 広報活動 第1節 計画の主旨[危機、観光、福祉、子供、教育]	広報の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の要配慮者に配慮するものとする。
		第5編 災害応急対策 第5章 広域応援活動 第4節 民間団体等に対する応援要請[市民、商工、農水、教育]	1 応援協力要請の対象となる民間団体等は一般対策編に準ずるが、主なものは次のとおりである。 (1) 赤十字奉仕団、青年団、男女共同参画団体、商工団体、農林水産団体、ボランティア団体
		第5編 災害応急対策 第5章 広域応援活動 第7節 避難所の設置及び運営[危機、区]	3 避難所の運営 (3) 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。
		第5編 災害応急対策 第5章 広域応援活動 第12節 要配慮者への配慮[市民、福祉、衛生、保健所]	1 基本方針 (1) 高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び日本語のわからない外国人等の 要配慮者に対し迅速かつ適切な対応を図る。
		第5編 災害応急対策 第11章 災害ボランティア活動の支援[市民] 第2節 外国人等への支援	1 静岡市災害多言語支援センターの設置及び運営 市は、随時、情報交換、協議等を行うため、職員を連絡調整要員として男女参画・多文化共 生課内に配置し、その活動を支援する。
		第5編 災害応急対策 第13章 被災者の生活再建等への支援 第3節 実施事項[福祉、子供]	2 市又は県が民間の協力を得て実施する事項 (2) 罹災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
	第6編 復旧・復興計画 第4章 震災復興計画の策定 第1節 計画の主旨[危機]	また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。	
	津波対策編	第2章 平常時対策 第2節 防災訓練の実施[危機、市民、区、消防]	なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
静岡市*	津波対策編	第2章 災害予防計画 第1節 防災思想の普及 2 市民に対する防災思想の普及	この場合、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 一般的な啓発 ・女性の視点に立った防災活動
		第2章 災害予防計画 第2節 自主防災活動	・このため、市は日ごろから地域住民の協力を得て、自主防災組織の強化を図るとともに、訓練、広報、指導を通じて連携を深めるほか、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女双方の視点に配慮した防災体制を確立し、地震災害に的確に対処できるよう、その活動の基準等を示す。
		第2章 災害予防計画 第2節 自主防災活動 2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	防災訓練の実施 ・訓練に際しては、避難行動要支援者への配慮及び男女共同参画の視点を生かす。
		第2章 災害予防計画 第2節 自主防災活動 4 市の指導及び助成	・自治会を単位として自発的に組織された各自主防災組織の強化を図り、次の措置を講じる。 ・市は、自主防災組織の充実を目指し、定期的に資料の提供、研修会の開催等を行うとともに、女性の参画を促進する。
		第2章 災害予防計画 第2節 自主防災活動 5 自主防災組織と消防団との連携	・消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多様な世代や女性の参画を促すなど、地域の防災力の強化を促進する。
		第2章 災害予防計画 第4節 地震防災訓練の実施	・避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施し、避難行動要支援者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第4章 地震・津波警戒対策計画 第7節 避難活動 2 緊急避難場所の設置・避難生活	避難所の生活 7. 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任及び受付への男女の配置、要配慮者や男女のニーズの違いへの配慮、乳幼児や妊産婦への対応及び女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に努める。
		第5章 災害応急対策計画 第7節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活	・避難所での避難生活の運営に当たっては、「浜松市避難所運営マニュアル」を参考とし、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。
		第5章 災害応急対策計画 第12節 被災者の生活再建等への支援 2 実施事項	市又は県が民間の協力を得て実施する事項 2. 被災母子・父子・寡婦世帯に対する母子・父子・寡婦福祉資金貸付申込受付
		第6章 復旧・復興対策計画 第3節 震災復興計画の策定	・同計画を策定するにあたっては、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努める。
名古屋市*	共通編	第1章 総則 第2節 計画の性格等 第1 計画の性格	7 この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた 防災体制を確立するよう努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第25節 原子力災害予防計画 第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発	また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に配慮するとともに、教育機関においては、防災に関する教育の充実 に努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
名古屋市*	地震災害対策計画編	第1章 災害応急対策 第2節 地震災害警戒本部等の設置及び運営 第3 地震災害警戒本部の組織及び運営等	◎ 別表1-2-1 地震災害警戒本部の部及び区本部の事務分掌 2 個別事項 部・区本部 庶務部 担当局・区 総務局市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局 部長又は区本部長 総務局長 事務分掌 10 男女平等参画に関すること
		第1章 災害応急対策 第3節 地震防災応急対策の防災活動体制 第3 職員の動員	6 動員対象から除外する職員 (2) 病弱者、身体障害者、妊産婦等で所属長等があらかじめ除外を相当と認めた者は、勤務時間外における動員対象から除外するものとする。
		第1章 災害応急対策 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第4 避難対策	1 市が行う避難対策(第1章 第13節 参照) (5) 避難対象地区における避難誘導イ 避難の順序は、妊産婦、傷病人、障害者、高齢者、乳幼児を優先し、一般を次順位とする。 1 市が行う避難対策(第1章 第13節 参照) (11) 避難救援等の対策 ア 市は、あらかじめ、在宅の要介護高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避難に当たり介護を要する者の人数、介護者の有無等を町内会・自治会単位等で把握し、学区及び行政区ごとに集約することに努める。
		第1章 災害応急対策 第4節 地震防災応急対策に係る措置に関する事項 第16 市が管理又は運営等する施設に関する対策	4 不特定かつ多数の者が出入りする施設等 (2) 個別事項 ウ 施設別の措置 各施設における主な対応措置は次のとおりとする。 所管 総務局 施設名 男女平等参画推進センター 東海地震注意情報発表時 対応 休館 警戒宣言時 対応 休館
		第1章 災害応急対策 第6節 災害対策本部の設置及び運営 第2 本部の組織及び運営	◎別表1-6-1 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 部及び区本部の名称 庶務部 担当局・区 総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局 部長又は区本部長 総務局長 主な任務 9 男女平等参画に関すること
		第1章 災害応急対策 第12節 消防・水防・津波対策活動	3 避難誘導 (1) 在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦、外国人等災害時要援護者に対しては、平常時については共通編第2章第12節の定めるところにより避難・誘導対策を推進するものとし、地震発生時においては第1章第17節の定めるところにより避難の確保等を図る。
		第1章 災害応急対策 第13節 避難 第2 避難誘導及び移送	1 避難の誘導 (5) 避難の方法については、予め関係地域住民に十分周知を図る。 イ 避難の順序は、妊産婦・傷病人・障害者を優先し、一般を次順位とする。
		第1章 災害応急対策 第16節 食品・生活必需品等の供給 第1 供給の基本的方針	4 その他 供給に際しては、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。
		第1章 災害応急対策 第17節 災害時要援護者対策 第4 避難生活の確保	2 指定避難所における生活の確保 (5) 防寒・避暑等の乳幼児及び妊産婦の心身に配慮した環境づくりや授乳室・おむつ替えの 場所の確保に努める。
		第2章 災害復旧計画 第2節 災害復旧	事業 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 国の財政援助等 通常災害 母子及び寡婦福祉法 激甚災害 同 第20条
津市	震災対策編	第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 1 防災啓発・防災教育の実施	(1) 市民に対する防災啓発 また、防災知識の普及に当たっては、高齢者や乳幼児、障がい者、外国人等の要配慮者への配慮が必要なことや被災時の男女のニーズの違いがあること等にも触れ、様々な視点に配慮する必要があることを啓発します。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
津市	震災対策編	第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第2節 防災訓練の実施 2 防災訓練の実施	(1)現場訓練実施に当たっての留意事項 エ 訓練を実施する際には、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。併せて、女性、子供、高齢者、障がい者等様々な方の参加のもと、実施します。
		第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第3節 自主的な防災活動への支援 4 自主防災組織の活動	また、自主防災組織の体制づくりや活動の実施に当たっては、女性の参画の促進に努めます。
		第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第5節 消防団による地域防災体制の整備 1 消防団の体制の整備	青年層・女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の確保に努めます。
		第2編 災害予防計画 第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策 第5節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備	(1)指定避難所(一定期間避難生活ができる施設)の指定 出入口へのスロープ、男女別トイレ、多目的トイレ、更衣室、ファクスの位置など、女性や高齢者、障がい者等に配慮されていること。 (3)避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。ア 避難所の管理運営に関すること。(オ)要配慮者、男女の違いなど多様なニーズに配慮した運営体制
		第2編 災害予防計画 第5章 災害応急対策・復旧への備え 第4節 緊急物資確保対策 3 食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備	(1)食料、生活必需品等の備蓄計画の策定 備蓄品目については、女性、乳幼児、障がい者、高齢者など様々なニーズに対応するものや食物アレルギー対応食などを含めたものとし、備蓄数量については、既存の備蓄計画の充実強化、津波 避難対策、孤立対策を考慮したものとします。
		第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第6節 避難対策活動 12 避難所の管理運営	(1)避難所の運営 ア なお、設置に当たっては、男女共同参画に配慮した体制となるよう努めます。 (1)避難所の運営 エ 避難所の運営は、次の事項に留意して行います。 (イ)男女双方の視点に配慮した避難所に係るニーズの早期把握
		第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第15節 医療救護活動 2 医療救護活動の実施	(6)収容施設 ア 傷病者及び妊産婦で病院等への収容を必要とする場合は、災害救護活動協定書第4条に基づき行います。
		第4編 災害復旧・復興対策 第2章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 1 生活福祉資金等の貸付	(2)母子及び寡婦福祉資金の貸付 ア 貸付の対象 配偶者のない女子であって、現に児童(20歳未満の者)を扶養している者及び「母子及び寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とします。
		第4編 災害復旧・復興対策 第2章 災害復旧・復興 第9節 激甚災害の指定	(2)激甚災害指定の適用措置(危機管理部) ア 激甚災害指定基準(本激) 第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
		大津市	震災対策編

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
大津市	震災対策編	第2章 災害予防計画 第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第4 消防・救助・救急及び医療活動への備え 1 消防・救助・救急活動への備え	(1)消防体制の充実 イ 消防団の機能強化 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団について、教育訓練の充実、青年層や女性への入団促進、消防機械器具置場等の施設整備や車両等の強化を図り、災害時における消防団活動の充実に努める。
		第2章 災害予防計画 第2節 災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第6 避難誘導と指定緊急避難場所等の確保	(2)社会福祉施設等の避難誘導マニュアルの作成 ア 避難誘導マニュアルの作成 要配慮者が入所している社会福祉施設等については、発災時において施設に入居する高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等が速やかに避難できるよう、避難誘導計画及び具体的な行動を記したマニュアルを作成するとともに、避難訓練の実施等により職員等への周知徹底に努める。
		第2章 災害予防計画 第3節 市民の防災活動 第1 防災知識の普及	(2)要配慮者への防災知識の普及 災害時においては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の対策が求められることから、要配慮者本人やその家族に対して、災害時の行動に関する基礎知識の普及に努める。
		第2章 災害予防計画 第3節 市民の防災活動 第2 市民の防災活動の促進	(1)自主防災組織の整備 イ 組織リーダー その際、女性の参画の促進に努める。 (2)地区防災計画策定の推進 策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画を推進する。
		第3章 災害応急対策計画 第5節 避難者の受入れ 第2 指定避難所	(2)指定避難所の運営 避難生活が長期化する場合、市災害対策本部は、指定避難所の生活環境に注意し、次に掲げる指定避難所の生活環境維持要領により、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違い等配慮する。 (2)指定避難所の運営 [指定避難所の生活環境維持要領] オ 女性や子育て家庭のニーズに対応した避難所運営 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定緊急避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定緊急避難場所の運営に努める。
		第3章 災害応急対策計画 第5節 避難者の受入れ 第3 応急仮設住宅等	(1)応急仮設住宅等の供与 [入居選定要領] ウ 抽せん等の方法により決定することのないよう注意する。(ウ)母子世帯 (1)応急仮設住宅等の供与 [入居選定要領] ウ 抽せん等の方法により決定することのないよう注意する。(オ)乳幼児・妊産婦世帯
		第3章 災害応急対策計画 第5節 避難者の受入れ 第4 要配慮者への配慮	(4)指定避難所における要配慮者対策 さらに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等の視点に配慮する。
		第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画の作成 第1 災害復旧・復興の基本方針の決定	(1)復旧・復興の基本方針の決定 男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
		第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画の作成 第3 防災まちづくり	(1)都市整備方針 方針検討にあたっては、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
		第4章 災害復旧・復興計画 第2節 原状復旧活動 第1 激甚災害の指定	[表内] (1)激甚災害の指定 [激甚災害の指定] (エ) その他の特別の財政援助及び助成 d 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
大津市	震災対策編	第4章 災害復旧・復興計画 第4節 被災者等の生活再建等の支援	[表内] (2)り災見舞金、災害弔慰金等 4. 所得制限及び利率等〔資金貸付(社会福祉協議会、福祉子ども部)〕 2. 母子・寡婦福祉資金貸付、住宅資金特別貸付〔福祉子ども部〕
	対宅大策困難津計難市画者婦	第2章 実施計画 2 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充	(4)一時滞在施設の適切な運営 一時滞在施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等の要配慮者に特に配慮する。また、外国人への案内等に配慮する。
京都市*	震災対策編	第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い人づくり・組織づくり 第1節 災害に強い人づくり 1-1 防災啓発・教育	(2) 要配慮者に対する防災知識の普及等(行財政局防災危機管理室、総合企画局(総合政策室(創生戦略・市民協働推進担当)、市長公室(広報担当)、国際化推進室)、消防局市民安全課) 高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、病人、妊婦、日本語を解することができない外国人など 災害に対して迅速に必要な情報を得たり、行動を取ることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)に対し、要配慮者の状況に応じた点字版、弱視版、多言語外国語版のパンフレットや、点字版、弱視版、声の市民しんぶん等の広報媒体や情報媒体、研修会、講演会、さらには市民防災センターでの体験学習などの教育訓練を通じて情報提供を行う。
		第2章 災害予防計画 第2節 災害に強い人づくり・組織づくり 第2節 災害に強い組織づくり 2-2 自主防災組織等の育成	1 自主防災組織の育成指導(1) 自主防災組織の育成(区役所、消防局(市民安全課、消防署)) イ …また、その際には、女性の参画の促進に努める。
		第2章 災害予防計画 第3節 災害応急対策への備え 第6節 避難応急体制の整備 1 避難誘導体制の整備	(2) 避難勧告・指示の発令伝達体制の整備(行財政局防災危機管理室、区役所) また、区役所は、消防署、警察署、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会等と連携して、現地における避難勧告・指示の伝達体制、特に、避難行動要支援者や一人暮らしの高齢者、乳幼児、傷病者、妊産婦、日本語を解することが困難な外国人等の要配慮者に対する伝達体制を整備する。
		第2章 災害予防計画 第3節 災害応急対策への備え 第7節 避難所運営体制の整備 2 避難所の運営体制の整備	(3) 避難所運営に関する男女共同参画の推進(行財政局防災危機管理室、文化市民局男女共同参画推進課、区役所) 行財政局防災危機管理室、文化市民局男女共同参画推進課、区役所は、避難所の開設・運営に際しては、生活者としての女性の視点が重要であり、運営組織等には男女が共同して参画することを基本として取組を進める。
		第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・運営 7.4 避難所の運営体制をつくる	7.4.3 運営協議会で協議して運営する(運営協議会) ア 各避難所の運営は、運営協議会で協議して実施する。この場合、運営協議会への女性の参画を積極的に推進するとともに、避難所の運営管理に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。
		第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・運営 7.5 避難所を運営する	(4) 避難生活 7.5.8 共同生活に必要なルールを定め徹底を図る(運営協議会) なお、必要なルールを定めるに当たっては、女性の参画を積極的に推進し、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。
		第3章 災害応急対策計画 第7節 避難所の開設・運営 7.7 避難生活の長期化に対応する	なお、対策の実施に当たっては、男女のニーズの違い等に的確に対応し、女性の意見等をより反映するよう努める。
		第3章 災害応急対策計画 第15節 保健衛生活動 15.4 保健活動の実施	15.4.7 避難所等における生活衛生環境の整備(保健福祉部保健医療班、区本部) 要保護者や妊婦、健康不良有症者等集団生活が適当でない被災者については、避難所運営委員会と協議し、別室確保に努める。
大阪市*	震災対策編	第1部 総則 第1節 計画の方針 1-5 地区防災計画	本市は、大阪市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、大阪市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
大阪市*	震災対策編	第1部 総則 第1節 計画の方針 1-6 用語等の定義	(9) 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、児童、傷病者、外国人など、特に配慮を要する者をいう。
		第1部 総則 第1節 計画の方針 1-8 計画の修正	また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。
		第1部 総則 第1節 計画の方針 4-3 防災関係機関の責務・役割	(1) 大阪市 なお、防災活動の実施にあたっては、男女共同参画や高齢者、障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画を促進するとともに、要配慮者に配慮するよう努める。
		第1部 総則 第4節 市民・事業者・防災関係機関等の責務と役割 4-3 防災関係機関の責務・役割	(9) その他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者 …女性会等の地域住民組織、…
		第2部 災害予防・応急対策 第5章 避難・安全確保 第18節 避難施設 18-3 避難場所・避難所の管理	(1) 避難所の管理及び避難者の受入 イ 災害時避難所及び一時避難場所の管理(サ) 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い等多様な視点に配慮するものとする。また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付 等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
		第2部 災害予防・応急対策 第7章 防災教育・訓練 第25節 防災知識の普及・防災教育	特に、大規模地震などの災害の発生直後においては、すべての災害応急対策を防災関係機関だけで実施することは困難であることから、「自らの命は自らで守る」「自らの地域は自らで守る」ために市民等や事業者が平素から備えるべきこと、防災関係機関と市民組織や企業・団体などが分担・協力して実施すべきこと及び地域における高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の支援に関すること等について知識の普及、啓発を行うとともに、避難生活における高齢者、障がい者、男女のニーズの違いなど多様な視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。
		第2部 災害予防・応急対策 第12章 消防体制 第37節 火災対策 37-1 出火防止	(1) 市民等の火気取扱いに係る意識の向上 出火防止の啓発については、春・秋の火災予防運動、高齢者防火推進週間・危険物安全週間・展開、女性防火クラブなどへの育成・指導、住宅等の防火指導の実施、防火管理者、防災管理者及び一般関係者に対する講習会の開催、説明会、研究会等を開催し、防火・防災知識の向上を図るとともに、自衛消防組織による訓練を実施してその強化を図る。
		第2部 災害予防・応急対策 第12章 消防体制 第38節 消防体制の充実強化 38-6 地域との連携強化と自主救護能力の向上	(3) 女性防火クラブ 平素の火災予防はもとより、震災時における住宅からの出火防止や初期消火の知識技術の普及活動及び、近隣への情報提供活動等に寄与できるようクラブ員の防災知識・技術の維持 向上に努める。
第2部 災害予防・応急対策 第15章 生活物資 第44節 生活物資の確保	これらの備蓄物資については、要配慮者や、男女等のニーズの違いに配慮するとともに、ニーズに応じて品目の拡大を図っていく。		
第2部 災害予防・応急対策 第19章 住宅 第53節 住宅の確保 53-4 応急仮設住宅の設置	(10) この際、府と市が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な意見を反映できるように配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受け入れに配慮する。		
第2部 災害予防・応急対策 第23章 激甚災害の指定 第59節 激甚災害の指定 59-3 特別財政援助額の交付手続き等	激甚災害指定に関する適用措置 第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例		
第3部 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策	また、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
大阪市*	震災対策編	第3部 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧対策 1-2 災害復旧事業に伴う国の財政援助及び助成	(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律において対象となる事業 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 第20条
		第3部 災害復旧・復興対策 第2節 復興対策 2-1 復興の基本方針	(2) 復興計画 また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
堺市*	総則	第1節 目的等 第2 計画の性格	4 この計画は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者の視点並びに男女共同参画の視点を踏まえ策定するものである。
		第4節 防災関係機関の業務大綱 第1 堺市	9 子ども青少年局 (2) 子ども育成課 妊産婦、乳幼児とその保護者への支援に関すること。
		第8節 計画の修正	また、女性、高齢者や障害者、ボランティア団体等、多様な主体の防災会議への参画促進に努める。
	災害予防対策	第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚	これらの実施にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。
		第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第1 地区防災計画の策定等	市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障害者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。
		第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備 第2 自主防災組織の活動支援	その際、女性の参画を促進する。
		第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難地・避難路・避難場所等及び誘導体制の整備 第3 避難場所等の指定等、整備	3 指定避難所の運営管理体制の整備 (5) 女性や子育てに配慮した避難所設計を促進する。ア 男女別トイレ、更衣室の設置 イ 授乳室、育児室の設置
		第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備 第7 防災訓練の実施	第7 防災訓練の実施 市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期すことを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得た各種災害に関する訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第4章 被災者支援の充実 第1節 緊急物資の確保 第2 食料・生活必需品の確保	1 府、市の備蓄等 (1) 重要物資の備蓄 才 衛生用品(おむつ、生理用品等) 市は、避難所生活者(乳児・女性)の3日分を、府は1日分を備蓄又は調達により確保する。
		第4章 被災者支援の充実 第4節 避難行動要支援者支援対策 第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義	要配慮者とは、災害時に限定せず一般に、「特に配慮を有する者」を意味し、具体的には高齢者、障害(児)者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等を意味する。
第1章 初動期の活動 第10節 避難誘導 第4 指定避難所の開設及び運営	運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及	
堺市*	災害応急対策 地震・津波編	第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営 第2 指定避難所の管理、運営	2 指定避難所の管理、運営の留意点 市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、避難住民による指定避難所管理組織には男女が等しく参画できるよう配慮を求め、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。また、避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める。 2 指定避難所の管理、運営の留意点 (8) 相談窓口の設置(女性の相談員の配置に配慮する。)(10) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室、育児室を確保 (12) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、洋式を配置	
		第2章 応急復旧期の活動 第3節 緊急物資の供給	また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。	
		第2章 応急復旧期の活動 第4 被災者の健康維持活動	1 巡回相談等の実施 その際、女性相談員も配置するよう配慮する。 2 心の健康相談等の実施 (1)その際、女性相談員も配置するよう配慮する。	
		第2章 応急復旧期の活動 第10節 応急住宅対策 第3 住宅確保対策	2 応急仮設住宅の運営管理 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。	
	復興・災害復旧	第2章 応急復旧期の活動 第14節 自発的支援の受入れ	5 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供 (1) 収集内容 ア 指定避難所ごとの被災者数 ① 大人数(男女別)・世帯数 ④ 妊産婦	
		第1章 生活の安定 第1節 復旧事業の推進	なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。	
	神戸市*	共通編	総則 第3章 基本理念 ~ 自己決定力の向上 ~ 4. 基本理念の実現に向けて	(1) 市民・事業者・市の役割 (市の役割) そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・事業者への安全に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や科学的調査・研究などに加え、要配慮者や女性の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・事業者の意見を反映できる仕組みづくりや平時から交流を深められる環境整備を推進する。
			総則 第4章 課題と教訓 4-1 新たに取り組むべき視点 2. 多様な視点からの防災・減災の取組み	しかし、東日本大震災では、避難所の運営をはじめ、男女のニーズの違い、時間とともに変化するニーズへの対応が不十分であったとの指摘があった。要配慮者や女性の視点など様々な視点から防災対策を考え、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応し、また実行性のある対策を目指す必要がある。
			総則 第4章 課題と教訓 4-2 地震・津波災害の課題と教訓 4. 要配慮者・外国人、男女共同参画の視点	(男女共同参画の視点) 東日本大震災では、避難所の運営等、災害現場での意思決定に女性がほとんど参画していなかったこともあり、女性用の物資の不足、物干し場、更衣室、授乳室等の配慮など男女のニーズの違いを踏まえた対策が不十分であった。また、長引く避難生活や生活不安などの影響により、女性に対する暴力の深刻化や男性の孤立化が見られた。男女共同参画の視点に関する教訓としては、災害対応に関わる意思決定の場への女性の参画、備蓄物資の充実などが挙げられる。
			総則 第4章 課題と教訓 4-2 地震・津波災害の課題と教訓 10. 避難	(避難所運営) 避難所運営に関する教訓としては、避難所の機能改善、要配慮者や被災者ニーズへの対応、意志決定における女性の参画、日頃からの避難所運営訓練など、避難所の在り方について検討する必要がある。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
神戸市*	共通編	防災組織計画 第3章 防災に関する組織 3-4 災害対策(警戒)本部等の設置 3. 災害対策本部の組織及び運営	(3) 各部の設置 市民参画推進部(市民参画推進局長【市民参画推進局】 事務分掌 4. 女性のための相談室に関すること
		予防計画 第5章 市民・事業者の自主防災活動の支援 5-1 防災福祉コミュニティの役割と支援 3. 防災福祉コミュニティの活動	また、各活動において女性の参画促進に努めるとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれないこと、男女共同参画意識をもって取り組む。
		予防計画 第5章 市民・事業者の自主防災活動の支援 5-1 防災福祉コミュニティの役割と支援 4. 地域防災活動のリーダーの育成	市は、防災福祉コミュニティから推薦された市民を対象に、防災講習及び防災訓練を実施し、災害対応活動に関する知識、技能、責任感及び実行力を有する次のリーダーを育成する。その際、女性の参画促進に努める。
		予防計画 第5章 市民・事業者の自主防災活動の支援 5-1 防災福祉コミュニティの役割と支援 6. 消防団員の役割	平成13年度からは女性消防団員の採用もっており、女性の能力も積極的に活用する。
		予防計画 第5章 市民・事業者の自主防災活動の支援 5-2 災害時の関係団体等との連携	災害応急対策の実施に当たり必要な場合は、赤十字奉仕団(婦人会)、その他民間の団体または個人の協力を依頼する。これら関係団体等における災害対応においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれないこと、男女共同参画意識をもって取り組む。
		予防計画 第5章 市民・事業者の自主防災活動の支援 5-2 災害時の関係団体等との連携 3. 婦人防災安全委員	婦人安全防災委員は、コミュニティ防災意識の核として発足したもので、市民の都市災害に対する自主的な防災意識の高揚を図るとともに、一般家庭における防災安全体制づくりを推進することにより市民生活の安全性を高めるため、市民に対し委嘱している。主な活動は次のとおりである。① 都市災害危険に関する消防機関のモニター及び提案 ② 防災に関する講習会、見学会等への参加 ③ 消防機関の実施する調査への回答 ④ 自主防災活動への参加 ⑤ 各地域内グループ活動での防災意識の普及
		予防計画 第6章 避難計画 6-2 緊急避難場所および避難所の指定 2. 避難所(指定避難所)	また、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とし、避難所での生活が困難な者を受け入れる施設として、福祉避難所がある。
		予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-1 災害時要援護者の支援に向けた平常時からの取組み 1. 災害時要援護者支援のための体制づくりの推進に関すること	(4) 事業の推進体制 対応業務 乳幼児・妊産婦等の関連 対応部局 こども家庭局
		予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-7 避難所における仮設トイレの整備 1. 避難所における災害時トイレの整備	(5) 安全・安心な災害時トイレ環境への配慮 避難者が安全・安心にトイレを利用するため、施設トイレの洋式化に努めるとともに、トイレの基数の男女比は原則1:3とし、安全性とプライバシーに配慮するなど女性・子ども等へ配慮する。洋式便器を基本とし、一定数は車いすや介助者が入れる空間を確保するなど高齢者・障害者への配慮を考慮する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
神戸市*	共通編	予防計画 第7章 救援・救護に関する整備 7-8 避難所における防災資機材の整備	避難所での長期のエネルギー途絶や女性、要配慮者への配慮のため、非常用電源、投光器、リヤカー、更衣用テントなどの防災資機材を小中学校に整備する。
		第9章 備蓄・供給体制の整備 9-4 災害時要援護者用物資の備蓄・供給体制 2. 災害時要援護者用物資供給の対象者	避難所若しくは福祉避難所に避難した者又は住家が全焼、全壊、流出、半壊、半焼若しくは床上浸水等の被害を受け、衣服、寝具、その他生活に必要な最小限の家財を喪失若しくはき損し、日常生活を営むことが困難な者のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者。
		応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画	実施担当部 市民参画推進部 担当業務 ・消費生活相談、女性のための相談に関すること
		応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-4 災害時の広聴・相談体制 7. 女性のための相談室	地震災害による深い悲しみ、恐れ、不安など、心理面における被災者の苦悩、悩みを和らげるために、女性の専門カウンセラーが電話によるカウンセリングを行う。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。
		応急対応計画 第2章 情報収集・伝達・広報計画 2-5 要配慮者等に関する情報の収集及び提供 2. 相談窓口の開設	(4) 市民参画推進部 男女共同参画課は、女性のための相談窓口を開設し、神戸市男女共同参画センター(あすてっぷKOBE)等と連携した女性の専門相談員による相談を実施する。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)相談等が必要な場合は、専門機関を紹介する。
	地震・津波対策編	応急対応計画 第6章 避難計画 6-4 他都市への避難 1. 他都市への避難者受入れの要請	要請に当たっては、可能な限り次の事項を要請先へ伝える。 ① 避難者の人員(男女別)・世帯数 ② 概ねの避難期間 ③ 高齢者や障害者等の人員(男女別) ④ 引率責任者の氏名、所属 ⑤ その他必要事項
		応急対応計画 第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営 2. 避難所の運営	(2) 運営等の留意点 避難所運営に関して、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮などの観点から、以下の点に留意するとともに、きめ細やかな配慮を行う。 才 避難所運営の意思決定には、男女双方が参画し、男女のニーズの違いなど、双方の視点に配慮した避難所運営を行う。特に、プライバシーの確保、着替え場所やトイレの確保、物資の確保等に配慮する。 カ 避難所における女性や子どもに対する暴力の防止に努める。
		応急対応計画 第7章 緊急避難場所及び避難所の開設・運営 7-3 避難所の開設・運営 3. 福祉避難所の開設・運営	福祉避難所は、社会福祉施設、地域福祉センター、宿泊施設等(防災DB 共予防資料6-2-3)を指定しており、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者のうち、介護保険施設や医療機関等に入院・入院するに至らない程度の要配慮者を受け入れる。
		応急対応計画 第17章 被災者生活の安定・再建 17-1 住宅障害物の除去 1. 住宅障害物の除去	(3) 障害物除去の方法 ① 除去(救助)対象世帯の調査・選定 ア 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人員数、職業、年収、世帯状況*1、市民税課税状況、被害状況等を調査する。 *1: 被保護世帯、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別
		災害復旧計画 第1章 公共施設の災害復旧 4. 激甚法に定める事業	(4) その他の特別な財政援助及び助成 ④ 母子寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 ア 母子寡婦世帯への貸付金の財源となる国の貸付金割合の引き上げ
奈良市	第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画 第3項 火災予防計画 3 消防力・消防水利の整備【消防班】	(4) 消防団の活性化 若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により、組織強化に努める。	

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
奈良市	第2章 災害予防計画 第1節 災害軽減のための計画 第7項 避難地等整備計画 6 指定避難所の整備[土木復旧第一班、土木復旧第二班、統括班、保健救護班]		(3) 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備
			高齢者や障がい者、女性、子供など、多様な視点に配慮しながら、避難所生活が長期化した場合の環境整備を図る。(6) 女性や子育てに配慮した施設・設備の整備に努める。2) 女性用物干し場の設置 3) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置など
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第1項 防災訓練計画		その際、被災時の要配慮者への配慮、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第2項 防災知識普及計画		これらの実施にあたっては、要配慮者、外国人・観光客に対する配慮に関することや、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえたものであることが必要である。
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第3項 要配慮者対策計画		自力避難が困難な高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に対して、平常時から実態に即した行政並びに地域社会の協力体制を整備する。
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第6項 自主防災防犯組織等整備計画 2 自主防災防犯組織の結成促進[統括班、消防班]		市は、市民相互の助け合いの精神による自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災防犯組織の結成を促進する。その際、女性、高齢者、生徒・学生、事業者などの多様な人材の参画の促進に努める。
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第6項 自主防災防犯組織等整備計画 4 女性防災クラブ連合会[消防班]		(1) 組織 地域における女性を中心とし、火災予防思想の普及高揚に努めるとともに地域の防災活動に推進する組織とする。 (2) 活動内容 「自分たちの地域は自分たちで守る」ための自主防災思想の普及と高揚並びにクラブ員の資質の向上を図るため、研修会、座談会等を開催し、防災・防火に関する知識等の修得に努める。 (3) 組織の拡充 活性化を図り、全地域に女性リーダーを育成し、クラブの結成を目標とする。
	第2章 災害予防計画 第3節 災害に強い市民づくり計画 第8項 消防団員による地域防災体制の充実強化 3 消防団員数の確保		(3) 女性及び若年層等の入団促進等 消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保に努める。
	第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画 第1項 避難対策計画 8 避難誘導		(3) 誘導の順位 誘導者は、誘導にあたって、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に避難させるように努める。 (4) 避難行動要支援者の避難 当該プランの対象外である外国人、乳幼児、妊婦については地域、近隣住民等の自助、共助のもと避難する。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
奈良市	第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画 第1項 避難対策計画 13 指定避難所の運営管理		(2) 避難所の運営にあたって、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申合せ事項等が自主的に作られるよう支援する。なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、固定的な性別役割分担意識を見直し、避難所運営責任者を複数名おき、メンバーに男女両方を配置し、責任者や副責任者等の役員のうち、女性が少なくとも3割以上参画することを目標とする。 (4) 避難者の心のケアやプライバシーの確保、要配慮者に配慮した生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう避難所運営に努める。また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、女性専用の更衣室、授乳室の設置、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズにも配慮した避難所運営に努める。なお、多目的トイレ等についても検討を行う。 (7) 避難所において、災害により生じた女性の悩みや相談に女性職員(避難所配置職員、第一次・第二次交代要員、救護職員、避難所支援班)が応じる。
		第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画 第6項 避難行動要支援者(要配慮者)対策計画	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者(避難行動要支援者)への支援や対応に関する計画を定める。 1 安否確認と福祉ニーズの把握 3) 外国人、乳幼児、妊婦等 地域、近隣住民による自助・共助で対応する。
	第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画 第6項 避難行動要支援者(要配慮者)対策計画 3 食料及び生活必需品の供給	1) 避難所等での食料の供給に際し、乳児・幼児・高齢者等で咀嚼しやく・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努めるほか、乳児のミルクやおむつ(大人用・男女別を含む)などの備蓄にも配慮する。	
	第3章 風水害等災害応急対策計画 第7節 民生安定等に関する計画 第10項 住宅対策計画 2 応急仮設住宅の確保	(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法 7) 応急仮設住宅の管理 エ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるように配慮する。	
	第3章 風水害等災害応急対策計画 第8節 環境衛生に関する計画 第4項 廃棄物処理計画 4 し尿処理	(4) 避難所におけるトイレ 2) 環境班が業者と連携し、仮設トイレ、ポータブルトイレを設置する。なお、仮設トイレの設置に際しては、男女別及び障がい者への配慮を行う。	
	第4章 地震災害応急対策計画 第5節 震災時の避難救助等に関する計画 第1項 避難対策計画 5 避難誘導	(3) 誘導者の任務 2) なお、誘導の際は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者を優先的に誘導する。 (4) 避難行動要支援者の避難 当該プランの対象外である外国人、乳幼児、妊婦については地域、近隣住民等の自助、共助のもと避難する。	
	第4章 地震災害応急対策計画 第5節 震災時の避難救助等に関する計画 第1項 避難対策計画 6 指定避難所の運営管理	(6) なお、避難者主体の自治組織を設置するに当たっては、固定的な性別役割分担意識を見直し、避難所運営責任者を複数名おきメンバーに男女両方を配置し、責任者や副責任者等の役員のうち女性が少なくとも3割以上参画することを目標とする。 (8) また、老若男女のニーズの違い等を踏まえ、各々に配慮する。 (11) 避難所において、災害により生じた女性の悩みや相談に女性職員(避難所配置職員、救護職員、避難所支援班)が応じる。	
	第4章 地震災害応急対策計画 第5節 震災時の避難救助等に関する計画 第1項 避難対策計画 9 他都市への避難	(1) 近隣市町村への避難者受入れの要請 1) 避難者の人員(男女別)・世帯数 3) 障がい者や要援護高齢者等の人員(男女別)	
	第7節 環境衛生に関する計画 第1項 廃棄物処理計画 3 し尿処理及び仮設トイレの設置	(4) 仮設トイレの設置 2) 仮設トイレの設置 エ 留意事項 7) 高齢者や身体障がい者の利用及び男女別の設置	

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
奈良市		第5章 災害復旧・復興計画 第3節 民間施設等の災害復興資金対策 9 母子・父子・寡婦福祉資金	(1) 母子・父子福祉資金「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、母子家庭の母及び父子家庭の父(配偶者のない女子・男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者)に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として、市が貸付けを行う。 (2) 寡婦福祉資金「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、寡婦(配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者)等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長及び寡婦の福祉の増進を図ることを目的として、市が貸付けを行う。
和歌山市	総則・予防計画編	第1編 総則 第1章 計画の策定方針 第3節 計画の策定に当たって 第4項 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組	多様な視点を反映した防災対策の実施による防災力向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を推進する。 1 基本的な考え方 男女の役割を固定せず、男女双方が平常時からあらゆる場面の合意形成に積極的に参画し、それぞれの力を発揮できるようにする。 2 各段階における主な取組 平常時 1 女性、子どもを含めた地域コミュニティづくりを推進する。 2 女性が相談しやすい体制整備を推進する。 災害時(応急対策時) 1 女性の意見を踏まえた、避難所運営体制を推進する。 2 女性相談窓口の設置 災害時(復旧・復興対策時) 1 高齢者、女性及び地域のつながりに配慮した応急仮設住宅の入居・運営体制を構築する。 2 男女の多様な視点を踏まえた、復興計画を策定する。
		第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いひとづくり 第2節 自主防災組織等の育成 第1項 自主防災組織	4 女性の自主防災組織への参加促進
		第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いひとづくり 第3節 防災知識の普及啓発 第2項 市民等への普及	普及事項 6 要配慮者及び女性に配慮した地域コミュニティによる防災対策
		第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いひとづくり 第6節 物資の備蓄及び確保体制の整備 第1項 行政備蓄の推進	市(危機管理部)は、平成26年度公表の「東海・東南海・南海3連動地震」による想定避難所生活者数(88,300人)を基に食料等を備蓄するとともに、毛布・オムツ等、最低限度避難所生活に必要な生活必需品等その他アレルギー保有者や乳幼児及び女性に配慮した備蓄を推進する。
		第2編 災害予防計画 第2章 災害に強いひとづくり 第7節 消防活動体制の整備計画 第3項 消防力の強化	水防活動 また、水防活動への住民参加等水防意識の啓発を図るとともに、関係機関と調整協議し、消防団や水防協力団体の育成・研修・訓練、青年層・女性層の団員の参画促進などにより人員の確保に努め、河川及び土砂災害等の警戒体制の整備を図る。
		第1編 災害応急対策 第5章 被災者の生活を支えるために 第1節 避難所開設・運営対策	迅速に避難所を開設するとともに、避難者の安全確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分配慮し、避難者が安心して避難できる環境整備を行う。
		第1編 災害応急対策 第5章 被災者の生活を支えるために 第1節 避難所開設・運営対策 第1項 避難所の開設	3 福祉避難所の開設 市(福祉対策部)は、一般の避難所で生活している要配慮者(高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等)に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設を、二次避難所(福祉避難所)として開設する。
		第1編 災害応急対策 第5章 被災者の生活を支えるために 第1節 避難所開設・運営対策 第2項 避難所の運営	1 運営方針 市(避難所運営員)は、施設管理者、避難者及び地域各種団体の協力を得ながら、避難所の混乱防止に努めるとともに、避難者が相互に協力し、要配慮者や女性及び孤立避難者に配慮した、秩序ある避難所運営の推進を図る。
		第1編 災害応急対策 第5章 被災者の生活を支えるために 第4節 物資供給対策第2項 食料・生活必需品	1 食料・生活必需品の供給 (3)供給方針 ク 生理用品や下着等女性向け物資の配布については、女性が担当するよう配慮する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
和歌山市	総則・予防計画編	第1編 災害応急対策 第6章 地域の生活基盤を支えるために 第2節 応急住宅対策 第1項 応急仮設住宅の建設	5 管理 (2)入居者への配慮 必要に応じて、市(健康対策部及び福祉対策部)と連携し、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、入居者の健康管理及び精神的安定を図るとともに、女性を始めとする入居者の意見を反映した、コミュニティの推進を図る。
		第2編 災害復旧・復興対策 第2節 災害復旧事業の推進 第2項 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進	4 その他の財産援助及び助成 (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
鳥取市	本編	第2部 災害予防計画 第10章 避難所等整備計画 第2節 避難体制の整備 2 要配慮者等	(2) 避難所等の整備 避難所等では、要配慮者等の特性に適した生活が送れるよう、区画、部屋等の確保に努めるとともに、必要な物資・機材等の整備に努める。(例 男女別の更衣室やトイレ、授乳室や育児室)
		第2部 災害予防計画 第14章 自主防災体制の整備(統括部、消防局) 第2節 消防団の充実強化 2 要配慮者等	同法第18条では、市は、消防団が自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、公共的団体その他防災に関する組織の教育訓練において指導的役割を担うよう、必要な措置を講ずる努力が求められている。
		第3部 災害応急対策計画 第6章 消防・救急等活動計画 第1節 消防活動等 3 消防団の活動(消防団)	(5) 女性分団の活動 女性分団は、女性ならではの視点・発想を活かし、避難所での女性・子どもや高齢者等への対応、心のケアや健康相談、受付、応急手当の実施、消防団本部の連絡・後方支援等を行う。
		第3部 災害応急対策計画 第7章 避難計画 第6節 避難所の開設・運営 2 避難所の運営	(1) 避難所の運営体制の確立 避難所の運営にあたって、福祉保健部長は、各避難所の業務を統一するため、市職員の中から避難所責任者を選定し、避難所運営の責任者とする。なお、職員等の派遣にあたっては、女性職員又は女性消防団員の派遣にも配慮する。
			(2) 避難所の運営要領 ウ 避難者への対応 (イ) 大規模災害時において、防災関係機関・ボランティア団体・女性・障がい者・避難所関係者等による避難支援関係者連絡会議等を適宜開催し、関係機関等の支援活動や人的・物的資源の状況、避難所におけるニーズ等を情報共有する。
			(3) 避難所運営への女性の参画 避難所運営においては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し機、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。
		第3部 災害応急対策計画 第11章 保健衛生対策計画 第2節 清掃及び死亡獣害処理 3 トイレ対策	ア 利用者への配慮 非常時ではあるが、男女別のトイレの確保及び設置や、高齢者や身体に障がいがある者への対応、夜間に安心して利用できる周辺整備等の配慮に努める。
		第9部 災害復旧・復興計画 第2章 生活再建計画・業務継続計画 第2節 生活再建支援 3 その他の生活支援対策	(3) 生活確保資金 ア 市は、災害を受けた生活困難者等の再起のため、必要な事業資金その他小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金の導入に努める。(イ) 世帯厚生資金の災害保護資金、母子福祉資金
			(3) 生活確保資金 イ 市は、低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなった場合、住宅を補修し、又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。 (イ) 母子福祉資金の住宅資金

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
鳥取市	本編	第9部 災害復旧・復興計画 第2章 生活再建計画・業務継続計画 第3節 その他の生活確保対策 3 その他の生活支援対策	(5) 被災児童、災害等への保護 ウ市による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援(緊急入所枠の活用、入所手続の簡素化等)
		第9部 災害復旧・復興計画 第3章 災害復興計画 第3節 留意事項 2 住民の合意形成	女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。
松江市	震災対策編	第1編 総則 第1章 計画の概要 2 計画の構成	(2) 防災施策の基本方針 地震災害・津波予防計画【周到かつ十分な災害予防】2 災害予防段階における施策の概要は次のとおり。 (7) 防災に関する政策・方針等の決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立、男女のニーズの違いに配慮した計画策定を推進する。
		第1編 総則 第1章 計画の概要 2 計画の構成	(2) 防災施策の基本方針 地震災害・津波災害計画【迅速かつ円滑な災害応急対策】2 災害応急段階における施策の概要は次のとおり。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (6) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。また、避難所運営など女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れる。
		第1編 総則 第1章 計画の概要 3 計画の性格等	(2) 計画の修正 男女双方の視点に配慮した防災体制を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
		第1編 総則 第2章 計画の方針 1 震災対策における基本的な課題	(4) 要配慮者対策の推進 こうした高齢者、観光客及び外国人のほか、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦といった要配慮者(*1)のうち避難行動要支援者に対しては、プライバシーに配慮しつつ、その所在を平素から把握しておくとともに、地域コミュニティが一体となって救助活動が行えるよう、自主防災組織等の避難支援等関係者による避難誘導、備蓄物資の充実等によるサポート体制を強化していく必要がある。 *1 要配慮者: 本計画では、高齢者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける。
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第8節 避難予防対策 1 避難体制の整備	(1) 避難計画の策定 ア市の避難計画 (ハ)指定避難所、福祉避難所の管理に関する事項 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、要配慮者への配慮、その他避難場所における生活環境の確保
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第14節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 1 基本的な考え方	(4) 要配慮者、男女双方のニーズの違いへの配慮 要配慮者及び男女双方のニーズの違いやアレルギー対応等に十分配慮の上、品目を選定する。
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第14節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備	(1) 基本的事項 イ 備蓄品目 女性用衛生用品

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
松江市	震災対策編	第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第14節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備 5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備	(1) 基本的事項 イ 備蓄品目 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第16節 消防団及び自主防災体制の整備 1 消防団の育成強化	(1) 消防団の現状と組織状況 図:松江市消防団組織図 分団長1人本部女性分団 (2) 市が行う重点実施項目 エ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。 キ 農村部における在宅女性の協力等により、情報連絡網の整備に努める。
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第16節 消防団及び自主防災体制の整備 2 自主防災組織等の育成強化	(1) 市が行う重点実施項目 ア 住民の関心を高めるため、研修会や公民館単位での説明会を開催する等の啓発活動を展開する。その際には、自主防災組織の役員に積極的に女性を登用することで、地域における活動の活性化にもつながることから、自主防災組織の役員などへの女性の参画の促進に努める。
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第20節 要配慮者の安全確保体制の整備	高齢化や国際化の進展に伴い、災害発生時に自分自身で行動をとることが困難な「要配慮者*1」が今後増加することが予想される。このため、要配慮者及び避難行動要支援者*2の安全を確保するための以下の対策を積極的に推進する。 *1 要配慮者: 本計画では、高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすい者を要配慮者と位置づける
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第20節 要配慮者の安全確保体制の整備 2 地域における対策	(3) 防災設備、物資、資機材等の整備 要配慮者(高齢者、病弱者、難病患者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等)に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄、調達体制の整備を推進する。
		第2編 地震災害対策計画 第1章 地震災害予防計画 第21節 孤立防止対策 4 孤立に強い地区づくり	(1) 備蓄の整備・拡充 食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制を目標に、公的な備蓄に加え、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、要配慮者(高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等)への配慮にも努める。 (4) 要配慮者等の実態把握 平素より、優先して救護すべき要配慮者(高齢者、病弱者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等)の実態を把握しておく。
		第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 3 支所の体制	(4) 支所災害対策本部 キ 本庁への応援要請 (イ) 応援の種類、男女の別及び人員
		第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 5 動員計画	(6) 各部間・部内における応援 エ 応援の種類、男女の別及び人員
第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 6 労働力の確保	(2) 奉仕団の応援協力 協力要請対象団体 女性団体		
第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第8節 避難活動	避難誘導にあたっては、要配慮者(高齢者・障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等)の安全避難に留意するとともに、災害の状況に応じて、適切な誘導を行うことを基本とする。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
松江市	震災対策編	第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第8節 避難活動 3 避難勧告・指示の伝達	(3) 要配慮者への配慮 要配慮者(高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等)への伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等により確実に伝達するよう努める。
		第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第8節 避難活動 6 避難所の開設、運営	(2) 避難所の運営 ウ 男女双方のニーズの違いや子育て家庭のニーズへの配慮 (3) 避難が長期化する見通しの場合の避難所運営 エ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置 オ 女性に対する暴力防止など安全性の確保
		第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第18節 要配慮者の安全確保 3 児童・ひとり親家庭等に係る対策	(1) 要保護児童の援護 オ 孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、児童扶養手当の支給手続を迅速に行うとともに、県に対し、母子福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続を迅速に行うよう要請する。 (4) ひとり親家庭等の支援 ア 被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。 イ 県及び関係機関と協力し、母子寡婦福祉資金の貸与や児童扶養手当及び児童手当の支給等、養育する児童のための資金貸与や手当の給付に関する情報の提供に努める。 ウ 県及び関係機関と協力し、状況に応じ、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。
		第2編 地震災害対策計画 第2章 地震災害応急対策計画 第26節 住宅確保及び応急対策 1 応急住宅の提供	(2) 公的住宅の提供 イ 必要住宅戸数等の把握 住宅の提供が必要な世帯の数及び家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。 エ 県への援助要請 市の提供可能な住宅の提供だけでは必要戸数に満たず、県及び他の市町村から提供を受ける必要がある場合には、県に援助を要請する。この場合、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。 (3) 応急仮設住宅の建設 オ 災害救助法の適用の場合 災害救助法の適用時においては、県との協議により決定した建設場所、建設戸数、規模・形及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して県に要請する。 (4) 応急仮設住宅の運営管理 入居者による地域コミュニティの形成及び運営への女性の参画の推進等による、女性をはじめとする生活者の意見の反映
		第2編 地震災害対策計画 第3章 地震災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興体制の確立及び事業の実施 3 災害復旧事業の実施	(1) 基本方針 被災地の住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に復旧を行う。この際、男女共同参画の視点から女性の参画を推進するとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参画を促進する。
		第2編 地震災害対策計画 第3章 地震災害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施 1 被災者の各種相談	相談の内容 5 健康相談、要配慮者及び女性・児童等への支援
		第2編 地震災害対策計画 第3章 地震災害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施 4 融資・貸付その他資金等による支援	(5) 母子寡婦福祉資金 被災した母子世帯及び寡婦に対する生活再建資金として、母子寡婦福祉資金の貸付けを行う。なお、次に示す住宅資金のほか、転宅資金等の貸付制度もある。
岡山市*	地震・津波災害対策編	第1章 総則 第1節 計画の目的	また、防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針 決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者、外国人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
			1 方針 また、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立につとめる。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
岡山市*	地震・津波災害対策編	第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画	2 対策 (1) 実施主体 [市] ⑤市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果す消防団の施設・装備の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層・女性層を始めとした団員の入団 促進等消防団の活性化に努める。
		第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第2項 防災教育の推進計画	2 対策 (3) 防災上必要な教育の実施 エ 防災知識の普及 県及び市は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。
		第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	1 方針 このことから、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進するが、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 また、消防団は大規模災害時等の場合に、災害防衛だけでなく住民の避難誘導等を実施することも考えられることから、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保に取り組み。 2 対策 (1) 市の対応 ⑤市は、消防団のニーズを把握し、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組みとともに、研修会や出前講座を開催するなどして、消防団の充実と活性化を図る。
		第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第6項 住民・地域・企業の防災訓練計画及び参加	2 対策 (2) 地域の自主防災組織 ① 自主防災組織の育成に当たっては、地域の実情に即した組織・活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。
		第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第8項 要配慮者の安全確保計画	1 方針 防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努める。
		第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	1 方針 高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病のある人、妊婦、外国人(以下「要配慮者」という。)の中には、災害発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動を取ることが困難である者(以下「避難行動要支援者」という。)もいる。 …さらに、地域においては、男女共同参画による自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備し、共に、助け合える地域社会づくりを進める。 第3 要配慮者への配慮 市及び県は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
第2章 地震・津波災害予防計画 第1款 平常時計画 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	第2 避難所の設置 2 対策 (2) 指定避難所の施設設備の整備 また、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置等女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、テレビ・ラジオ等、被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
岡山市*	地震・津波災害対策編		第3 指定避難所の運営体制 2 対策 (2) 避難者の自治体制 [市] また、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成するとともに、その作成に当たっては、避難所運営における女性の参画や最大限要配慮者等へ配慮し、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
		第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動民生安定活動 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画	第3 避難所の運営体制 2 対策 (1) 維持管理体制の確立 [市] なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務ごとにリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。また、避難所の運営に当たっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、さらに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。
			第3 避難所の運営体制 2 対策 (3) 生活環境への配慮 ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、下着等の配布時の配慮、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全確保等、性別や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努める。
		第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第1項 要配慮者支援計画	2 支援 (2) 福祉避難所の開設 [市] 市は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。
		第3章 地震・津波災害応急対策計画 第3節 民生安定活動 第4項 食料供給・炊き出し計画	1 方針 なお、マニュアル策定は以下の事項を盛り込むものとするが、その際には、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に供給されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。
		第3章 地震・津波災害応急対策計画 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画	2 対策 (1) 応急仮設住宅の建設 [市・県] ② 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 工 管理 なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するも 198 のとする。
		第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第1項 地域の復旧・復興の基本方向の決定	2 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第1節 復旧・復興計画 第5項 津波災害からの復興計画	1 津波による被害を受けた被災地復興(防災まちづくり) なお、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
岡山市*	地震・津波災害対策編	第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第2節 財政援助等 第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	2 対策 (2) 激甚災害に係る財政援助措置 ④ その他の財政援助措置 エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
		第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第2節 財政援助等 第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	2 対策 (1) 個人被災者への融資等 [市・県・社会福祉協議会] 母子福祉資金の貸付け(市・県) 地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、市及び県は、母子福祉資金を貸付ける。
		第5章 地震・津波災害復旧・復興計画 第3節 市復興本部の設置及び市復興計画 第2項 市復興計画	また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。
広島市*	震災対策編	第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第2 職員の防災研修の実施	本市職員は災害発生時に計画実行上の主体として行動しなければならない。このためには、日頃から震災に関する一般的な知識を習得するとともに、職員自身が本計画で規定されている所属する局部課等の分掌事務のマニュアルを通じて、当該局部課等が災害発生時に行うべきこと、職員自身が災害発生時に行うべきことを十分に理解するとともに、各種会議、研修等のあらゆる機会を活用し、要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応についての理解を深めるよう努めなければならない。 …そこで、次の事項を中心として実践的な研修を行い、災害発生時に適切な措置がとれるようにする。 6 要配慮者への配慮や男女共同参画の視点を取り入れた災害対応に関すること。
		第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第3 消防団の充実強化	2 消防団への入団促進 特に、将来の地域防災を担う若年層や地域コミュニティとの結びつきが強い女性の入団を促進する。
		第2章 震災予防計画 第9節 災害応急体制の整備 第15 節 要配慮者に係る災害の予防対策	災害時において、身の安全を確保するための一連の行動を取るに当たりハンディを負っている傷病者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人市民、本市の地理に不案内な市外からの来訪者等は災害の犠牲になりやすい。
			実施担当・危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課・各消防署、市民局男女共同参画課
		第2章 震災予防計画 第18 節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施 第1 自主防災組織の実践活動の促進	1 防災知識等の普及・啓発 また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
			3 自主防災組織のリーダーの養成 また、男女共同参画の視点を取り入れた地域の防災活動が行われるよう、自主防災組織のリーダーに対し、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)で実施する学習や研修への参加を促すとともに、自主防災組織等の地域活動への女性の参加意欲を醸成し、自主防災組織における女性リーダーの養成を図る。
第2章 震災予防計画 第18 節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施 第2 防災訓練の実施・指導	5 自主防災組織の活動の活性化 なお、「指定避難所(生活避難場所)運営マニュアル」については、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮するため、要配慮者や女性の参画を得て作成し、適宜見直しを行う。また、検証訓練については、女性の参加の促進に努めるとともに、訓練の実施にあたり福祉避難所との連携を図る。		
	訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、外国人市民等の要配慮者や女性の参画を得るとともに、要配慮者や男女共同参画の視点に十分な配慮がなされるよう努める。		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
広島市*	震災対策編	第2章 震災予防計画 第21節 災害ボランティア活動の環境整備 第1 広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置	3 会議のメンバー（社福）広島市社会福祉協議会、広島市民生委員児童委員協議会、日本赤十字社広島県支部、(公財)広島YMCA、広島市地域女性団体連絡協議会、日本ボーイスカウト広島県連盟、(一社)ガールスカウト広島県連盟、…
		第3章 震災応急対策 第2節 災害応急組織の編成・運用 第4 災害対策本部設置前及び廃止後の対応	② 災害対策本部の分掌事務 市民局 人権啓発部 男女共同参画課 分掌事務 2 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の相談・指導に関すること。
		第3章 震災応急対策 第5節 避難対策 第7 指定緊急避難場所の開設等	2 指定避難所(生活避難場所)の開設等 (4) 開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休憩スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの子世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 3 指定避難所(生活避難場所)の運営 (5) 区長は、指定避難所(生活避難場所)の衛生管理に努めるとともに、避難生活が長期化する場合には、避難者の心身の健康確保のための健康相談の実施、プライバシー確保 並びに要配慮者及び男女のニーズに対応できるよう配慮する。また、指定避難所(生活避難場所)の運営に男女両方が関わることや、特定の活動が性別や年齢等によって偏らないようにすること等に努める。 4 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営のための支援《市民局男女共同参画課、危機管理室災害予防課》男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を確保するため、広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)と連携して、避難者等からの相談を受け、必要な指導・支援に努める。
		第3章 震災応急対策 第26節 応援要請及び協力要請 第1 公共的団体等への協力要請	1 協力を要請できる公共的団体等 (9) 広島市地域女性団体連絡協議会
山口市	本編	第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第1節 自主防災思想の普及啓発	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。
		第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発 第4項 各種団体等に対する普及啓発	1 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体、その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及啓発を図る。
		第2編 災害予防計画 第2章 防災活動の促進 第1節 消防団・水防団の育成強化 第1項 消防団の育成強化	3 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
		第2編 災害予防計画 第2章 防災活動の促進 第2節 自主防災組織の育成	このため、市民の相互助け合いの精神に基づき、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。
		第2編 災害予防計画 第3章 防災訓練の実施	基本的な考え方 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。
		第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 避難計画 第8項 避難順位の一般的基準	1 病弱者、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦 2 乳幼児、学童 3 女性 4 その他者 5 防災従事者

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山口市	本編	第2編 災害予防計画 第7章 避難予防対策 第1節 避難計画 第16項 土砂災害警戒区域における措置	(2) 社会福祉施設 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童 福祉施設(母子生活支援施設を除く)、身体障害者更生支援施設(身体障がい者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
		第2編 災害予防計画 第9章 要配慮者対策 第1節 社会福祉施設、病院等の対策 第1項 組織体制の整備	1 市は、社会福祉施設、病院等の管理者を指導、支援し、災害時における高齢者、障がい者、妊産婦等の入所者、入院患者等の安全確保に係る組織体制の整備を促進する。
		第2編 災害予防計画 第9章 要配慮者対策 第3節 防災知識の普及啓発・訓練 第1項 防災知識等の普及啓発	1 市は、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第2編 災害予防計画 第9章 要配慮者対策 第3節 防災知識の普及啓発・訓練 第2項 防災訓練	2 市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第1節 一般火災予防計画 第1項 火災予防対策の推進	5 地域における防火安全体制の充実 (1) 自主防災組織の育成充実 火災や地震等の災害から地域を守るには、市民一人一人の自覚と近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた町内会、自治会、管内事業者、女性・高齢者、社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに、既存の防火クラブ(幼年・少年・婦人の各クラブ等)の活性化等についても一層推進する。
		第2編 災害予防計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画【健康福祉対策部】 第4項 災害救助法に基づく医療・助産計画	2 助産 (3) 助産のために支出できる費用(妊婦の移送費は別途計上)
		第2編 災害予防計画 第5章 避難計画 第1節 避難勧告・指示 第4項 避難誘導	1 被災地近傍の空き地等の一時集合同所に避難者を集合させたのち、あらかじめ定めてある避難場所等に誘導する。この場合、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者を優先して避難誘導する。 5 高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者の避難に際しては、避難経路等の状況に応じ、車両、船艇等を活用するなど配慮する。
		第2編 災害予防計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置・運営第1項 避難所の開設・運営	2 避難所の管理・運営 (4) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境、情報伝達、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、また同伴したペット等に配慮する。特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。
		第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画【総務対策部・地域生活対策部・関係対策部】 第1項 生活必需品等の供給体制	3 生活必需品等の供給方針の決定 (2) 品目の要量把握 高齢者、幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者や女性に必要な生活必需品等の需要の把握については特に考慮して行う。
		第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生計画 第3節 清掃計画【都市建設対策部・環境対策部】 第3項 障害物除去計画	(3) 障害物除去の方法 ア 対象世帯の調査・選定 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯)を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山口市	本編	第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生計画 第1節 応急仮設住宅の供与【都市建設対策部】 第1項 応急仮設住宅の建設	2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件 (2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
		第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画	基本的な考え方 災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細やかな支援策を保健・福祉施設等の連携のもとに総合的に講じていく必要がある。
		第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市建設対策部】 第1項 避難誘導	3 避難誘導の方法 避難勧告等が出された場合、市は、警察署、消防署及び消防団・自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦等を優先する。
		第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市建設対策部】 第2項 避難所の設置・運営	1 避難所の管理 (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。 (3) 女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。 2 被災者の他地区等への移送 避難所での生活が極めて困難な高齢者、障がい者、妊婦等については、あらかじめ協力・連携体制を確保している宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送等必要な配慮を行う。
		第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市建設対策部】 第3項 生活の場の確保	1 応急仮設住宅の建設及び供与 (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。
		第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第2節 保健・福祉対策【健康福祉対策部】 第3項 福祉対策	4 生活資金等の貸付 生活福祉資金、母子・父子寡婦福祉資金等の貸付等の支援措置を講じる。
		第3編 災害応急対策計画 第20章 火災対策計画 第1節 火災防ぎよ計画 第3項 消防活動	4 住民に対する安全対策 (2) 避難勧告・指示 ウ 避難場所・避難誘導 (イ) 避難順位 火災現場の風下に位置する住民のうち病弱者、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、子供、女性を優先する。
		第4編 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第3項 住宅の建設	4 住宅資金の確保 (2) その他の災害関連住宅資金の確保 低所得者世帯、障がい者世帯又は母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合においては、生活福祉資金の住宅資金貸付又は母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金貸付を受けることができる。 イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金
		第4編 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第4項 生活資金の確保	2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。 (1) 母子福祉資金 配偶者のいない女子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を推進するために貸し付けられるもので、県が貸付けを行う。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山口市	本編	第4編 災害復旧・復興計画 第2章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進	(4) その他の特別の財政援助及び助成 エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
		第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第1節 自主防災思想の普及啓発	被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。
		第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発 第4項 各種団体等に対する普及啓発	1 市及び市教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体その他の団体を対象とした各種研修会、集会等を通じて、地震防災に関する知識の普及啓発を図る。
		第2編 災害予防計画 第2章 防災活動の促進 第1節 消防団の育成強化 第1項 消防団の育成強化	3 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団への参加を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
		第2編 災害予防計画 第2章 防災活動の促進 第2節 自主防災組織の育成	市民の相互助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める
		第2編 災害予防計画 第3章 防災訓練の実施	基本的な考え方 被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するように努める。
		第2編 災害予防計画 第9章 避難予防対策 第1節 避難計画 第7項 避難順位の一般的基準	1 病弱者、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦 2 乳幼児、学童 3 女性 4 その他 5 防災従事者
		第2編 災害予防計画 第12章 要配慮者対策 第3節 防災知識等の普及啓発・訓練 第1項 防災知識等の普及啓発	1 市は、高齢者、障がい者及びその家族等に対し、分かりやすい広報資料、パンフレット等により、災害に対する基礎的知識、家庭内での予防・安全対策等の理解を高めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第2編 災害予防計画 第12章 要配慮者対策 第3節 防災知識等の普及啓発・訓練 第2項 防災訓練	市は、防災訓練を実施する際、高齢者、車椅子利用者等を想定した避難誘導、情報伝達など訓練内容にも配慮し、直接の参加を呼びかけるとともに、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、円滑な避難誘導等が行えるようその支援体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第2編 災害予防計画 第17章 津波災害予防対策 第1節 津波防災意識の向上 第4項 要配慮者への配慮	県及び市は、防災知識の普及や防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制を整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
第3編 災害応急対策計画 第4章 避難計画【本部事務局】 第1節 避難勧告等 第4項 避難誘導	5 高齢者、障がい者、妊産婦等の要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船舶等を活用するなど配慮する。		
第3編 災害応急対策計画 第4章 避難計画【本部事務局】 第2節 避難所の設置運営 第1項 避難所の開設・運営	2 避難所の管理・運営 (2) 管理責任者は、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等に留意しながら避難者の確認を行い、避難者名簿(様式3-1)を作成する。この名簿は、安否情報、物資の配分等に活用するものであるため、正確かつ迅速な対応を行う。		

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山口市	震災対策編		2 避難所の管理・運営 (4) 避難所の運営にあたっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、高齢者、障がい者、妊産婦等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。
		第3編 災害応急対策計画 第8章 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画【総務対策部・地域生活対策部・経済産業対策部】 第1項 生活必需品等の供給体制	3 生活必需品等の供給方針の決定 (2) 品目の要望把握 高齢者、幼児、妊産婦、傷病者等要配慮者や女性に必要な生活必需品の需要の把握については、特に考慮して行う。
		第3編 災害応急対策計画 第9章 保健衛生計画 第3節 清掃計画【都市建設対策部、環境対策部】 第3項 障害物除去計画	(3) 障害物除去の方法 ア 対象世帯の調査・選定 半壊及び床上浸水した全世帯(被災世帯を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況(被保護者、身障世帯、老人世帯、母子世帯、要保護世帯等の別)、市民税課税状況(非課税、均等割、所得割の別)、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。
		第3編 災害応急対策計画 第10章 応急仮設住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与【都市建設対策部】 第1項 応急仮設住宅の建設	2 応急仮設住宅に収容するり災者の条件 (2) 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない者 ウ 特定の資産がない未亡人、母子世帯
		第3編 災害応急対策計画 第12章 要配慮者支援計画	基本的な考え方 震災時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、震災直後の避難からその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細やかな支援策を保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく必要がある。
		第3編 災害応急対策計画 第12章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市建設対策部】 第2項 避難所の設置・運営	1 避難所の管理 (1) 避難所を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、高齢者、障がい者、妊産婦、遺児等の把握に努めるとともに、平常時に把握している避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障がい者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。 (3) 避難所において、高齢者、障がい者、妊産婦等については、行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮するものとする。
		第3編 災害応急対策計画 第12章 要配慮者支援計画 第1節 避難誘導・避難所の管理等【地域生活対策部・健康福祉対策部・都市建設対策部】 第3項 生活の場の確保	1 応急仮設住宅の建設・供与 (2) 入居者の選考に当たっては、高齢者、障がい者、妊産婦世帯等に配慮する。
		第3編 災害応急対策計画 第12章 要配慮者支援計画 第2節 保健・福祉対策【健康福祉対策部】 第3項 福祉対策	4 生活資金等の貸付、生活福祉資金の災害援護資金、母子・父子寡婦福祉資金等の支援措置を講じる。
		第3編 災害応急対策計画 第19章 津波災害応急対策計画 第3節 避難誘導	3 予想される津波到達時間を考慮しつつ、高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者の避難支援等を行う。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
山口市	震災対策編	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第3項 住宅の建設	4 住宅資金の確保 (2) その他の災害関連住宅資金の確保 低所得者世帯、障がい者世帯及び母子・父子・寡婦世帯が、災害により滅失した家屋の再建をする場合に… イ 母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金
		第4編 災害復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保 第4項 生活資金の確保	2 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け 母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金とも災害を受けたことを条件とした融資ではないが、災害の場合、事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金について、据置期間の特例が設けられている。 (1) 母子福祉資金
		第4編 災害復旧・復興計画 第2章 公共施設の災害復旧・復興計画 第2節 災害復旧事業の推進 第6項 激甚法に基づく激甚災害の指定促進	(4) その他の特別の財政援助及び助成 エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
徳島市	地震対策編	第3章 災害応急対策計画 第10節 避難所等の運営 第6 女性の視点や子育てニーズ等に配慮した対策	過去の災害や東「J」本大震災では、避難所運営において、避難所のリーダー等が男性主体である場合が多く、女性の意見や要望が届かない場合があったため、避難所運営には、女性の参画を促し、男女双方の視点から次のとおり避難所運営体制を構築する。 (1) 避難所等の運営における女性の参画を推進する。 (2) 男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。 (3) 妊産婦や育児中の母親等に配慮した対策を行う。 (5) 女性や子どもの防犯対策に努める。 (6) 様々な女性や子育てニーズに配慮する。 (7) 食糧や生活必需品等の支給に当たり、乳幼児や妊産婦、高齢者、食物アレルギーのある人、女性等に配慮する。
		第1章 総則 第9節 計画の推進 5 防災への女性の参画について	男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する方針十決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
高松市	地震対策編	第2章 災害予防計画 第14節 食料、飲料水及び生活物資確保計画 第1 市による物資等の確保 4 生活物資の確保	生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。
		第2章 災害予防計画 第20節 自主防災組織育成計画 第1 地域住民等の自主防災 2 自主防災組織の編成	(2) 高松地区防火安全協会、高松市女性防火クラブ等は、積極的に育成強化に努めるものとする。 (3) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。
		第2章 災害予防計画 第20節 自主防災組織育成計画 第4 消防団の活性化	消防団は、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されることから、女性団員や大学生を中心とした機能別団員の確保を強化するとともに、装備の充実や知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。
		第2章 災害予防計画 第24節 帰宅困難者対策計画 第3 避難所等の提供	滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。
		第2章 災害予防計画 第15節 避難計画 第5 避難誘導	高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
高松市	地震対策編	第2章 災害予防計画 第15節 避難計画 第6 避難の方法 1 避難の順序	避難のため立ち退きの誘導に当たっては、警察等の防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、自治会単位で集団避難を行うものとし、高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の当配慮者の避難を優先する。
		第3章 災害応急対策計画 第7 避難所の開設及び運営 2 避難所の運営	(2) 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分に配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等との連携を図るものとする。 (6) 高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、避難所の一部に一定の配慮がなされた部屋やエリアを確保し、指定避難所福祉エリアを開設する。 (8) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
		第3章 災害応急対策計画 第18節 生活必需品等供給計画 第1 実施責任者	2 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。
		第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫及び保健衛生計画 第2 保健衛生対策 1 心と身体の健康相談等	(1) 子供、妊産婦、障がい者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
		第3章 災害応急対策計画 第19節 防疫及び保健衛生計画 第2 保健衛生対策 2 栄養相談等	栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。 ・乳幼児、妊産婦、障がい者、難病患者、高齢者等の要配慮者に対する栄養指導
		第4章 災害復旧計画 第18節 災害復旧・復興計画 第5 計画的復興 1 復興計画の作成	復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場面に女性や障がい者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。
		第4章 災害復旧計画 第2節 民生安定のための緊急措置に関する計画 第2 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け等 6 被災母子世帯に対する母子福祉資金貸付	民生委員、児童委員の協力を得て、母子福祉資金の貸付業務を円滑に行う
		第4章 災害復旧計画 第3節 復旧・復興に伴う財政措置 第3 国が負担又は補助する範囲 4 激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費(災害対策基本法第97条、第98条、第99条関係)	④その他の特別の財政援助及び助成(第16条、第17条、第19条～第22条、第24条、第25条関係) 工 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
		第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保等に関する事項 第3 避難対策等 5 避難誘導	(1) 地域コミュニティ協議会や自治会は、在宅の高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
松山市	地震災害対策編	第1章 総則 第1節 計画の趣旨 第2 計画の性格	地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画及びその他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じて見直しを行う。
松山市	地震災害対策編	第1章 総則 第6節 防災ビジョン 第3 災害に強いひとづくり 2 施策	(4) 消防団の強化：地域の消防団員、女性消防団員、機能別消防団員
		第2章 災害予防計画 第1節 防災活動の啓発 第1 防災思想・知識の普及 4 市民に対する啓発	普及に当たっては避難行動要支援者や被災時の男女ニーズ違い等、双方の視点に十分に配慮する。 (1) 普及・啓発の内容 コ 避難行動要支援者や被災時の男女のニーズの違い等に関する
		第2章 災害予防計画 第1節 防災活動の啓発 8 各種防災マニュアルの整備	防災マニュアルの策定に当たっては多様なニーズを考慮しながら男女共同参画の視点で作成する。
		第2章 災害予防計画 第1節 防災活動の啓発 第2 地震防災訓練	被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に充分配慮するなど、日常的な訓練の実施に努める。
		第2章 災害予防計画 第4節 自主防災体制の整備 第3 自主防災組織の果たすべき役割 1 平常時の活動	(1) 防災知識の普及 また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練実施などにより、防災意識の普及に努める。
		第2章 災害予防計画 第10節 市民生活の確保計画 第1 避難計画 3 避難場所の設備及び資器材の配備	避難場所に必要な設備及び資器材は、高齢者、障がい者等の要配慮者及び男女双方の視点にも配慮の上、おもむね次の設備及び資器材を必要とでき、迅速に配備できるよう努める。
		第2章 災害予防計画 第11節 要配慮者・避難行動支援の安全確保計画 第1 要配慮者の定義	要配慮者とは、改正災害対策基本法(平成25年6月21日公布)において規定された用語であり、具体的には、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、外国人、乳幼児、妊産婦等、防災上の配慮が特に必要とされる者をいう。
		第2章 災害予防計画 第11節 要配慮者・避難行動支援の安全確保計画 第4 避難行動要支援者への配慮 5 避難誘導体制の整備等	避難場所等の指定にあたっては、バリアフリー 避難場所等に関する事業の進捗状況や、地域の要配慮者、特に避難行動要支援者の実態に合わせた利便性、便性、安全に充分配慮した福祉避難所の指定を行うほか、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、プライバシーの確保や、男女ニーズの違いにも配慮し、多様な非難場所の確保に努める。
		第3章 災害応急対策 第5節 避難活動 第4 指定避難所の運営管理 2 指定避難所における措置	(4) 生活環境の管理 ・指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努め、また、避難の長期化等必要に応じて、暑さ寒さ対策やごみ処理等の衛生面、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等双方の視点等に立った環境整備に配慮 ・特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭ニーズにも配慮
		第3章 災害応急対策 第8節 災害拡大防止活動 第1 消防活動 6 自主防災組織及び女性防火クラブの活動	(タイトル通り)

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
松山市	地震災害対策編	第3章 災害応急対策 第9節 生活救援活動 第2 食料の供給 8 住民及び自主防災組織等の活動	自主防災組織、女性防火クラブは必要により炊き出しを実施する。
		第3章 災害応急対策 第9節 生活救援活動 第5 応急仮設住宅の確保等 1 応急仮設住宅の建設	(8) 応急住宅の運営管理 女性の参画を推進し、女性を初めとする生活者の意見を反映できるように配慮する。
		第3章 災害応急対策 第10 節 避難行動要支援者救援活動 第2 指定避難所生活等における対策 2 避難生活の確保	指定避難所へ移送した避難行動要支援者に対しては、社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、その状況を把握し、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等への配慮も含め適切な福祉サービスの提供に努める。
		第4章 災害復旧・復興計画	復旧・復興にあたっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。
		第4章 災害復旧・復興計画 第2節 復興計画 第1 復興計画の作成 1 復興計画の作成	被災地の復興対策については、災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するなど問題が明らかになっており、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立し、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ計画的に行う。
		第4章 災害復旧・復興計画 第2節 復興計画 第3 被災者の生活再建等への支援 1 被災者の自律的生活再建の支援	(3) 資金の貸付等 母子福祉資金
高知市	地震・津波対策編	第1章 総則 第6節 基本方針	防災に関する政策及び方針決定過程などにおいて女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立します。
		第1章 総則 第7節 本計画における用語について	要配慮者 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など特に配慮が必要な方をいいます。
		第3章 災害予防対策 第14節 避難施設及び体制の整備 2. 方策 2-1 公助	(4) 避難所の開設及び運営体制の整備 マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に災害時要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。
		第4章 災害応急対策 第18節 避難所の開設及び運営 2. 方策 2-2 公助	(2) 避難所の運営管理 ・避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮します。 ・女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置や、生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めます。
		第4章 災害応急対策 第19節 生活必需物資等の供給 2. 方策 2-2 公助	(2) 生活必需物資等の確保 生活必需物資等を確保する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。 (5) 生活必需物資等の配分 配分する際は、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮します。
		第4章 災害応急対策 第26節 住宅等応急対策 2. 方策 2-1 公助	(4) 応急仮設住宅の運営管理 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
		第5章 災害復旧・復興対策 第2節 復興の基本方向及び復興計画 2. 方策 2-2 公助	(3) 女性及び要配慮者の参画促進 復旧・復興計画策定に関する組織等において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても参画を促進するよう努めます。
高知市	高知市南海トラフ地震防災対策推進計画	第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 第2節 円滑な避難の確保 第3 避難場所及び避難所の運営及び安全確保 2. 避難所の運営及び安全確保のために準備すべき事項	マニュアルでは、多様な避難者の視点に立ち、特に要配慮者の特性や被災時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所の運営管理方法について記載します。
		第5章 防災訓練計画 第2節 訓練実施上の留意点	(3) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
		第6章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第2節 地域住民等に対する教育 第1 地域住民等の防災教育 2. 普及すべき事項	要配慮者や被災時の老若男女のニーズの違い及び様々な視点について十分に配慮を行うものとしします。
		第1章 総則 第6節 防災計画の修正	この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年定期的に検討を加え、必要があると認められるときは修正する。その際には、男女共同参画の視点や高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に対する配慮に留意するなど、人権尊重の視点に立つて検討を行う。
福岡市*	震災対策編	第2章 災害予防計画 第2節 自主防災体制の整備	また、防災・減災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、障がい者等の視点に十分配慮するよう努めるものとする。 1 自主防災組織の結成・活動支援 (3) 組織への活動支援策等 関係各局、各区役所及び消防団が連携し、リーダーの育成や訓練の指導を行うなど、地域における自主防災活動を活性化し、継続させるための具体的な活動支援策を検討・実施するとともに、自主防災組織など地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進する。
		第2章 災害予防計画 第2節 自主防災体制の整備 第3 要配慮者対策	3 要支援者以外の要配慮者対策の研究 要支援者以外の乳幼児や妊産婦、外国人などの要配慮者についても、必要に応じて適宜、市や関係機関、地域、福祉関係団体等が連携し、具体的な支援対策の研究を行う。
		第2章 災害予防計画 第5節 津波災害予防	3 津波防災知識の普及・訓練 (4) 普及、訓練における要配慮者等への配慮 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
		第3章 災害応急対策計画 第3 避難誘導	1 避難誘導 (2) 避難誘導時の留意事項 ③ 避難誘導時の要配慮者 才 妊産婦 避難所の運営は、区災害対策本部、施設管理者、自主防災組織、避難者、ボランティア等の相互協力により行う。その際、男女のニーズの違い等、男女双方の視点や高齢者、障害者の視点にも十分配慮するものとする。 1 避難所の運営体制 (3) 地域による自主運営組織 また、女性の視点や声を反映させるため、運営体制への女性の参画を図る。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
福岡市*	震災対策編	第3章 災害応急対策計画 第5 避難所の運営	3 避難所の運営 (2)避難所運営上の留意点 自主運営組織は、避難所を運営する際に次の事項に留意する。 ①プライバシーの確保や高齢者・女性の視点を取り入れた避難所運営、男女別の更衣室や仮設トイレ、物干し場の確保、乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保 ③犯罪発生防止、巡回警備の実施などによる安全性の確保、性犯罪やDVを防ぐための措置 ⑦必要物資及び女性、子育てニーズを踏まえた物資等の把握
		第4章 災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧・復興計画の基本方針 第1 災害復旧・復興の方針	3 避難所の運営 (3)要配慮者への配慮 ①要配慮者の把握 避難者名簿の作成時において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、病弱者等の配慮を要する避難者及びその心身の状況を把握する。 また、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
		第4章 災害復旧・復興計画 第3節 災害復旧事業に伴う国の財政援助	1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づく特別の財政援助 (4)その他の特別の財政援助及び助成 ④ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
		第1章 総則 第2節 北九州市防災会議 第2 委員・幹事	9 学識経験のある者 ・アジア女性交流・研究フォーラム ・北九州市男女共同参画審議会 ・北九州市女性団体連絡会議
北九州市*	災害対策編	第2章 災害予防計画 第3 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進	性別や年齢、国籍、心身の状態などが異なる多様な住民が、安全・安心を感じながら暮らし、活動できるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策に取り組むことが必要である。そのため、高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の中でも、災害時に支援を要する住民については、その取り巻く状況が異なることを認識し、行政と地域が協働しながら、避難計画、避難生活などにおいて、きめ細かな対策を推進する。また、防災対策の推進にあたっては、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した取り組みが必要である。そのため、防災施策に関する方針決定過程における女性の参画拡大を図るなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
		第2章 災害予防計画 第19 節 要配慮者支援体制の整備	災害から自らの命を守るため、警戒や避難勧告等の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力に着目し、これらについて支援を要すると予想される高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、要配慮者を取り巻く状況の変化などを踏まえながら、効果的な支援体制の整備を推進する。
		第2章 災害予防計画 第19 節 要配慮者支援体制の整備 第4 乳幼児、妊産婦等への支援体制の整備	流通備蓄を活用した紙おむつ、哺乳瓶、粉ミルクの供給や避難所における授乳スペースの確保など、乳幼児、妊産婦等へ配慮した対策に努める。
		第2章 災害予防計画 第21 節 地域における自主防災体制の整備 第4 自主防災組織の強化	3 市は、自主防災組織の活動の充実に向けて、災害時に住民相互の助け合いができるよう、日頃からの地域活動、及び女性の参画を促進し、地域コミュニティの活性化に努めるものとする。
		第2章 災害予防計画 第21 節 地域における自主防災体制の整備 第6 災害時活動マニュアルの作成	災害時活動マニュアルの作成にあたっては、高齢者、障害者等要配慮者に十分配慮し、地域において高齢者、障害者等要配慮者を支援する体制の確立に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
北九州市*	災害対策編	第2章 災害予防計画 第24 節 避難場所等の整備 第4 予定避難所の必要な機能の整備	予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努める。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮したものとする。1 耐震化、バリアフリー化の推進 2 通信機器(電話、FAX)通信設備(テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線)の配備 3 更衣及び授乳スペース等の確保 4 その他避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備
		第3章 災害応急対策計画 第6 節 災害の広報・広聴 第8 市民相談・問い合わせ対応体制の確立	1 市民相談・問い合わせ窓口の設置 女性相談窓口の設置(総務部)
		第3章 災害応急対策計画 第9 節 津波対策 第7 避難行動要支援者などの避難への支援	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への支援については、「第2章第19 節 要配慮者支援体制の整備」に基づき実施する。
		第3章 災害応急対策計画 第20 節 避難者の受入れ対応第3 避難所の運営	4 男女のニーズの違いへの対応や男女共同参画の視点を踏まえた運営 避難所の運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別の物干し場、更衣及び授乳スペースの設置、避難場所等における安全性の確保など、男女双方の視点や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
佐賀市	第1編 総則	第1章 総則 第2節 計画の性格及び構成 7 計画の用語	7 要配慮者 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、災害時において避難行動や避難所生活において特に配慮を要する者
		第1章 総則 第4節 計画の推進 2 計画の推進	なお、推進にあたっては、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
		第4章 防災対策推進の方向 第2節 防災ビジョン 2 基本目標	(2)災害に強いづくり オ 臨海部防災型 組織の活性化を図るにも青年層や女へ参加促進す。
長崎市	基本計画編	第2章 地震 災害予防対策計画 第1節 安全・安心なまちづくり 第3項 公共施設、交通等の整備 2 公共施設等の耐震性の確保	避難所となる学校・公民館等の施設に、必要に応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペース及び通信設備等を整備し、避難所としての機能を向上させる。
		第1章 総則 第1節 計画の策定方針 6 男女共同参画 等の多様な視点を取り入れた防災体制確立	(タイトル通り)
熊本市*	共通編	第4章 震災応急対策計画 第7節 避難計画	住家等が被害を受けてめくった市民等に対して避難所を速やか開設、女性要配慮者の視点運営を実施する。運営を実施する。
		第7章 災害復興計画 第1節 災害復興体制の確立 3 災害復興計画の策定	(3) 計画策定において配慮すべき事項 男女共同参画等の観点から女性、子ども、高齢者、障害者等の参加や意見に配慮する体制の構築に努める。
熊本市*	共通編	第1章 総則 第3節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～ 第2項 新たな課題と教訓への対応	1 熊本地震の課題と教訓 平成28年(2016年)4月14日の前震に続く16日の本震、更に相次いだ激しい余震により、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人々も避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に上り、さらに、地震による家屋の倒壊を恐れる人、妊産婦、乳幼児やベットのいるために指定避難所での生活を遠慮する人たちが、野宿やスーパー・コンビニなどの駐車場で寝泊まりする「車中泊避難」が急増した。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
熊本市*	共通編	第1章 総則 第3節 基本理念～市民・地域・行政の災害対応力の強化～ 第4項 基本理念の実現に向けて	1 市民 地域 行政 役割 (3) 市の役割 そのためには、必要な改善を速やかにいえる体制・組織づくりや、様々な災害に対するハードとソフト両面の対策を着実に推進するとともに、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性の視点なども積極的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。
		第1章 総則 第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて 第1項 市民及び地域の取り組み	【避難所の種類】 ⑥ 市が指定している「福祉避難所」市指定避難所や補助避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 2 災害発生時に対応すべきこと (5) 避難所生活の助け合い また、要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者のスペースや 食事を優先するなど、互いに助け合いながら避難所生活を送る。
		第1章 総則 第7節 市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて 第2項 市の取り組み	1 災害に強い都市・ひと・地域づくり (2) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進 市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等への理解を促進し、災害時に市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。 イ 地域における支え合い活動の推進 (7) 災害時に市民が「共助」の精神で互いに支え助け合えるよう、地域に暮らす 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等の災害弱者をはじめとした様々な市民に対する日頃からの理解を促進し、地域における支援体制の整備を進る。 3 避難所運営の見直し・強化 また、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等での生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮(障がい者等にとっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮※10)をすするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組んでいく。 (1) 避難所の指定・運営方法等の見直し ア 地域防災計画の見直しの中で、熊本地震における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定のあり方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討する。 4 被災者の生活再建に向けたトータルケア さらに、高齢者や障がい者、妊産婦、子どもなどを対象に、震災によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていく。
		第2章 防災組織計画 第3節 市の防災組織 第3項 熊本市災害対策本部	7 事務分掌 市民局対策部長(市民局長) 市民総務・応急支援班長(市民生活部長) 担当課 男女共同参画課
		第3章 災害予防計画 第1節 災害に強い人づくり・地域づくり 第1項 防災知識 普及啓発	1 計画の方針 その際には、要配慮者への対応や男女双方の視点等に配慮するものとする。 3 市民等に対する防災知識の普及 (1) 方法 また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。
			2 地域住民等 自主防災組織(自主防災) (1) 自主防災組織の結成 その際、男女共同参画の観点から、女性の参画の拡大に努めるものとする。 ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
熊本市*	共通編	第3章 災害予防計画 第1節 災害に強い人づくり・地域づくり 第2項 自主防災組織育成計画	2 地域住民等 自主防災組織(自主防災) (5) 主な活動内容 ア 平常時の活動 自主防災クラブ(未結成の町内自治会等を含む。)において、防災知識の普及、地域版ハザードマップの作成、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守、緊急連絡網の作成を実施し、この活動により区域内の住民の防災意識の向上を図ると共に、災害時における「自助」「共助」力を強化する。この際、特に災害時要援護者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。
		第3章 災害予防計画 第1節 災害に強い人づくり・地域づくり 第3項 防災訓練計画	また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点にも配慮するよう努めるものとする。 6 訓練の時期・場所等 (5) 訓練実施における要配慮者等への配慮 防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等要配慮者 に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努めるものとする。
		第3章 災害予防計画 第2節 行政の災害対応力の強化	4 物資供給計画 (1) 基本的方針 才 避難者想定数及び上記を踏まえ、女性、子ども、高齢者、障がい者等の災害弱者の視点に立ち、災害初動時に必要となる非常食、生活物資、資機材等の備蓄対策とする。
		第3章 災害予防計画 第1項 避難場所及び避難所の定義と指定	計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。 (6) 福祉避難所 市指定避難所や補助避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 3 福祉避難所の拡充等 高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等、避難所等での生活に支障がある方々に対して、その家族や支援者も含め、十分な配慮(障がい者等にとっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮)をすするとともに、福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組むものとする。
		第3章 災害予防計画 第4節 避難計画 第1項 避難場所及び指定避難所の開設・運営体制の整備	2 風水害・地震等の災害が発生するおそれのある場合、又は発生した場合 (2) 責任者の役割 イ 運営責任者 (イ) この際、市はプライバシーの確保、男女共同参画の視点への配慮、障害者差別解消法に基づく合理的配慮、感染症予防・まん延防止及び食中毒発生予防等への対応、体調・栄養管理ができる医療関係者の配置や巡回基準等を定めた「避難所開設・運営マニュアル」を作成し、これに基づいた地域住民と連携した訓練の実施に努めるものとする。
		第3章 災害予防計画 第5節 要配慮者等支援対策 第2項 要配慮者 災害時要援護者 避難行動要支援者」の定義と関係	1 要配慮者 ○妊産婦 2 災害時要援護者 ○妊産婦
		第3章 災害予防計画 第5節 要配慮者等支援対策 第4項 要配慮者対策	1 在宅要援護者対策 また、妊産婦・乳幼児がいる家庭や高齢者のみの家庭、常時一人暮らしの高齢者においても防災上の特段の配慮が必要である。
		第3章 災害予防計画 第6節 医療救護体制の整備 第2項 災害時 医療救護体制 整備	8 個別疾患等 対 医療 確保 (2) 妊産婦、新生児 市、県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊産婦、新生児について、医療機関の受入状況の把握に努めるものとする。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
熊本市*	共通編	第3章 災害予防計画 第9節 被災者の生活再建のための事前対策 第2項 被災者生活支援制度の整備等	3 学校にスクールカウンセラーを配置するなど相談支援体制を強化し、心のケアを充実させる。妊産婦・乳幼児においても、心身の健康等に関する相談支援体制を確保する。
		第1章 災害応急対策計画 第8節 避難対策 第4項 指定緊急避難場所及び避難所開設 管理運営	イ 防災関係機関 防災関係機関は住民等の避難誘導にあたって、市と協力するとともに、次の事項に留意した誘導を行うものとする。 (イ) 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等の要配慮者に配慮しつつ、災害発生状況等に応じて効果的な装備資機材を活用し避難誘導を行うものとする。 【居住スペースの割り振りにおけるポイント】 ○高齢者・障がい者・女性や子どもの安心・安全、プライバシーの保護、感染症予防に配慮し、段ボールやベニヤ板等で間仕切りを行う。 ○空き教室や空き部屋を活用して、乳幼児・妊産婦のいる世帯向けの部屋、小さい子供のいる世帯向けの部屋などのスペースを確保する。 ○男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、女性スタッフと十分協議してスペースを確保する。(女性用仮設トイレは多めに設置する。衛生用品はトイレ内に常備する。女性用と男性用のスペースはなるべく離れて設置する。など) 2 突発的かつ大規模な災害にまで至らない地震・津波災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合 (4) 避難所の開設・運営 (7) 居住区域の割り振り 居住区域の割り振りは、要配慮者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。特に、高齢者・障がい者・女性や子どもの安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保することとし、乳幼児・妊産婦のいる家族の割り振りは、育児スペース等(大きな配置など)を考慮する。また、男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。
	第1章 災害応急対策計画 第17節 医療救護対策計画 第4項 個別疾患対策	2 妊婦、新生児 県は、あらかじめ、高度医療を必要とする妊婦、新生児について、医療機関の受入 状況の把握に努めるものとする。	
	第1章 災害応急対策計画 第20節 保健衛生計画 第20項 保健衛生計画	特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。	
	第1章 災害応急対策計画 第22節 住宅対策 第8項 応急仮設住宅 運営管理	3 応急仮設住宅 管理 この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始点とする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 また、孤立化や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視점에配慮するものとする。	
	第2章 災害復旧・復興計画 第3節 市民生活安定のための緊急措置 第4項 災害弔慰金等 支給及 貸付制度	2 災害援護資金・住宅資金等の貸付 (3) 母子父子寡婦福祉資金 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の規定に基づき、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける制度である。	

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及	
熊本市*	地震・津波災害対策	第2章 災害復旧・復興計画 第4節 公共施設の災害復旧 第3項 災害復旧 伴 財政援助 確保	■激甚法による財政援助 その他の財政援助及び助成 ○母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	
		第2章 災害復旧・復興計画 第6節 復興計画 第1項 策定方針	なお、策定過程においては積極的に市民参画の機会を設け、高齢者、障がい者、妊産婦等の多様な市民の意見等を復興計画へ反映するよう努めるものとする。	
	大分市	震災対策編	第3部 災害予防計画 第1章 計画の目的 第3節 計画の概要 2 計画の構成及び内容	計画の策定にあたっては、防災分野での固定的な性別による役割分担を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画に配慮するものとする。
			第3部 災害予防計画 第3章 災害に強い人づくり 第6節 帰宅困難者の安全確保 1 宿泊場所の確保	宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。
			第3部 災害予防計画 第4章 災害応急対策のための事前措置 第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施に関する計画 2 被災者の保護・救護のための事前措置	(2)市における食料、水、生活用品の備蓄 備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。
			第4部 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第12節 帰宅困難者対策計画 3 宿泊場所の確保	宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。
			第4部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営計画 1 避難所の運営	(4) 避難所の運営管理について ウ 要配慮者や男女双方の視点に配慮した避難所運営 (ア) 避難所を運営するため、避難所運営委員会を設置する場合は、男女のニーズの違いに配慮して男女双方から役員を選出すること。 (イ) 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。 (エ) 男女別のトイレや更衣(又は化粧)スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。 (オ) 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。 (カ) 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。 (キ) 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。
			第4部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第2節 要配慮者に対する福祉計画 6 児童に係る対策	工 孤児、遺児については、母子福祉資金の貸し付けや遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。
			第4部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第2節 要配慮者に対する福祉計画 1 要配慮者に係る対策	(4) 要配慮者への支援ニーズを把握するため、専門の相談窓口を設置し、把握した個別ニーズに対しては、速やかに対応するよう努める。また、相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置を行うとともに、巡回相談員を配置し、フォローアップを行う。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
大分市	震災対策編	第4部 災害応急対策計画 第3章 被災者の保護・救護のための活動 第4節 食糧等の調達及び配送計画 3 生活必需品の供給	(3)供給の方法 生活必需品等の供給は、原則として被災者支援部が指定避難所等で実施し、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得るとともに、女性用品の取扱いや配布等においては、女性が行うなど可能な限り避難者に配慮した供給ができるよう物資支援部及び地域対策部と密接な連携を図りながら実施する。
		第5部 災害復旧計画 第1章 災害復旧・復興の基本方針	復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
宮崎市	第2編 地震災害対策編	第2章 災害予防計画 第16節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給体制の整備 第2項 食糧・飲料水・生活必需品の供給体制の整備 3. 備蓄物資の運用	(2)物資供給 物資の配給に当たっては、高齢者・女性や子供等要配慮者に配慮する。
		第2章 災害予防計画 第20節 防災関係機関の防災訓練の実施 第2項 各種防災訓練計画 1. 地震防災訓練の実施	防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第3章 災害応急対策計画 第9節 食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動 第3項 生活必需品等供給対策 2. 生活必需品の調達及び配給	(1)生活必需品の内容 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資 生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用、品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等
鹿児島市	地震災害対策編	第1部 総則 第1章 計画の目的等 第2 計画の性格(その他の法令に基づく計画との関係)	3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進 被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、県民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。
		第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え 第1節 防災組織の整備	防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することにより、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。
		第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え 第4節 消防体制の整備 第1 消防活動体制の整備	1 消防活動体制の整備・強化(消防職員・団員) (3)消防団の育成強化 イ消防団の育成強化策の推進 イ消防団への参加促進 消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。
		第2部 地震災害予防 第2章 迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え 第5節 避難体制の整備 第4 避難所の収容・運営体制の整備	2 避難所の運営体制の整備 市町村は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル作成のためのガイドライン」(平成19年12月 鹿児島県)及び「避難所管理運営マニュアルモデル」(平成20年8月 鹿児島県)を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。
			2 県民への防災広報等による防災知識の普及啓発 (2)防災知識の普及・啓発の内容 普及に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮して行う。

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
鹿児島市	地震災害対策編	第2部 地震災害予防 第3章 県民の防災活動の促進 第1節 防災知識の普及啓発 第1 県民に対する防災知識の普及啓発	3 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発 青少年、女性、高齢者、障害者、ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、県防災研修センター(含防災出前講座)や公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した研修や訓練等に配慮する。
		第2部 地震災害予防 第3章 県民の防災活動の促進 第2節 防災訓練の効果的実施	3 訓練の方法 学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO法人やボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に關係する多様な主体と連携し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するなどして実戦的な訓練となるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
		第2部 地震災害予防 第3章 県民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第1 地域の自主防災組織の育成強化	2 自主防災組織の組織化の促進 (3)自主防災組織の組織づくり エ 青年団、女性団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。
		第2部 地震災害予防 第3章 県民の防災活動の促進 第3節 自主防災組織の育成強化 第2 防災リーダー等の育成強化	男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。
		第3部 地震災害応急対策 第1章 活動体制の確立 第1節 応急活動体制の確立 第1 県の応急活動体制の確立	2 県災害対策本部の組織 表3.1.1.1 災害対策本部の対策部、班の所掌事務 保健福祉対策部(保健福祉部長) 子ども福祉班 2 リ災した母子世帯及び父子世帯の支援に関すること。 3 リ災した妊産婦や乳幼児の保護に関すること。
		第3部 地震災害応急対策 第2章 初期期の応急対策 第12節 要配慮者への緊急支援	地震災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障害者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。
		第3部 地震災害応急対策 第2章 初期期の応急対策 第12節 要配慮者への緊急支援 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策	1 市町村が実施する対策 市町村は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。
		第3部 地震災害応急対策 第2章 初期期の応急対策 第12節 要配慮者への緊急支援 第4 児童に係る対策	2 県の支援活動 (1)孤児、遺児については、母子福祉資金の貸付け、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行う。
		第3部 地震災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営 第2 避難所の運営管理	1 避難所の運営管理 市町村 (7)多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
		第3部 地震災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第4節 生活必需品の給与	被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
鹿児島市	地震災害対策編	第3部 地震災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第10節 住宅の供給確保第1 住宅の確保・修理	1 応急仮設住宅の供給 (5) 応急仮設住宅の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
		第4部 地震災害復旧・復興 第2章 被災者の災害復旧・復興支援 第1節 被災者の生活確保第1 県民生活相談	表中の県の欄 1 相談にあたっては、災害によって生じた女性特有の問題や高齢者・外国人等に配慮する。
那覇市	地震災害編	総則編 第1章 総則 第3節 計画の基本方針 第1 計画の基本方針	5 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する。
		第2章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第3 配備・配置(総務総括班、秘書広報班、平和交流・男女参画班、人事班)	[別表] 災害対策本部の所掌事務 〔こどもらい部〕欄(所掌事務・応急期) ⑬母子・父子家庭等医療費助成の助成停止者への助成再開相談 [表中] 災害時における地方独立行政法人那覇市立病院の所掌事務 (所掌事務・初動期) ⑥応急手当、妊産婦の保護
		第2章 災害応急対策計画 第3節 災害時の広報 第3 広報広聴活動の実施	秘書広報班、平和交流・男女参画班は、被災者又は関係者からの電話等による問い合わせ、要望、相談等について広報広聴活動を行う。
		第2章 災害応急対策計画 第9節 避難対策 第3 避難誘導(企画財務部各班、消防部各班、警察署) 3 避難の誘導方法	避難誘導要領 (1) 次の者を優先して避難させる。 傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、高齢者等の要配慮者
		第2章 災害応急対策計画 第16節 災害時における「住」対策 第6 仮設住宅の需要の把握(学校教育班、学務班、教育研究班、教育相談班、青少年育成班) 2 入居の資格基準	③ 特定の資産のない未亡人、母子世帯

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
掛川市	地震対策編	第1章 総則 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 処理すべき業務の大綱	6 指定地方公共機関(※)要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦その他の特に配慮を必要とする者
		第2章 平時時対策 第1節 防災思想の普及 第1 普及すべき内容及び方法	1 普及事項 (7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮
		第2章 平時時対策 第1節 防災思想の普及 第2 市の防災思想の普及、徹底	3 市民に対する防災思想の普及・支援 (2) 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。 3 市民に対する防災思想の普及・支援 社会教育を通じての啓発 (1) 市教育委員会は、PTA、女性団体、青少年団体などの社会教育関係団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。
		第2章 平時時対策 第2節 自主防災活動	また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。
		第2章 平時時対策 第2節 自主防災活動 第4 市の指導及び助成	4 自主防災に関する意識の高揚 市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために必要な資料の提供、研修会等を市民団体等と協働して開催し、その際、女性の参画や市民協働の促進に努める。また、県が開催する研修会等へも積極的に参加させる。
		第2章 平時時対策 第2節 自主防災活動 第5 自主防災組織と消防団の連携	2 消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
		第2章 平時時対策 第3節 地震防災訓練の実施	なお、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
		第2章 平時時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 第10 要配慮者の支援	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その障がいの内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとする。
		第2章 平時時対策 第4節 地震災害予防対策の推進 第11 生活の確保	7 避難所の設備及び資器材の配備又は準備 なお、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した配備又は準備に努める。
		第3章 地震防災施設緊急整備計画 第3節 地震防災緊急事業5箇年計画 第2 地震防災緊急事業5箇年計画	4 防災上重要な建物の整備 (1) 社会福祉施設の整備 ア事業の目的 自力避難が困難な社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため、特別養護老人ホーム、知的障害者更生施設、母子生活支援施設、保育所及び認定こども園等の施設の耐震化を図る。
第4章 地震防災応急対策 第7節 避難活動 第2 避難所の設置及び避難生活	5 避難所の環境維持 (4) 市は、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。 6 男女共同参画 (1) 避難所の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の適任に努めると共に、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮する。(2) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営、女性や子供等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮する。		
第5章 災害応急対策 第5節 広域応援要請 第4 民間団体等に対する応援、協力の要請	1 応援、協力要請の対象とする民間団体等 (7) 青年団及び男女共同参画団体		

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
掛川市	地震対策編	第5章 災害応急対策 第7節 避難活動(全班) 第2 避難所の設置及び避難生活	3 避難所の設置及び避難生活 (5) 避難所の運営 ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、特に、女性 専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による 配布など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営、女性や子供 等の安全確保、プライバシーの確保、ベツスペースの確保等に配慮する。
		第5章 災害応急対策 第7節 避難活動(全班) 第5 帰宅困難者対策	1 一斉帰宅抑制に関する対応 (3) 大規模集客施設等の対応 なお、男女別のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。
		第5章 災害応急対策 第10節 地域への救援活動 第11 応急住宅の確保	3 応急建設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営 (2) 応急住宅の入居者の認定 イ 選考基準 (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯 3 応急建設住宅(プレハブ仮設住宅)の維持・管理・運営 (3) 要配慮者への配慮 応急建設住宅への収容に当たっては高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮すること。
		第5章 災害応急対策 第12節 被災者の生活再建等への支援 第2 実施事項	り災母子・寡婦世帯に対する母子・寡婦福祉資金 の貸付け 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員 貸付額「母子及び寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
		第6章 復旧・復興対策 第3節 震災復興計画の策定 第1 災害復旧・復興の基本方向の決定等	<計画作成の主旨> 被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまらず、総合的かつ 長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指す。被災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるように努める。 3 女性及び避難行動要支援者の参画促進 市は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を 促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。

(都市名の * 印は政令指定都市)

都市名	編	章	「男性/女性/男女/ジェンダー/母子/妊産婦」への言及
四日市市		第2部 災害予防対策編 第1章 震災対策 第1節 市民及び事業所の防災活動の促進	2 自主防災組織の育成・強化 (2) 自主防災組織の育成 また、組織だけでなく、個々の人材を養成するために、防災・減災女性セミナー、ファミリー防災講座等の研修を実施し、女性や子どもに対しても、防災研修を実施 するなど地域の防災力向上を図ります。 4 要配慮者支援対策の強化 (1) 地域ぐるみの要配慮者支援対策 市は、要介護者、高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者の安全確保 のため、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団及び市民と連携して、地域ぐるみで支援を行います。
		第2部 災害予防対策編 第1章 震災対策 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策・災害復旧・復興への備え	4 要配慮者支援対策の強化 (5) 女性や子どもに配慮した防災対策の強化 女性や子どもについては、男女共同参画の視点をとり入れた避難所運営の手引きを参考にしながら、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点や子ども の視点に立った防災活動となるよう十分配慮に努めます。 7 避難対策 (1) 要配慮者の避難体制の整備 市は、要介護高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等の要配慮者の避難体制を 整備するため、市と地域で情報伝達体制を整備します。
		第3部 災害応急対策編 第1章 震災対策 第5節 避難収容活動	8 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動 (4) 高齢者、障害者等への配慮 市は、食料、生活必需物資等の備蓄に際して、高齢者、障害者、女性、乳幼児等に対する配慮をした物資や、季節性、アレルギー対応に配慮した物資品目の検討を行い、備蓄するとともに、小売業者と応援協定を結び流通備蓄の確保を行います。 避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、子ども、障害者、外国人等の要配慮者に十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違いを考慮し、双方 の視点に立った整備を図ります。
		第4部 災害復旧・復興編 第2章 復興計画の立案	2 避難所の開設・運営管理 (2) 避難所の運営管理 市は避難所運営において、各地域単位または各避難所単位で作成したマニュアルを基本とし、男女共同参画の視点をとり入れた避難所運営の手引きを参考にしながら、要配慮者に対して配慮のある運営を地域が自主運営できるよう支援します。 4 要配慮者への配慮 市及び防災関係機関、自主防災組織、自治会などは、避難誘導、避難場所での生活環 境、応急仮設住宅への収容に当たっては、女性や高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外 国人等に十分配慮します。 また、復興対策の実施に当たっては、人権や男女共同参画等の観点から、復興のあらゆる場・組織における高齢者や女性等の参画に努めます。 4 復興計画の策定 なお、復興計画の作成に際しては、人権や男女共同参画の視点を心掛けるとともに要配慮 者へ配慮し、地域のコミュニティが被災者のこころの健康の維持を含め、被災地の物心両面に わたる復興に大きな役割を果たすことを踏まえ、その維持・回復や再構築に十分に配慮し ます。